別冊１

第５次いわき市障がい者計画
第６期いわき市障害福祉計画
第２期いわき市障害児福祉計画

令和２年 12 月

いわき市　保健福祉部

はじめに

後日あいさつ文挿入

令和３年３月

いわき市長　清 水 敏 男

目　次

第１編　第５次いわき市障がい者計画 1

第１章　計画策定の趣旨等 3
1　計画の背景と趣旨 3
2　法令等の改正の動き 4
3　制度改正の内容 5
4　ＳＤＧｓの視点による障がい福祉施策の推進 10
第２章　本計画の位置づけ等 11
1　計画の位置づけ 11
2　他計画との関連 12
3　計画の期間 13
4　計画の対象範囲 13
5　本市における圏域（区域設定）の考え方 13
6　計画の改定手続 14
第３章　障がい者等を取り巻く現状と課題 17
1　本市における障がい者数等の状況 17
2　障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果） 30
3　障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果 45
4　障がい者（児）関連団体実態調査結果 48
5　現計画の進捗状況 50
6　第４次いわき市障がい者計画（後期）の総合評価 52
第４章　基本理念及び基本目標 59
1　基本理念 59
2　基本目標 60
3　計画の視点 61
4　計画の体系 62
第５章　施策分野と基本的方向性 65
1　施策分野１　『啓発・広報』 66
2　施策分野２　『生活支援』 79
3　施策分野３　『保健・医療』 97
4　施策分野４　『生活環境』 109
5　施策分野５　『教育・育成』 119
6　施策分野６　『雇用・就業』 128
第６章　計画の推進 135
1　各主体の役割 135
2　計画の進行管理 136

第２編　第６期いわき市障害福祉計画 137

第１章　成果目標と目標達成のための方策 139

1　令和５年度までの目標値（成果目標）の設定 139

第２章　障害福祉サービス等の 必要な量の見込及び見込量確保のための方策 147

1　障害福祉サービス等の体系図 147

2　障害福祉サービス 148

3　相談支援 159

4　地域生活支援事業 161

第３編　第２期いわき市障害児福祉計画 172

第１章　成果目標と目標達成のための方策 174

1　令和５年度までの目標値の設定 174

第２章　障害児通所支援等の 必要な量の見込及び見込量確保のための方策 177

1　障害児通所支援・障害児相談支援 177

2　子ども・子育ての支援等における体制整備 182

【「障がい」の表記について】

市では、障がいの「害」という漢字表記について、平成16年２月に策定しました『新・いわき市障がい者計画』から「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

【「障がい者」及び「障がいのある方」等の表記について】

（１）原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」と表記します。
（２）名称等で「障がいのある方」と表記することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。
（３）法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。

第１編　第５次いわき市障がい者計画

第１章　計画策定の趣旨等

１　計画の背景と趣旨

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成 19 年９月以降、批准に向けて「障害者基本法」の改正（平成 23 年８月施行）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（平成 28 年４月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定（平成 28 年５月施行）、「発達障害者支援法」の改正（平成 28 年８月施行）など、国内法を整備し、障がい者施策を充実させてきました。

平成 30 年４月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）」が施行され、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある方による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしています。

これらの動きを踏まえ、平成 30 年３月には、地域共生社会の実現に向け、障がい者が社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援することを基本理念とする「第４次障害者基本計画（平成 30 年度～令和４年度）」が策定され、以降も、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定（平成 30 年６月施行）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（令和２年４月施行）など、障がい者関連施策の更なる推進が図られています。

また、令和２年５月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和２年厚生労働省告示第二百一三号）においては、これまでの基本指針で示されていた、地域における生活の維持及び継続の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた取組、発達障害者支援の一層の充実について見直しが行われ、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上等について新たに示されています。

本市においては、「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、共に生きる社会の実現」を基本理念とし、平成 30 年３月に障がい者施策の基本的方向を総合的、体系的に定めた『第４次いわき市障がい者計画（後期）』、障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた『第５期いわき市障害福祉計画』を策定するとともに、児童福祉法の改正に基づき新たに『第１期いわき市障害児福祉計画』を策定し、障がいのある方に関する施策の展開とサービスの提供に努めてきました。

このたび、現行計画の計画期間が令和２年度末をもって満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針等を踏まえて『第５次いわき市障がい者計画』及び『第６期いわき市障害福祉計画』、『第２期いわき市障害児福祉計画』を策定することとします。

2　法令等の改正の動き

平成 30 年３月の『第４次いわき市障がい者計画（後期）』及び『第５期いわき市障害福祉計画』、『第１期いわき市障害児福祉計画』策定以降、障害者総合支援法や障害者雇用促進法、バリアフリー法の改正法施行に加え、障がい者の文化芸術活動や読書環境の整備を推進する法律が新たに施行されるなど障がい者関連の法律・制度は年々変容しています。

年	国の主な動き
平成 30 年	３月　**「障害者基本計画（第４次）」策定** ４月　**「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（改正障害者総合支援法、改正児童福祉法）施行**（※1） ・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ６月　**「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行** ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体） 12 月　**「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（ユニバーサル社会実現推進法）施行** ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進
平成 31 年	３月　**「障害者文化芸術推進計画」策定** ・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	６月　**「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）施行** ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和２年	４月　**「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者雇用促進法）施行**（※2） ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 ６月　**「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（改正バリアフリー法）施行** ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進 ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大

※１　一部平成 28 年６月施行

※２　一部令和元年６月、９月施行

３　制度改正の内容

（１）第４次障害者基本計画について

国の「第４次障害者基本計画」（平成 30 年度～令和４年度）では、共生社会の実現に向け、障がいのある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念としており、「障害者権利条約の理念の尊重」「アクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等を横断的視点として掲げています。

障害者基本計画（第４次）の策定にあたっての基本的な考え方

１．障害者基本計画（第４次）の位置づけ

位置づけ：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画

計画期間：2018 年度(平成 30 年度)から 2022 年度（令和４年度)までの５年間

２．障害者基本計画（第４次）の背景

背景①：障害者権利条約の批准

⇨分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要

背景②：障害者差別解消法の施行

⇨差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要

背景③：2020 東京パラリンピックの開催決定

⇨先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障がい者施策の実現が必要

課題①　アクセシビリティの向上	課題②　性別、年齢による複合的困難への配慮	課題③　統計・ＰＤＣＡサイクルの充実
○社会的障壁の除去のため、**障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要** ○**社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる**ことを通じ、社会全体で強力に取組を推進	○**障がいのある女性や障がいのある子どもは複合的困難な状況**に置かれる場合がある ○**複合的困難に直面する障がい者に対するきめ細かい配慮が求められている**ことを踏まえて障がい者施策を策定・実施	○**Evidence Based Policy** の観点から障がい当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要 ○**PDCA サイクルを構築・着実に実行**し、障がい者施策の**不断の見直し**を行っていく

３．各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保	(2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上	(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4)障がい特性等に配慮したきめ細かい支援	(5)性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援	(6)ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

４．命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がい者と障がいのない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障がい者施策の基本的な方向

１.安全・安心な生活環境の整備

（１）住宅の確保
（２）移動しやすい環境の整備等
（３）アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
（４）障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

２．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

（１）情報通信における情報アクセシビリティの向上
（２）情報提供の充実等
（３）意思疎通支援の充実
（４）行政情報のアクセシビリティの向上

３．防災、防犯等の推進

（１）防災対策の推進
（２）復興の推進
（３）防犯対策の推進
（４）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

４．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

（１）権利擁護の推進、虐待の防止
（２）障がいを理由とする差別の解消の推進

５．自立した生活の支援・意思決定支援の推進

（１）意思決定支援の推進
（２）相談支援体制の構築
（３）地域移行支援、在宅サービス等の充実
（４）障がいのある子どもに対する支援の充実
（５）障がい福祉サービスの質の向上等
（６）福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
（７）障がい福祉を支える人材の育成・確保

６．保健・医療の推進

（１）精神保健・医療の適切な提供等
（２）保健・医療の充実等
（３）保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
（４）保健・医療を支える人材の育成・確保
（５）難病に関する保健・医療施策の推進
（６）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

７．行政等における配慮の充実

（１）司法手続等における配慮等
（２）選挙等における配慮等
（３）行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
（４）国家資格に関する配慮等

８．雇用・就業、経済的自立の支援

（１）総合的な就労支援
（２）経済的自立の支援
（３）障がい者雇用の促進
（４）障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
（５）福祉的就労の底上げ

９．教育の振興

（１）インクルーシブ教育システムの推進
（２）教育環境の整備
（３）高等教育における障がい学生支援の推進
（４）生涯を通じた多様な学習活動の充実

10．文化芸術活動・スポーツ等の振興

（１）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
（２）スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11．国際協力の推進

（１）国際社会に向けた情報発信の推進等
（２）国際的枠組みとの連携の推進
（３）政府開発援助を通じた国際協力の推進等
（４）障がい者の国際交流等の推進

（２）第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画について

令和３年度を初年度とする第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年 10 月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和２年５月 19 日に国の基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。

令和２年５月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域における生活の維持及び継続の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた取組、発達障害者支援の一層の充実について見直しが行われ、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上等について新たに示されています。

【基本指針見直しの主なポイント】

①地域における生活の維持及び継続の推進	●入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	●精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する ●アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する
③相談支援体制の充実・強化等	●相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である
④障がい福祉人材の確保	●研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組むことが重要である
⑤福祉施設から一般就労への移行等	●就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援Ａ型及びＢ型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する ●就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加する。定着率の数値目標については、平成３０年度報酬改定の内容に合わせて設定する ●このほか、以下の取組を進めることが望ましい ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援 ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 ③高齢障がい者に対する就労継続支援Ｂ型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築
⑥発達障がい者等支援の一層の充実	●発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する。また、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する

⑦障がい者の社会参加を支える取組	●障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を通じて、障がい者の個性や能力の発揮、社会参加の推進を図る ●視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	●地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む
⑨障害児通所支援等の地域支援体制の整備	●児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である ●障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることが必要である。入所児童の１８歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある ●保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である ●特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して ・重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある ・重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある
⑩障害福祉サービス等の質の向上	●利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築する

【障害福祉サービス等に係る成果目標】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	**【施設入所者の地域生活への移行】** ・令和元年度末の施設入所者の６％以上が地域生活へ移行
	【施設入所者数の削減】 ・令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	**【精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数】（都道府県）** ・平均 316 日以上（新）
	【精神病床における１年以上長期入院患者数】（都道府県） ・65 歳未満、65 歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定
	【精神病床における早期退院率】（都道府県） ・入院後３カ月時点の退院率を 69%以上、６カ月時点 86%以上、１年時点 92%以上
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ年１回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行	**【一般就労移行者の増加】** ・令和元年度実績の 1.27 倍以上　うち就労移行支援　1.30 倍以上、就労Ａ型 1.26 倍以上、就労Ｂ型 1.23 倍以上（新）
	【職場定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用（新） ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上に（新）
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	**【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】** ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】（都道府県） ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保（新）
	【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保（圏域確保も可）
	【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する（圏域確保も可）（一部新）
⑥相談支援体制の充実・強化	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保（新）
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築（新）

第２章　本計画の位置づけ等

１　計画の位置づけ

『第５次いわき市障がい者計画』は、障害者基本法第 11 条第３項に基づき策定する市町村障害者計画であり、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画です。

『第６期いわき市障害福祉計画』は、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針（厚生労働省告示）に即して定める計画です。

『第２期いわき市障害児福祉計画』は、児童福祉法の一部改正により、同法第 33 条の 20 に基づき策定する市町村障害児計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。なお、児童福祉法第 33 条の 20 第６項及び障害者総合支援法第 88 条第６項の規定により障害福祉計画と一体のものとして策定することができる計画であることから、『第６期いわき市障害福祉計画』と一体的に策定するものとします。

【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 （第 11 条第３項）	障害者総合支援法 （第 88 条第１項）	児童福祉法 （第 33 条の 20 第１項）
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画（３年１期）	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画（３年１期）
国	第４次障害者基本計画 平成 30 年度～令和４年度	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県、市町村が計画策定に当たって即すべき事項 ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	

2　他計画との関連

『第５次いわき市障がい者計画』、『第６期いわき市障害福祉計画』、『第２期いわき市障害児福祉計画』は、『（仮）新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき 21』、『いわき市食育推進計画』、『いわき市自殺対策計画』等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取り組み上の課題などを踏まえ策定するものです。

【計画の位置づけ】

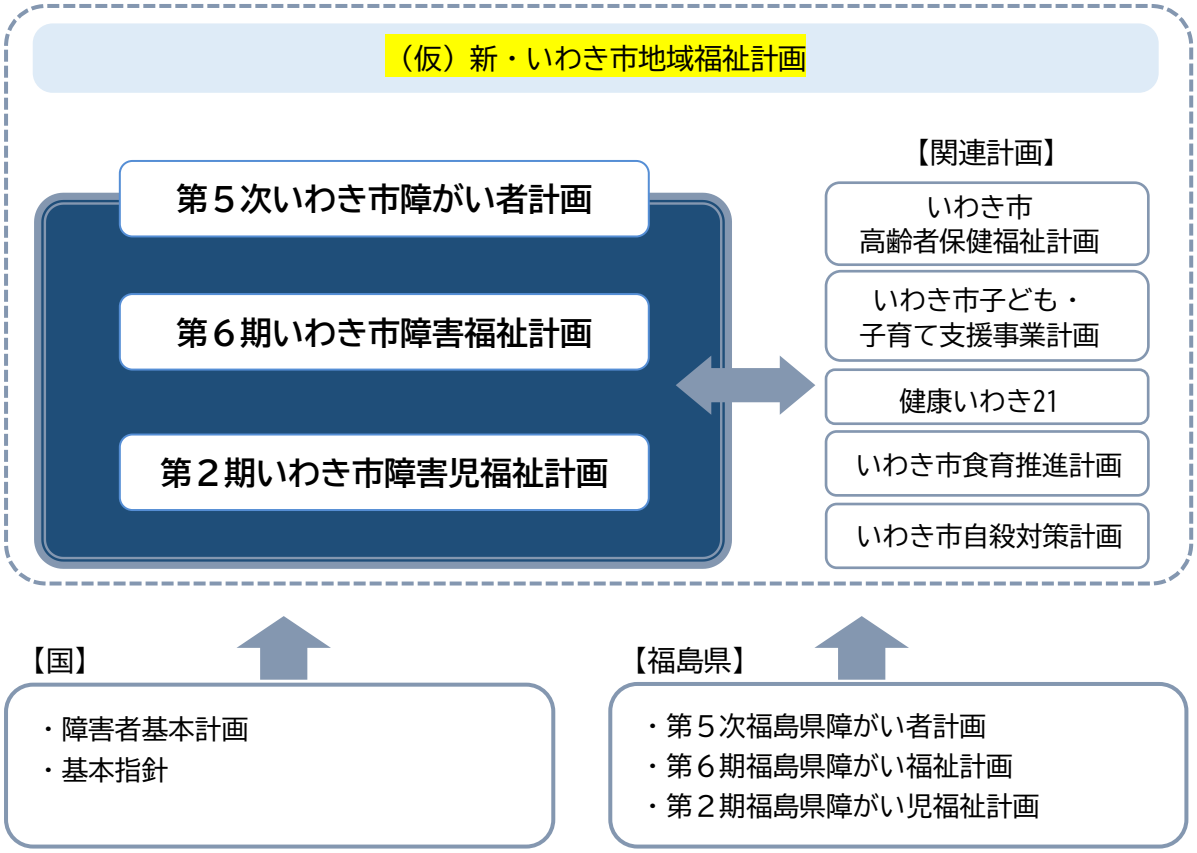

３　計画の期間

『第５次いわき市障がい者計画』の計画期間は令和３年度を初年度とし、令和８年度を目標年度とする６か年計画で、前期を令和３年度から５年度、後期を令和６年度から８年度とします。

『第６期いわき市障害福祉計画』及び『第２期いわき市障害児福祉計画』は、令和３年度から令和５年度までの３か年間を計画期間とします。

令和５年度にそれぞれ見直しを行い、次期計画を策定します。

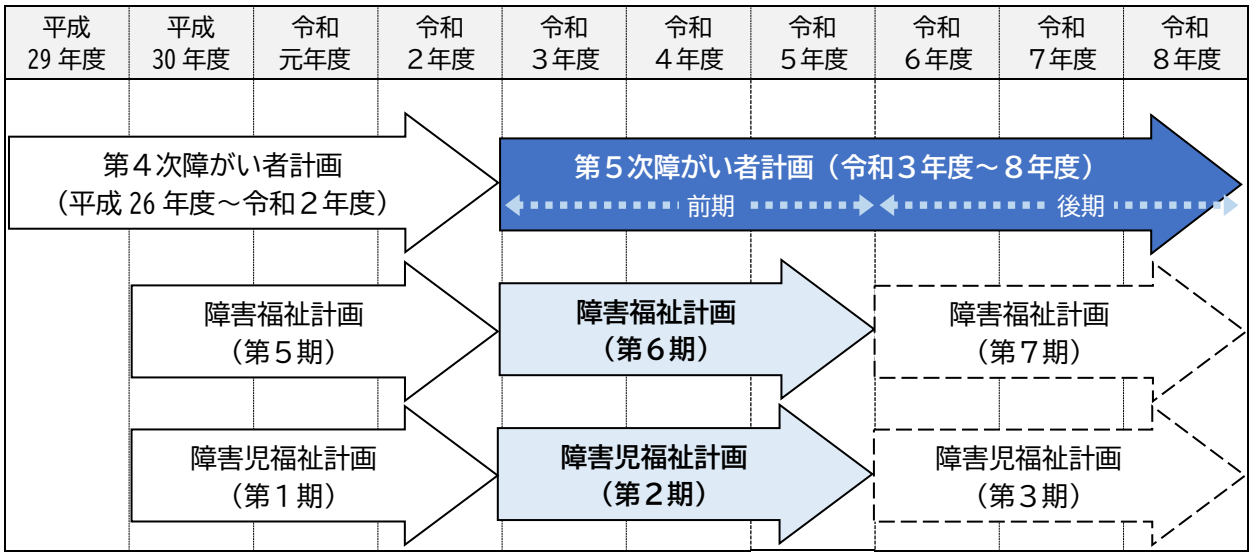

４　計画の対象範囲

平成23年の障害者基本法の改正に伴い、障害者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ、発達障がいや難病に起因する障がいも含められたことから、本市でも、障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障がいのある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

５　本市における圏域（区域設定）の考え方

保健福祉分野の個別計画を総合的に横につなぐ『（仮）新・いわき市地域福祉計画』及び、平成30年３月に策定された『第５期いわき市障害福祉計画』、『第１期いわき市障害児福祉計画』において、地区保健福祉センターエリアを単位とした連携体制の確立を図ることとしており、本計画においても、引き続き７つの圏域を基本に、計画的に施策を推進します。

6　計画の改定手続

（１）いわき市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や障がい者団体の代表者、福祉関係者等で構成する「いわき市地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

（２）障がい福祉に関するアンケート調査の実施

①調査の目的

障害福祉サービスの実態や障がいのある方の意向などを把握するとともに、本市の現状や課題など抽出・分析し、『第５次いわき市障がい者計画』の改定及び『第６期いわき市障害福祉計画』『第２期いわき市障害児福祉計画』の策定の基礎資料として活用することを目的とし、障がいのある方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し調査を実施しました。

②調査期間

令和元年 11 月 29 日（金）～令和元年 12 月 13 日（金）

③調査対象

障がいのある方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び本市障害福祉サービスの利用者（難病疾患者含む）　4,000 人
事　　業　　所：市内で障害福祉サービスを提供する事業所　211 社
団　　　　体：市内の障がい者（児）団体　28 団体

④調査方法

郵送による配布・回収

（３）関係団体ヒアリング調査の実施

①調査の目的

『第５次いわき市障がい者計画』の改定及び『第６期いわき市障害福祉計画』『第２期いわき市障害児福祉計画』を策定するにあたり、市内の障がい者（児）団体及び事業者等に対し、現在の取り組みや、地域での生活、不安等の課題や市への要望などを中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

②調査日

令和２年２月 13 日（木）、令和２年２月 20 日（木）

③調査対象

障がい者（児）団体　４団体

（４）パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、市障がい福祉課、市役所本庁舎１階市民ロビー、各支所の情報公開コーナーにおいて計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第３章　障がい者等を取り巻く現状と課題

１　本市における障がい者数等の状況

（１）障がい者（児）数

①障害者手帳所持者

令和２年４月１日現在、本市における障がい者（児）数（精神障がい者については令和２年３月 31 日現在）は 17,745 人(※)となっており、市の総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、5.25%となっています。

その内訳は、身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）が 12,570 人（人口割合 3.72%）、知的障がい者（療育手帳所持者数）が 2,639 人（同 0.78%）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）が 2,536 人（同 0.75%）となっています。

近年の動向としては、知的障がい者や精神障がい者数が増加傾向にあることから、平成 29 年以降障がい者総数が増加しています。

【総人口及び障がい者（児）数】

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
総人口（人）	325,893	324,370	348,445	346,119	343,258	340,561	337,765
障がい者数（人）	21,080	21,117	17,445	17,261	17,266	17,423	17,745
人口割合（%）	6.47	6.51	5.01	4.99	5.03	5.12	5.25
身体障がい者（人）	17,150	16,971	13,095	12,868	12,544	12,520	12,570
人口割合（%）	5.26	5.23	3.76	3.72	3.65	3.68	3.72
知的障がい者（人）	2,210	2,280	2,337	2,343	2,432	2,531	2,639
人口割合（%）	0.68	0.70	0.67	0.68	0.71	0.74	0.78
精神障がい者（人）	1,720	1,866	2,013	2,050	2,290	2,372	2,536
人口割合（%）	0.53	0.58	0.58	0.59	0.67	0.70	0.75

出典：【人口】現住人口調査／各年４月１日現在

【障がい者数】いわき市障がい福祉課資料／各年４月１日現在（精神障がい者のみ３月 31 日現在）

※手帳の重複所持者の場合、手帳の種別毎に１人と計上しています。

※平成 28 年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数の減少については、平成 28 年１月１日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）による個人番号の利用開始に伴い、死亡届未提出者等の確認を行った結果によるものです。

【障がい者（児）数】

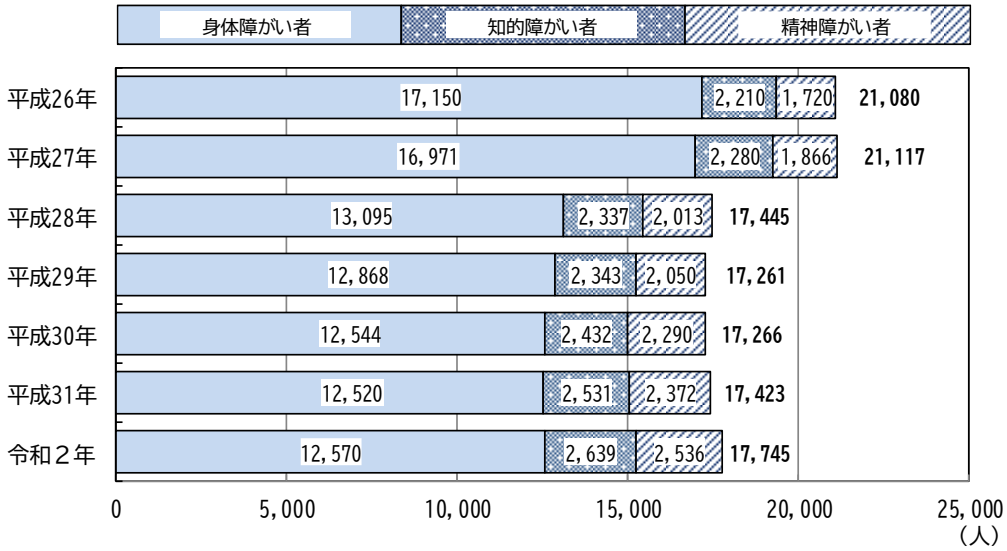

②発達障がい者（児）

平成 22 年の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正、並びに平成 23 年の障害者基本法の改正により、発達障がい[1]が各法の対象となることが明文化されました。

発達障がいのある方のなかには療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している方もいますが、発達障がいを対象とした手帳はなく、その正確な数を把握することは困難 (※) となっています。

※平成 24 年に文部科学省から、発達障がいの可能性のある「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒は通常学級に推定値で 6.5%在籍しているとの調査結果が示されています。

[1] 発達障害者支援法において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。

③難病等

平成 25 年４月から、障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に難病等[2]が加わりました。

当初、障害者総合支援法における難病等の範囲は、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病（130 疾病）と同じ範囲とされていましたが、平成 27 年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部改正法」（平成 27 年１月１日施行）が成立したことを踏まえ、順次対象疾病が拡大され、令和元年７月からは 361 疾病が対象となっています。

難病の方のなかには身体障害者手帳を所持している方もいますが、難病を対象とした手帳はなく、今回定められた難病等の対象となる方の正確な数を把握することは困難となっています。

次の表は、難病患者の医療費助成制度である「難病医療費助成制度（特定医療費助成制度）」の対象となっている疾患の対象者数です。本市において医療費の助成を受けている難病患者数は令和２年３月 31 日現在で 2,281 人となっており、一時減少傾向にあったものの、再び増加しています。

【特定疾患医療受給者証所持者数】

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
対象疾患数	56	110	306	306	330	331	333
所持者数	2,165	2,298	2,531	2,652	2,166	2,076	2,281

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年３月 31 日現在

[2] 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

（２）障がい種別内訳

①身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）

ｉ）年齢別

令和２年４月１日現在の身体障害者手帳交付者数は 12,570 人となっています。年齢別では、18 歳未満が 199 人（全体の 1.6%）、18～64 歳が 3,102 人（同 24.7%）、65 歳以上が 9,269 人（同 73.7%）となっており、65 歳以上の高齢者が７割以上を占めています。

【年齢別 身体障がい者数（３区分）】

年齢	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
18 歳未満（障がい児）	人数（人）	224	225	220	226	217	221	199
	割合（%）	1.3	1.3	1.7	1.8	1.7	1.8	1.6
18～64 歳	人数（人）	4,425	4,206	3,584	3,454	3,341	3,252	3,102
	割合（%）	25.8	24.8	27.4	26.8	26.6	26.0	24.7
65 歳以上	人数（人）	12,501	12,540	9,291	9,188	8,986	9,047	9,269
	割合（%）	72.9	73.9	70.9	71.4	71.6	72.3	73.7
合計（人）		17,150	16,971	13,095	12,868	12,544	12,520	12,570

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年４月１日現在

※平成 28 年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数の減少については、平成 28 年１月１日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）による個人番号の利用開始に伴い、死亡届未提出者等の確認を行った結果によるものです。

【年齢別 身体障がい者数（３区分）】

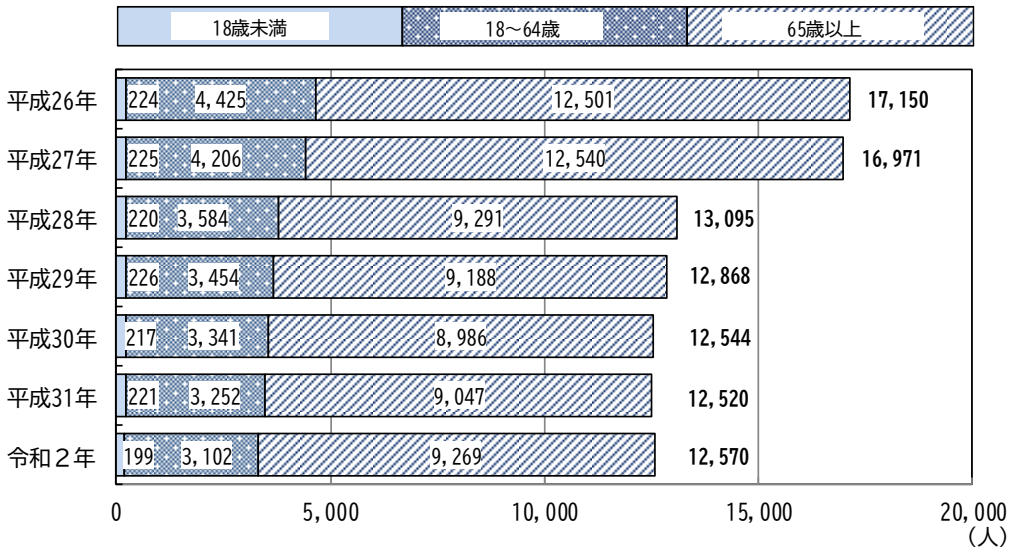

ⅱ）障がい部位別

身体障がいの部位別にみると、令和２年４月１日現在では「肢体不自由」が最も多く、6,815 人と全体の半数以上を占め、次いで「内部」（3,848 人、30.6%）、となっています。

【部位別 身体障がい者数】

部位	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
視覚	人数（人）	1,277	1,246	925	889	852	833	836
	割合（%）	7.4	7.4	7.1	6.9	6.8	6.7	6.7
聴覚 平衡機能	人数（人）	1,193	1,179	899	894	875	881	925
	割合（%）	7.0	7.0	6.9	7.0	7.0	7.0	7.4
音声・言語・ そしゃく機能	人数（人）	216	210	150	145	139	143	146
	割合（%）	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
肢体不自由	人数（人）	9,827	9,663	7,327	7,102	6,845	6,751	6,815
	割合（%）	57.3	56.9	55.9	55.2	54.6	53.9	54.2
内部	人数（人）	4,637	4,673	3,794	3,838	3,833	3,912	3,848
	割合（%）	27.0	27.5	29.0	29.8	30.6	31.2	30.6
合計（人）		17,150	16,971	13,095	12,868	12,544	12,520	12,570

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年４月１日現在

【部位別 身体障がい者構成比（令和２年）】

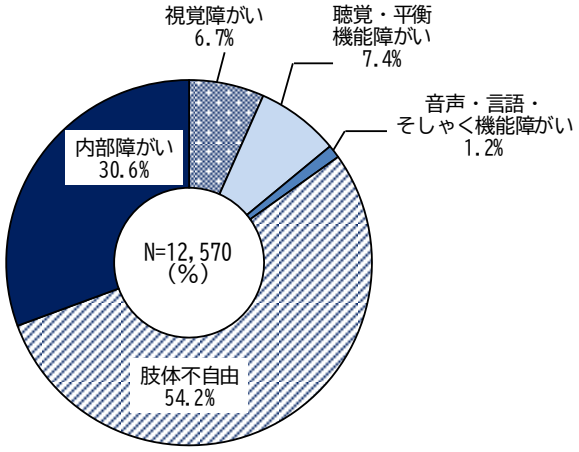

ⅲ）等級別

身体障害者手帳の等級別にみると、令和２年４月１日現在では「１級」及び「２級」の重度者が合わせて 6,792 人で全体の 54%と半数以上を占めています。次いで「３級」及び「４級」の中度者が 4,311 人(34.3%)、「５級」及び「６級」の軽度者が 1,467 人（11.7%）となっており、等級別の障がい者数構成比は概ね横ばいで推移しています。

【等級別 身体障がい者数】

等級		区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
重度	１級	人数（人）	6,169	6,170	4,830	4,776	4,728	4,804	4,763
		割合（%）	36.0	36.4	36.9	37.1	37.7	38.4	37.9
	２級	人数（人）	2,936	2,871	2,235	2,189	2,102	2,039	2,029
		割合（%）	17.1	16.9	17.1	17.0	16.8	16.3	16.1
中度	３級	人数（人）	2,399	2,358	1,772	1,702	1,653	1,659	1,646
		割合（%）	14.0	13.9	13.5	13.2	13.2	13.3	13.1
	４級	人数（人）	3,666	3,589	2,874	2,828	2,735	2,693	2,665
		割合（%）	21.4	21.1	21.9	22.0	21.8	21.5	21.2
軽度	５級	人数（人）	1,084	1,083	721	696	672	664	754
		割合（%）	6.3	6.4	5.5	5.4	5.4	5.3	6.0
	６級	人数（人）	896	900	663	677	654	661	713
		割合（%）	5.2	5.3	5.1	5.3	5.2	5.3	5.7
合計（人）			17,150	16,971	13,095	12,868	12,544	12,520	12,570

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年４月１日現在

【等級別 身体障がい者数】

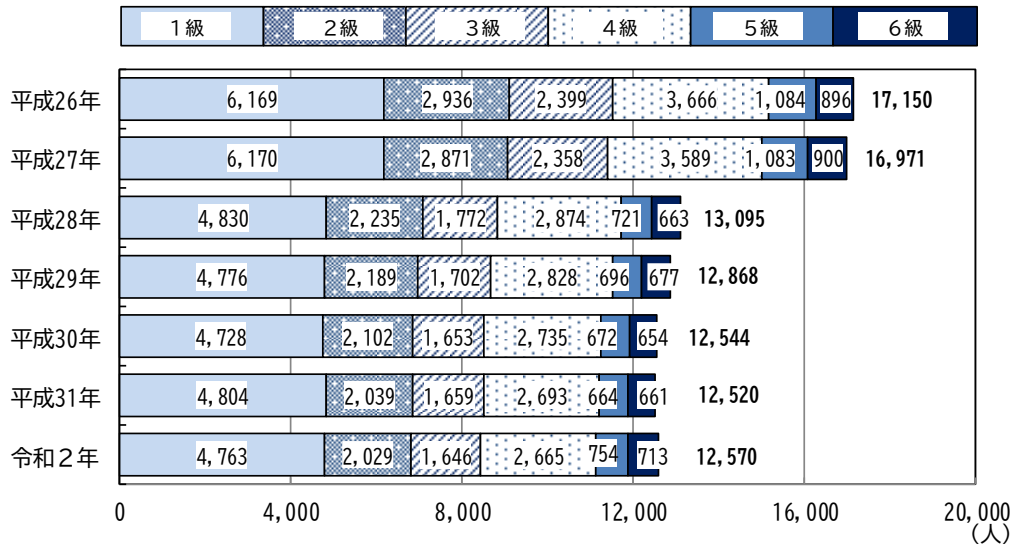

②知的障がい者（療育手帳所持者数）

ｉ）年齢別

令和２年４月１日現在の療育手帳所持者数は 2,639 人となっています。年齢別では、18 歳未満が 626 人（全体の 23.7%）、18～64 歳が 1,787 人（同 67.7%）、65 歳以上が 226 人（同 8.6%）となっており、他の障がいに比べ 18 歳未満（障がい児）の占める割合が多くなっています。

また、平成 26 年からの推移をみると、18 歳未満でわずかに増加傾向がみられます。

【年齢別 知的障がい者数（３区分）】

年齢	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
18 歳未満（障がい児）	人数（人）	449	481	497	530	579	603	626
	割合（%）	20.3	21.1	21.3	22.6	23.8	23.8	23.7
18～64 歳	人数（人）	1,603	1,632	1,654	1,624	1,660	1,730	1,787
	割合（%）	72.5	71.6	70.8	69.3	68.3	68.4	67.7
65 歳以上	人数（人）	158	167	186	189	193	198	226
	割合（%）	7.2	7.3	7.9	8.1	7.9	7.8	8.6
合計（人）		2,210	2,280	2,337	2,343	2,432	2,531	2,639

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年４月１日現在

【年齢別 知的障がい者数（３区分）】

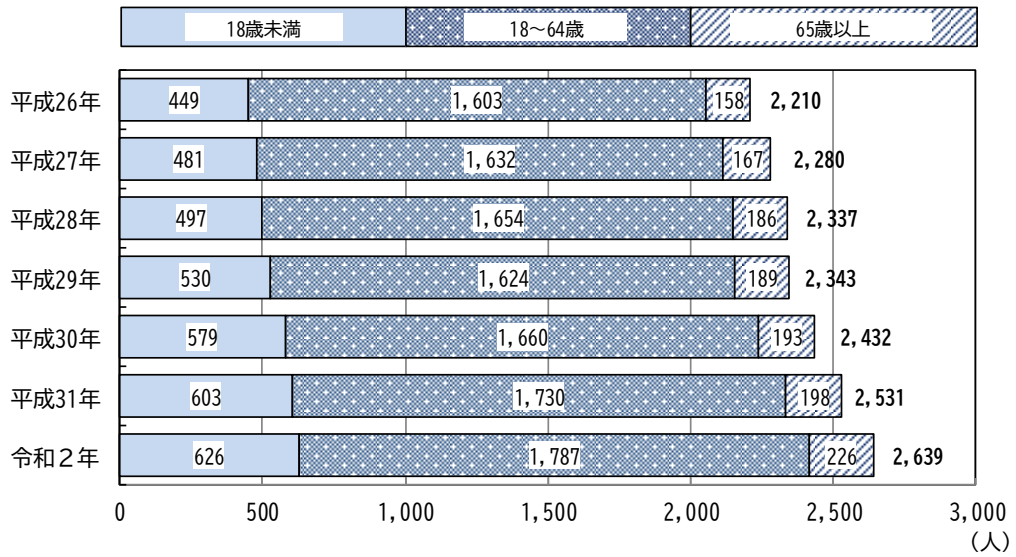

ⅱ）等級別

療育手帳の等級別にみると、令和２年４月１日現在では「Ａ」が 883 人(33.5%)、「Ｂ」が 1,756 人(66.5%)となっており、等級別の障がい者数構成比については重度（「Ａ」）がわずかに減少傾向にあります。

【等級別 知的障がい者数】

等級	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
重度（Ａ）	人数（人）	819	826	835	818	839	855	883
	割合（%）	37.1	36.2	35.7	34.9	34.5	33.8	33.5
中軽度（Ｂ）	人数（人）	1,391	1,454	1,502	1,525	1,593	1,676	1,756
	割合（%）	62.9	63.8	64.3	65.1	65.5	66.2	66.5
合計（人）		2,210	2,280	2,337	2,343	2,432	2,531	2,639

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年４月１日現在

【等級別 知的障がい者数】

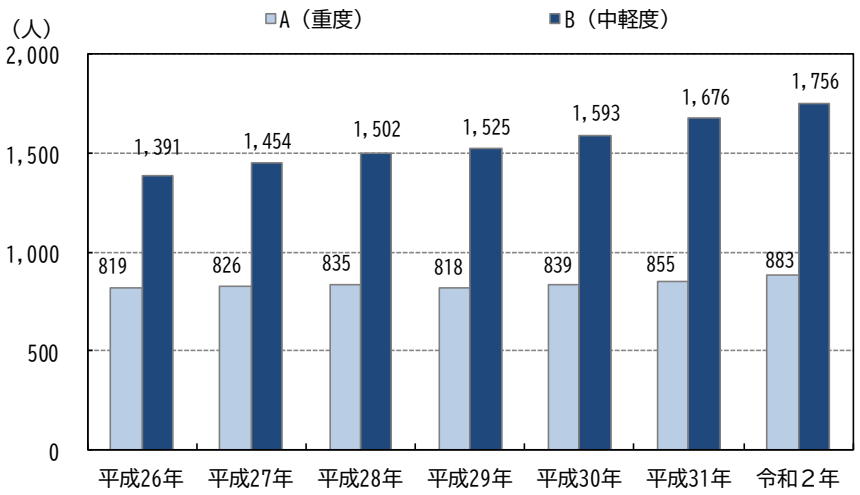

③精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

ｉ）年齢別

令和２年３月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,536 人と平成 26 年の約 1.5 倍となっています。いずれの年代においても手帳所持者数は増加傾向にあり、特に 18～29 歳では平成 26 年の約 1.9 倍とその傾向が強くみられます。

【年齢別 精神障がい者数（６区分）】

年齢	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
18 歳未満（障がい児）	人数（人）	17	18	16	24	20	26	30
	割合（%）	1.0	1.0	0.8	1.2	0.9	1.1	1.2
18～29 歳	人数（人）	154	165	173	177	226	259	289
	割合（%）	9.0	8.8	8.6	8.6	9.9	10.9	11.4
30～39 歳	人数（人）	296	324	353	351	388	389	410
	割合（%）	17.2	17.4	17.5	17.1	16.9	16.4	16.2
40～49 歳	人数（人）	385	419	464	500	543	554	570
	割合（%）	22.4	22.5	23.1	24.4	23.7	23.4	22.5
50～59 歳	人数（人）	366	381	405	396	444	467	510
	割合（%）	21.3	20.4	20.1	19.3	19.4	19.7	20.1
60 歳以上	人数（人）	502	559	602	602	669	677	727
	割合（%）	29.2	30.0	29.9	29.4	29.2	28.5	28.7
合計（人）		1,720	1,866	2,013	2,050	2,290	2,372	2,536

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年３月 31 日現在

【年齢別 精神障がい者数（６区分）】

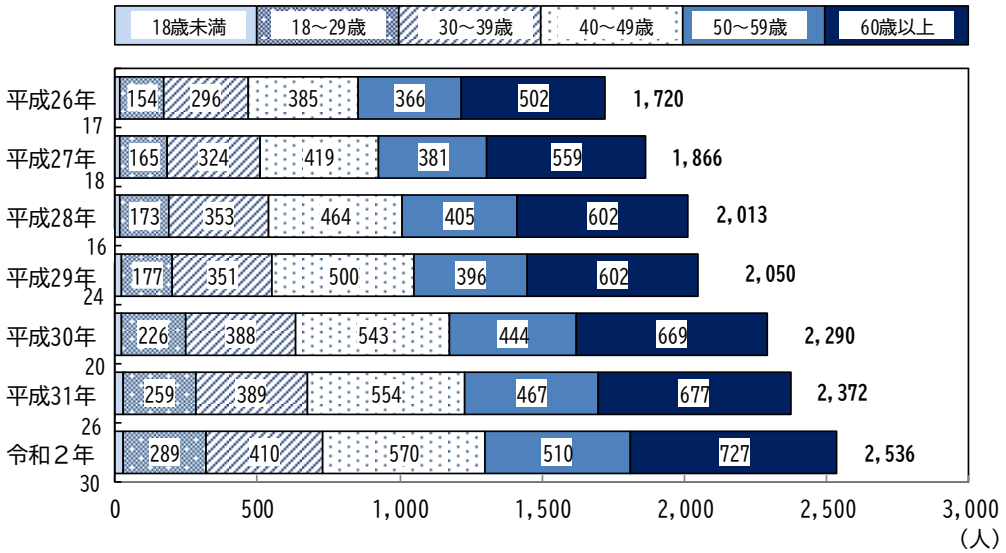

ⅱ）等級別

精神障害者保健福祉手帳の等級別にみると、令和２年３月 31 日現在では「２級」がもっとも多く 1,237 人で全体の約半数を占めています。

中度・軽度の障がい者数は増加傾向にあり、特に「３級」では平成 26 年の約 2.3 倍と大幅な増加がみられます。

【等級別 精神障がい者数】

等級	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
１級（重度）	人数（人）	245	245	246	252	260	240	230
	割合（%）	14.2	13.1	12.2	12.3	11.4	10.1	9.1
２級（中度）	人数（人）	1,009	1,023	1,050	1,046	1,135	1,163	1,237
	割合（%）	58.7	54.8	52.2	51.0	49.6	49.0	48.8
３級（軽度）	人数（人）	466	598	717	752	895	969	1,069
	割合（%）	27.1	32.1	35.6	36.7	39.1	40.9	42.2
合計（人）		1,720	1,866	2,013	2,050	2,290	2,372	2,536

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年３月 31 日現在

【等級別 精神障がい者数】

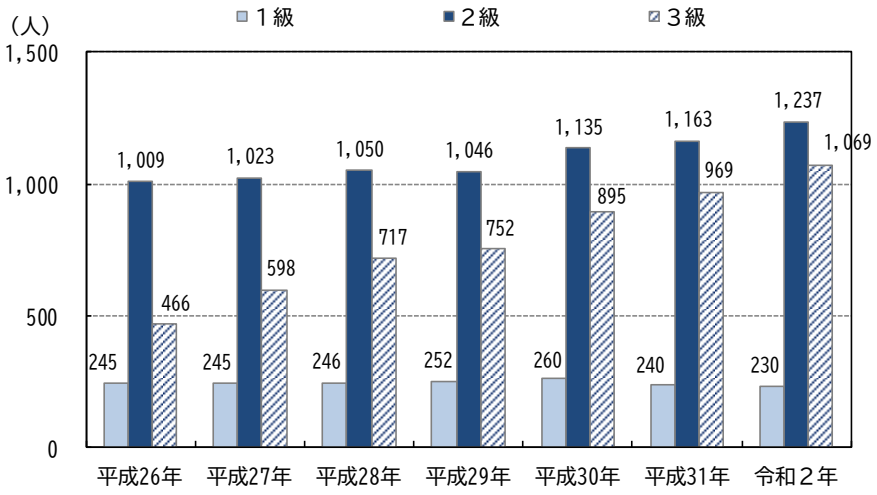

ⅲ）自立支援医療(精神通院医療)受給者数

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方に対し支給される精神通院医療の受給者数は、令和２年３月 31 日現在では 4,032 人となっており、平成 26 年の 3,240 人から比べて、約 1.2 倍に増加しています。

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
受給者数	3,240	3,357	3,394	3,576	3,782	3,986	4,032

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年３月 31 日現在

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

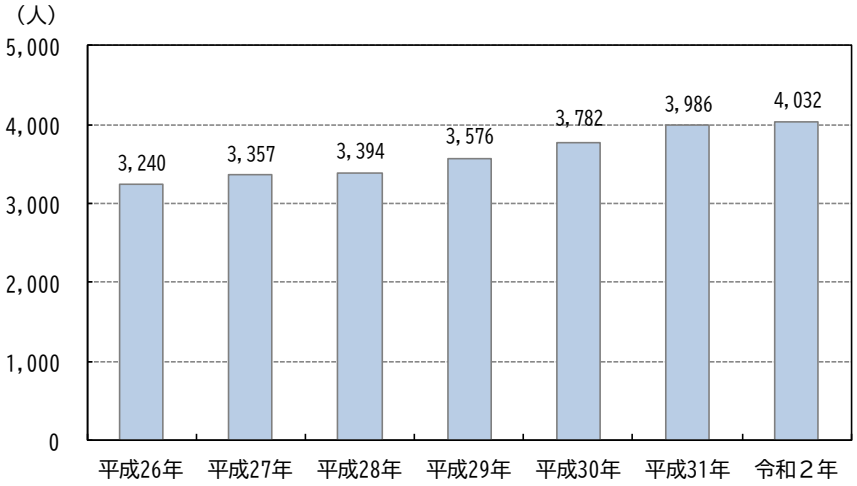

④難病等（特定疾患医療受給者証所持者数）

ｉ）年齢別

令和２年３月 31 日現在の特定疾患医療受給者証所持者数は 2,076 人となっています。

年齢別では、20 歳未満が 19 人（全体の 0.8%）、20～59 歳が 1,015 人（同 44.5%）、60 歳以上が 1,247 人（同 54.7%）となっており、平成 26 年以降、60 歳以上の割合が概ね増加傾向にあります。

【年齢別 特定疾患医療受給者証所持者数（３区分）】

年齢	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
20 歳未満	人数（人）	53	48	50	45	23	15	19
	割合（%）	2.5	2.1	2.0	1.7	1.1	0.7	0.8
20～59 歳	人数（人）	1,055	1,076	1,186	1,267	993	924	1,015
	割合（%）	48.7	46.8	46.8	47.8	45.8	44.5	44.5
60 歳以上	人数（人）	1,057	1,174	1,295	1,340	1,150	1,137	1,247
	割合（%）	48.8	51.1	51.2	50.5	53.1	54.8	54.7
合計（人）		2,165	2,298	2,531	2,652	2,166	2,076	2,281

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年３月 31 日現在

【年齢別 特定疾患医療受給者証所持者数（３区分）】

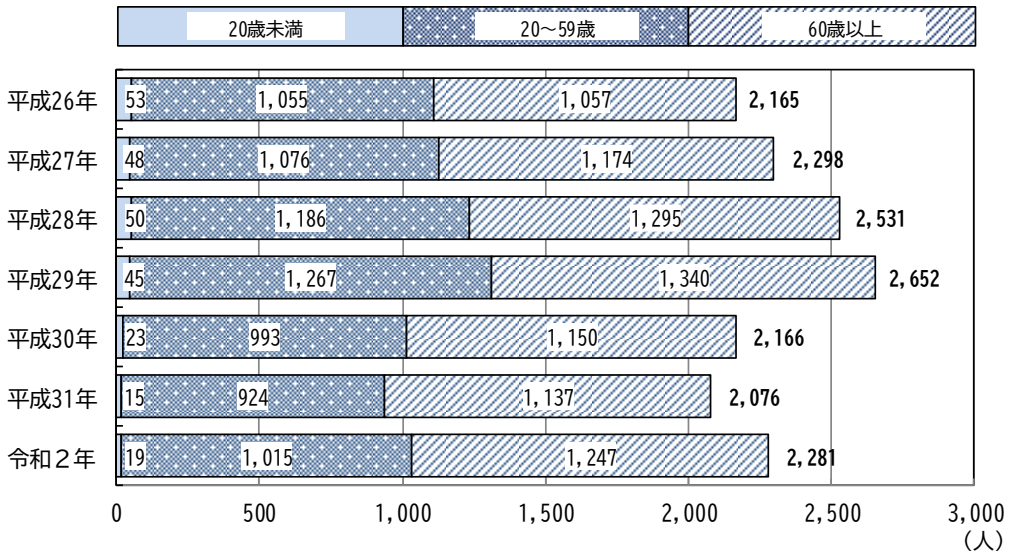

（３）障害支援区分の状況

令和２年４月１日現在の障害支援区分の認定者は、1,793 人となっており、区分別では、令和２年度は区分３が 20.2%、区分６が 25.4%と多くなっています。

区分１～区分２の比較的支援の度合いが低い区分については近年減少傾向にありますが、一方で、区分５や区分６の支援の度合いが高い区分については増加傾向となっています。

【障害支援区分別障がい者数】

低い

必要とされる支援の度合

高い

区分	区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
区分１	人数（人）	262	207	135	62	49	45	36
	割合（%）	15.1	11.7	7.9	3.7	2.8	2.5	2.0
区分２	人数（人）	398	409	397	382	377	359	322
	割合（%）	22.9	23.1	23.1	22.5	21.5	20.2	18.0
区分３	人数（人）	374	380	336	316	328	330	362
	割合（%）	21.5	21.5	19.6	18.6	18.7	18.5	20.2
区分４	人数（人）	213	229	257	318	331	333	335
	割合（%）	12.2	13.0	15.0	18.8	18.8	18.7	18.7
区分５	人数（人）	200	223	243	251	264	271	283
	割合（%）	11.5	12.6	14.1	14.8	15.0	15.2	15.8
区分６	人数（人）	292	320	349	366	408	443	455
	割合（%）	16.8	18.1	20.3	21.6	23.2	24.9	25.4
合計（人）		1,739	1,768	1,717	1,695	1,757	1,781	1,793

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年４月１日現在

2　障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果）

（1）アンケートの回収状況

①回収状況

対象	配布数①	総回収数②	有効回収数	回収率 ②／①
障がいのある方	4,000	1,742	1,740	43.5%

②有効回答者の構成

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	10歳代以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	無回答
全　体		1,740	318	150	184	263	251	255	163	126	30
		100.0	18.3	8.6	10.6	15.1	14.4	14.7	9.4	7.2	1.7
障がい種別	身体障がい	763	44	36	56	105	115	159	127	111	10
		100.0	5.8	4.7	7.3	13.8	15.1	20.8	16.6	14.5	1.3
	知的障がい	757	139	102	112	151	126	75	26	10	16
		100.0	18.4	13.5	14.8	19.9	16.6	9.9	3.4	1.3	2.1
	精神障がい	321	16	32	49	72	75	47	14	9	7
		100.0	5.0	10.0	15.3	22.4	23.4	14.6	4.4	2.8	2.2
	難病（特定疾患）	200	15	7	24	18	31	45	42	16	2
		100.0	7.5	3.5	12.0	9.0	15.5	22.5	21.0	8.0	1.0
	高次脳機能障がい	32	3	3	4	4	4	5	5	3	1
		100.0	9.4	9.4	12.5	12.5	12.5	15.6	15.6	9.4	3.1
	発達障がい	347	221	54	28	33	5	1	－	－	5
		100.0	63.7	15.6	8.1	9.5	1.4	0.3	－	－	1.4

（２）住まいや暮らしについて

①いわき市の暮らしやすさ

いわき市の暮らしやすさについては、《暮らしやすいまちだと思わない》（「あまり暮らしやすいまちだと思わない」および「暮らしやすいまちだと思わない」）人が過半数（50.2%）を占めており、特に高次脳機能障がいや発達障がいで６割以上と他の障がい種別に比べ評価が低くなっています。

また、現在の居住形態別にみると、グループホーム居住者では《暮らしやすいまちだと思う》（「とても暮らしやすいまちだと思う」および「暮らしやすいまちだと思う」）が６割超と評価が高い一方、家族との同居者では《暮らしやすいまちだと思わない》人が過半数となっています。

【いわき市の暮らしやすさ】

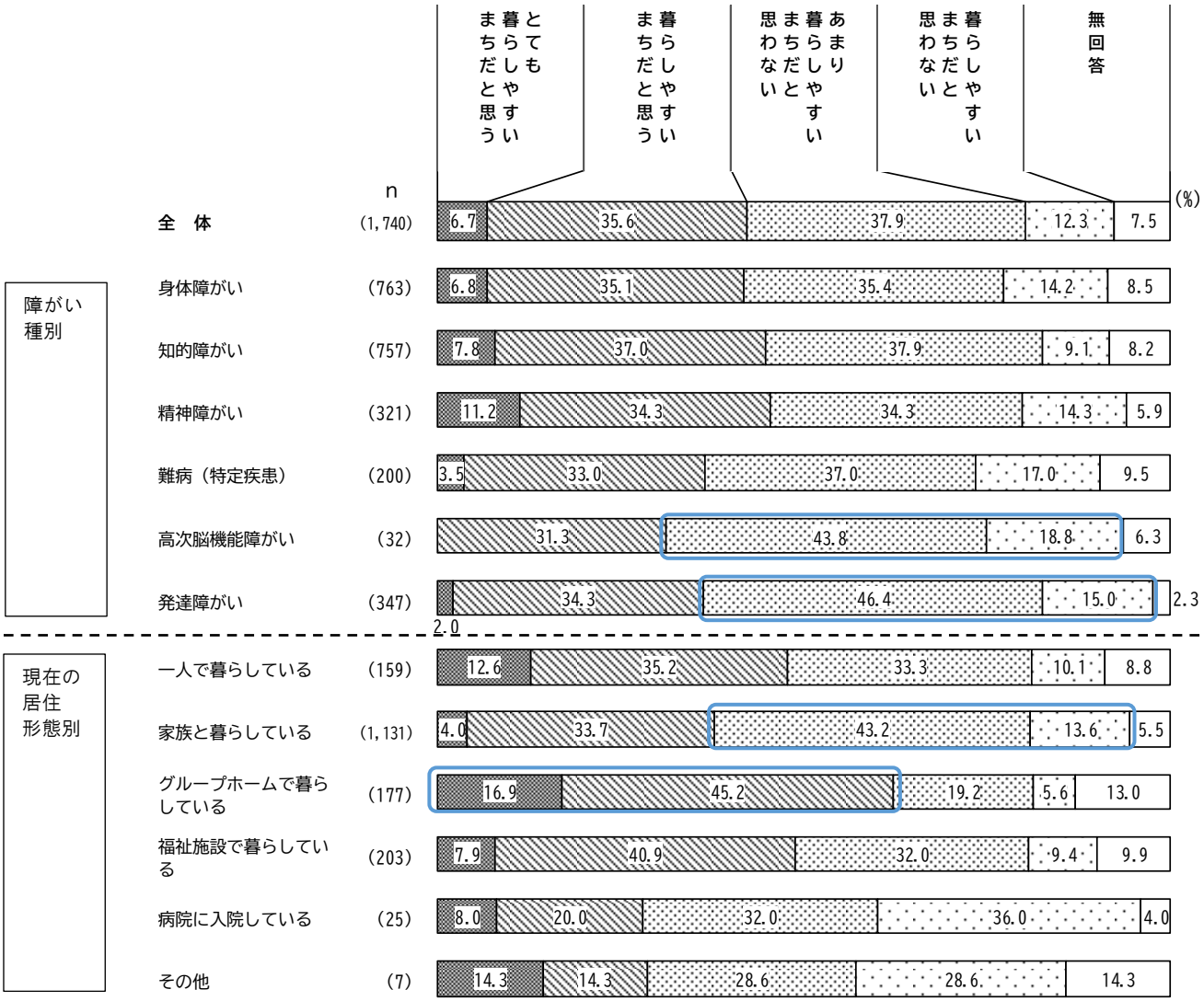

②地域生活での支援

今後の居住意向については、一人暮らしを希望する人が 13.8%、家族と暮らしたい人が 46.3%と６割以上が地域での生活を望んでいます。

現在の居住形態別にみると、いずれも現在と同様の形態を希望する回答が多くなっていますが、福祉施設や病院に入所・入院している人でも約３～４割が地域への移行（一人暮らしまたは家族との同居等）を希望していることがうかがえます。

【今後の居住意向】

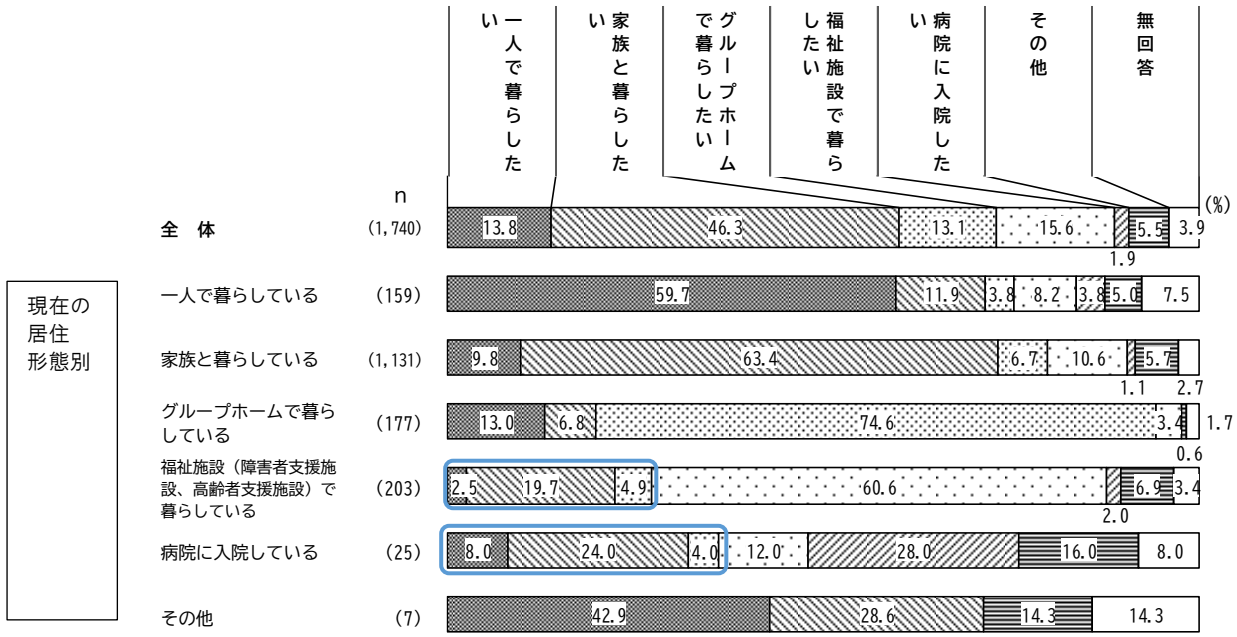

地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」を望む人が最も多くなっています。また、身体障がい、難病では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、知的障がいでは「障がい者に適した住居の確保」、発達障がいでは「相談対応の充実」「地域住民の理解」「生活訓練の充実」など、障がいの特性によって異なる支援が求められています。

【地域で生活するために必要な支援】　（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	経済的な負担の軽減	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	相談対応の充実	在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	地域住民の理解	生活訓練の充実	民生委員・児童委員や地域住民による定期的な見守り・訪問	その他	無回答
全　体		1,740	869	588	582	464	414	341	332	157	71	122
		100.0	49.9	33.8	33.4	26.7	23.8	19.6	19.1	9.0	4.1	7.0
障がい種別	身体障がい	763	349	247	307	145	271	83	105	65	32	59
		100.0	45.7	32.4	40.2	19.0	35.5	10.9	13.8	8.5	4.2	7.7
	知的障がい	757	336	352	277	182	135	175	157	66	33	51
		100.0	44.4	46.5	36.6	24.0	17.8	23.1	20.7	8.7	4.4	6.7
	精神障がい	321	179	113	79	107	66	66	56	24	11	24
		100.0	55.8	35.2	24.6	33.3	20.6	20.6	17.4	7.5	3.4	7.5
	難病（特定疾患）	200	115	43	74	44	88	14	18	12	5	13
		100.0	57.5	21.5	37.0	22.0	44.0	7.0	9.0	6.0	2.5	6.5
	高次脳機能障がい	32	18	9	14	10	8	4	9	1	－	2
		100.0	56.3	28.1	43.8	31.3	25.0	12.5	28.1	3.1	－	6.3
	発達障がい	347	209	113	81	147	24	122	126	47	10	12
		100.0	60.2	32.6	23.3	42.4	6.9	35.2	36.3	13.5	2.9	3.5

（３）日中活動や就労について

①外出する時に困ること

外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない、またはない」「困った時にどうすればいいのか心配」との意見が多くなっています。

いわき市を暮らしやすいまちだと思わない人は「公共交通機関が少ない、またはない」「困った時にどうすればいいのか心配」と感じる割合がより高くなっており、暮らしやすいまちだと思う人に比べ、道路や駅の段差、外出先の建物の設備などハード面での不便さも感じていることがうかがえます。

【外出する時に困ること】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	公共交通機関が少ない、またはない	困った時にどうすればいいのか心配	外出にお金がかかる	道路や駅に階段や段差が多い	列車やバスの乗り降りが困難	介助者が確保できない	周囲の目が気になる	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	発作など突然の身体の変化が心配	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	その他	無回答
全　体		1,740	585	537	363	344	282	278	278	266	210	133	129	154
		100.0	33.6	30.9	20.9	19.8	16.2	16.0	16.0	15.3	12.1	7.6	7.4	8.9
暮らしやすさ別	暮らしやすいまちだと思う	736	211	202	133	123	123	83	111	84	92	54	67	72
		100.0	28.7	27.4	18.1	16.7	16.7	11.3	15.1	11.4	12.5	7.3	9.1	9.8
	暮らしやすいまちだと思わない	874	350	318	212	202	143	169	160	174	108	71	49	39
		100.0	40.0	36.4	24.3	23.1	16.4	19.3	18.3	19.9	12.4	8.1	5.6	4.5

②日中の主な過ごし方

日中の主な過ごし方は、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援Ａ型も含む）」が29.3%と最も多くなっています。以下、「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」などとなっており、収入のある仕事をしている人は全体の１割程度です。

【日中の主な過ごし方】

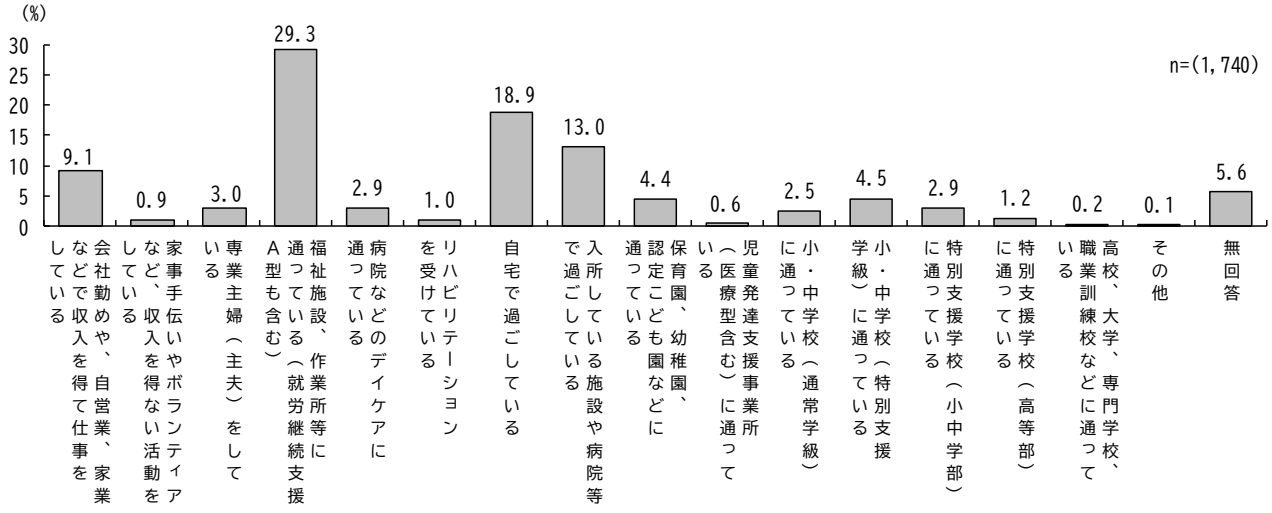

③就労状況

収入のある仕事をしている人は全体の約１割で、そのうち「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」人は約３割にとどまっています。

また、過去に就労経験がある人の会社等の退職理由については、「障がい状態の変化・体調の悪化」「職場での人間関係」などが主な理由として挙がっており、特に精神障がいで多くみられます。

【現在の就労状況および勤務形態】

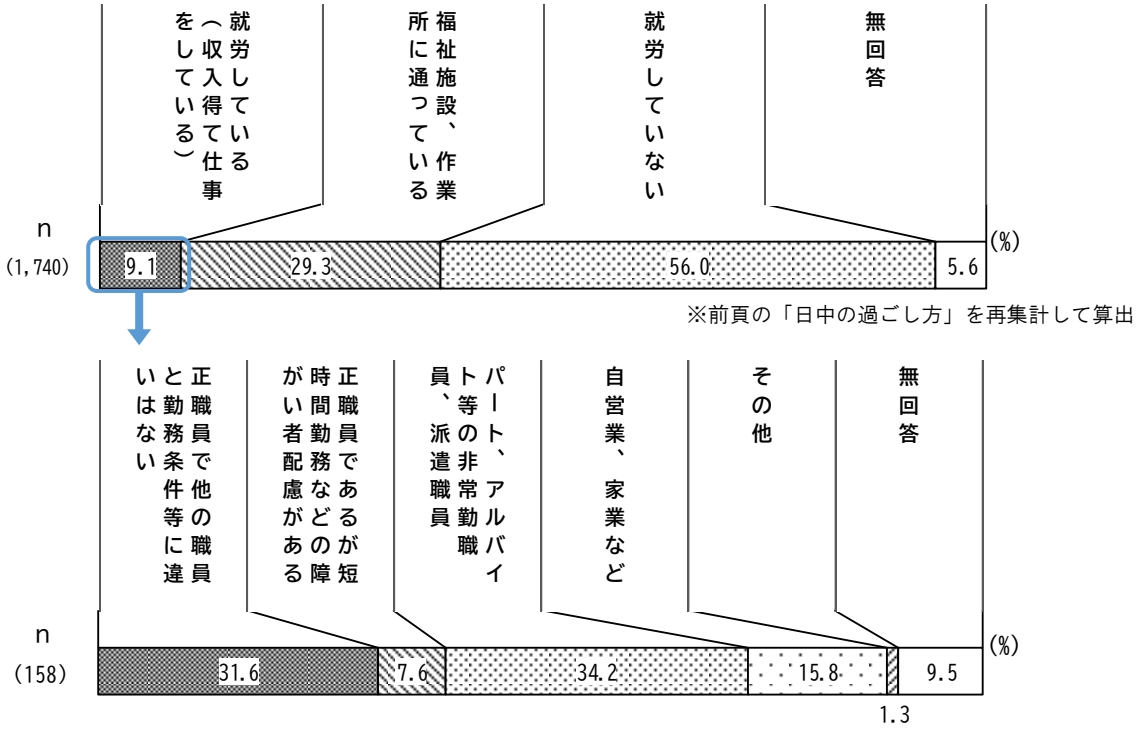

【会社等の退職理由（上位 10 項目を抜粋）】 ※18 歳以上の人のみ回答

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	障がい状態の変化・体調の悪化	職場での人間関係	自身のスキル・能力の不足	会社からのリストラ・会社の倒産	障がいに対しての理解・配慮が不足していた、または無かった	契約期間の満了	結婚・出産・育児・介護	仕事内容への不満	給与や待遇への不満	勤務時間・日数への不満	仕事をしたことがない・退職したことがない	無回答
全　体		1,418	201	143	73	69	64	60	54	38	37	20	444	395
		100.0	14.2	10.1	5.1	4.9	4.5	4.2	3.8	2.7	2.6	1.4	31.3	27.9
障がい種別	身体障がい	715	117	38	23	36	26	43	32	12	12	11	172	220
		100.0	16.4	5.3	3.2	5.0	3.6	6.0	4.5	1.7	1.7	1.5	24.1	30.8
	知的障がい	626	27	45	30	15	24	10	2	10	10	5	320	179
		100.0	4.3	7.2	4.8	2.4	3.8	1.6	0.3	1.6	1.6	0.8	51.1	28.6
	精神障がい	301	92	84	33	21	25	6	9	24	16	9	49	70
		100.0	30.6	27.9	11.0	7.0	8.3	2.0	3.0	8.0	5.3	3.0	16.3	23.3
	難病（特定疾患）	183	35	14	4	18	11	11	22	5	6	5	24	52
		100.0	19.1	7.7	2.2	9.8	6.0	6.0	12.0	2.7	3.3	2.7	13.1	28.4
	高次脳機能障がい	28	8	2	－	1	1	1	1	1	1	－	8	4
		100.0	28.6	7.1	－	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	－	28.6	14.3
	発達障がい	131	5	20	10	6	6	2	3	4	4	3	65	35
		100.0	3.8	15.3	7.6	4.6	4.6	1.5	2.3	3.1	3.1	2.3	49.6	26.7

④今後の就労意向

現在就労していない人の今後の就労意向は３割強で、約３人に１人が就労を希望しています。

障がいのある方の就労支援としては、「職場における障がい者理解」「通勤手段の確保」「給料の充実」などの環境改善や待遇に関するニーズが高く、特に給与や勤務時間・勤務日数等の待遇面に関しては、就労をしている人でより高くなっています。

また、障がい種別にみると、精神障がいでは「給料の充実」が、高次脳機能障がいや発達障がいでは「職場における障がい者理解」に対するニーズが高くなっています。

【就労意向】

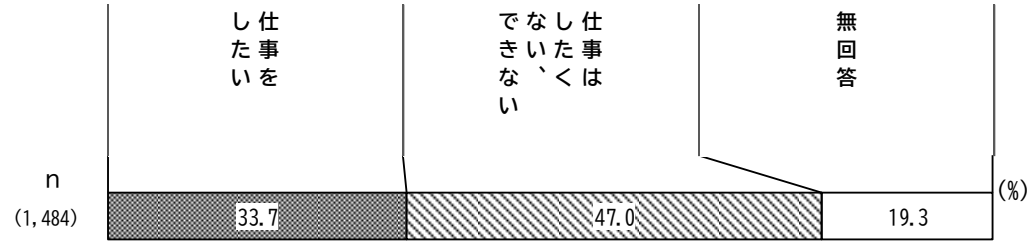

【障がいのある方の就労支援として必要だと思うこと】　※15 歳以上の人のみ回答

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	職場における障がい者理解	通勤手段の確保	給料の充実	短時間勤務や勤務日数等の配慮	職場で介助や援助等が受けられること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	仕事についての職場外での相談対応、支援	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	在宅勤務の拡充	企業ニーズに合った就労訓練	その他	特にない	わからない	無回答
全　体		1,442	469	421	346	262	205	163	142	135	85	64	23	58	157	310
		100.0	32.5	29.2	24.0	18.2	14.2	11.3	9.8	9.4	5.9	4.4	1.6	4.0	10.9	21.5
障がい種別	身体障がい	723	193	184	115	123	94	54	49	85	47	25	15	41	85	200
		100.0	26.7	25.4	15.9	17.0	13.0	7.5	6.8	11.8	6.5	3.5	2.1	5.7	11.8	27.7
	知的障がい	648	227	202	162	86	139	86	73	55	22	31	11	14	89	113
		100.0	35.0	31.2	25.0	13.3	21.5	13.3	11.3	8.5	3.4	4.8	1.7	2.2	13.7	17.4
	精神障がい	303	107	92	113	75	29	45	49	11	21	11	7	9	20	48
		100.0	35.3	30.4	37.3	24.8	9.6	14.9	16.2	3.6	6.9	3.6	2.3	3.0	6.6	15.8
	難病（特定疾患）	184	46	46	28	42	17	11	11	27	25	12	－	11	18	48
		100.0	25.0	25.0	15.2	22.8	9.2	6.0	6.0	14.7	13.6	6.5	－	6.0	9.8	26.1
	高次脳機能障がい	29	14	11	6	3	7	6	5	1	3	2	1	－	2	5
		100.0	48.3	37.9	20.7	10.3	24.1	20.7	17.2	3.4	10.3	6.9	3.4	－	6.9	17.2
	発達障がい	142	66	58	49	26	30	36	21	5	7	10	2	－	7	21
		100.0	46.5	40.8	34.5	18.3	21.1	25.4	14.8	3.5	4.9	7.0	1.4	－	4.9	14.8
就労の有無別	就労している	157	60	45	61	44	13	16	18	21	10	8	4	8	8	22
		100.0	38.2	28.7	38.9	28.0	8.3	10.2	11.5	13.4	6.4	5.1	2.5	5.1	5.1	14.0
	就労していない	1,208	398	362	269	206	185	144	118	109	74	56	18	47	144	252
		100.0	32.9	30.0	22.3	17.1	15.3	11.9	9.8	9.0	6.1	4.6	1.5	3.9	11.9	20.9

（4）障害福祉サービス等の利用について

①障害福祉サービス等全般の満足度

障害福祉サービス等の《満足度》（「満足している」および「やや満足している」）は 66.6%と高くなっています。一方、難病では「満足していない」が 18.5%と、サービスへの満足度が他の障がい種別に比べ低くなっています。

【障害福祉サービス等全般の満足度】

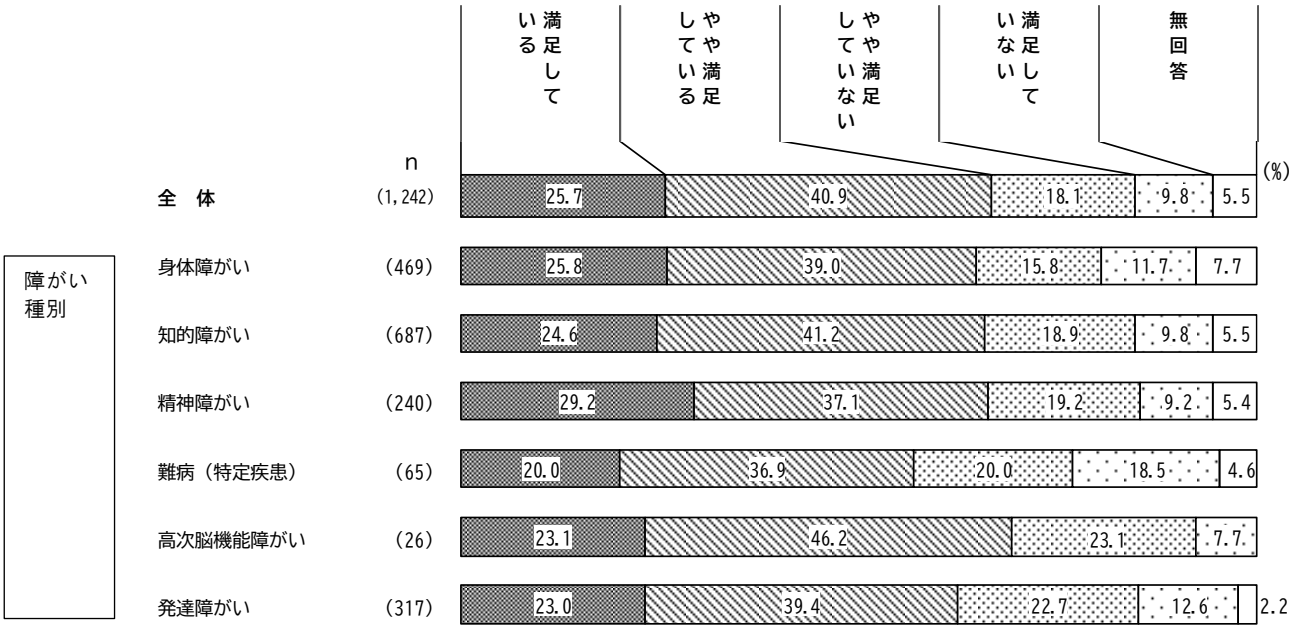

②障害福祉サービス等利用時の困りごと

サービス利用時の困りごとについては、「どこの事業者を選べばよいかわからない」「サービス量（時間、回数）が不十分」「費用の自己負担が大きい」などが多く挙げられており、障害福祉サービスの満足度が低い人ほど、これらの項目への回答が多くなっています。

【障害福祉サービス等利用時の困りごと】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	どこの事業者を選べばよいかわからない	サービス量（時間、回数）が不十分	費用の自己負担が大きい	利用したいサービスが利用できなかった	契約の方法がわからなかった（わかりにくかった）	利用してトラブルがあった	利用したいが、障がいの種類または程度が非該当だった	その他	特に困ったことはない	わからない	無回答
全　体		1,242	199	179	150	148	79	51	46	104	388	180	104
		100.0	16.0	14.4	12.1	11.9	6.4	4.1	3.7	8.4	31.2	14.5	8.4
障害福祉サービス等満足度別	満足している	827	119	92	74	62	47	21	14	57	334	134	55
		100.0	14.4	11.1	8.9	7.5	5.7	2.5	1.7	6.9	40.4	16.2	6.7
	満足していない	347	78	83	74	82	27	28	30	46	48	33	12
		100.0	22.5	23.9	21.3	23.6	7.8	8.1	8.6	13.3	13.8	9.5	3.5

③サービスの利用意向（地区別）

地区別にあればよいと思うサービスの各地区の上位５項目は以下のとおりとなっています。地区ごとにサービスのニーズが異なることがうかがえます。

【サービスの利用意向（居住地区別）】

平地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	96	16.3
2	生活介護	89	15.1
3	施設入所支援	88	15.0
4	共同生活援助（グループホーム）	77	13.1
5	計画相談支援（児童分も含む）	65	11.1

小名浜地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	45	12.9
1	放課後等デイサービス	45	12.9
3	生活介護	44	12.6
4	短期入所（ショートステイ）	41	11.7
4	移動支援	41	11.7

勿来地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	生活介護	39	19.2
2	居宅介護（ホームヘルプ）	29	14.3
2	施設入所支援	29	14.3
4	短期入所（ショートステイ）	27	13.3
5	移動支援	25	12.3

常磐地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	放課後等デイサービス	35	18.7
2	短期入所（ショートステイ）	25	13.4
3	生活介護	21	11.2
3	計画相談支援（児童分も含む）	21	11.2
3	移動支援	21	11.2

内郷地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	24	17.9
2	居宅介護（ホームヘルプ）	17	12.7
2	放課後等デイサービス	17	12.7
4	短期入所（ショートステイ）	16	11.9
5	生活介護	15	11.2
5	移動支援	15	11.2

四倉地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	生活介護	9	15.0
1	短期入所（ショートステイ）	9	15.0
3	居宅介護（ホームヘルプ）	7	11.7
3	放課後等デイサービス	7	11.7
3	移動支援	7	11.7

遠野地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	施設入所支援	10	30.3
2	生活介護	8	24.2
3	居宅介護（ホームヘルプ）	5	15.2
3	共同生活援助（グループホーム）	5	15.2
5	計画相談支援（児童分も含む）	4	12.1

小川地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	放課後等デイサービス	7	26.9
2	生活介護	4	15.4
3	就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	3	11.5

好間地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	放課後等デイサービス	11	17.2
2	就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	7	10.9
3	生活介護	6	9.4
4	居宅介護（ホームヘルプ）	5	7.8
4	短期入所（ショートステイ）	5	7.8

三和地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	施設入所支援	2	18.2
2	重度障害者等包括支援	1	9.1
2	生活介護	1	9.1
2	共同生活援助（グループホーム）	1	9.1

田人地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	移動支援	2	50.0
2	居宅介護（ホームヘルプ）	1	25.0
2	同行援護	1	25.0
2	短期入所（ショートステイ）	1	25.0
2	共同生活援助（グループホーム）	1	25.0
2	施設入所支援	1	25.0
2	日中一時支援	1	25.0

川前地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	重度障害者等包括支援	1	33.3
1	生活介護	1	33.3
1	共同生活援助（グループホーム）	1	33.3

久之浜・大久地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	重度障害者等包括支援	4	18.2
2	訪問入浴サービス	3	13.6
2	日中一時支援	3	13.6

※各地区、上位５項目のサービスについて抜粋。
※回答件数の少ない地区については、５項目未満の掲載となっている。

（５）悩みごとや相談相手について

①悩みごと・困ったこと

暮らしの中での悩みごとについては、「将来の援助・介護のこと」「経済的なこと」に対する不安が多く、特にいわき市を暮らしやすいまちだと思わない人に多くなっています。

障がい種別では、精神障がいは「経済的なこと」、難病は「医療のこと」、高次脳機能障がいは「将来の援助・介護のこと」、発達障がいは「就労」や「教育・学習」についての悩みを、他の障がい種別に比べて多く抱えていることがわかります。

【悩みごと・困ったこと（上位 10 項目を抜粋)】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	将来の援助・介護のこと	経済的なこと	医療のこと	就労のこと	家庭生活のこと	教育・学習のこと	趣味や生きがいをもつこと	必要な情報を得ること	友人や相談相手をもつこと	現在の援助・介護のこと	特に困ったことはない	無回答
全　体		1,740	605	504	270	249	209	205	149	139	138	136	247	105
		100.0	34.8	29.0	15.5	14.3	12.0	11.8	8.6	8.0	7.9	7.8	14.2	6.0
障がい種別	身体障がい	763	284	210	146	67	92	22	58	51	37	75	114	58
		100.0	37.2	27.5	19.1	8.8	12.1	2.9	7.6	6.7	4.8	9.8	14.9	7.6
	知的障がい	757	319	179	103	104	73	64	67	60	40	75	132	47
		100.0	42.1	23.6	13.6	13.7	9.6	8.5	8.9	7.9	5.3	9.9	17.4	6.2
	精神障がい	321	102	131	41	66	59	13	40	16	33	14	31	14
		100.0	31.8	40.8	12.8	20.6	18.4	4.0	12.5	5.0	10.3	4.4	9.7	4.4
	難病（特定疾患）	200	71	72	59	24	19	7	13	19	9	12	33	11
		100.0	35.5	36.0	29.5	12.0	9.5	3.5	6.5	9.5	4.5	6.0	16.5	5.5
	高次脳機能障がい	32	17	12	2	5	4	2	3	4	1	4	－	3
		100.0	53.1	37.5	6.3	15.6	12.5	6.3	9.4	12.5	3.1	12.5	－	9.4
	発達障がい	347	128	90	31	87	49	157	34	40	55	22	12	9
		100.0	36.9	25.9	8.9	25.1	14.1	45.2	9.8	11.5	15.9	6.3	3.5	2.6
暮らしやすさ別	暮らしやすいまちだと思う	736	210	175	104	97	98	72	64	58	50	37	146	33
		100.0	28.5	23.8	14.1	13.2	13.3	9.8	8.7	7.9	6.8	5.0	19.8	4.5
	暮らしやすいまちだと思わない	874	366	315	149	141	104	126	78	73	79	91	71	37
		100.0	41.9	36.0	17.0	16.1	11.9	14.4	8.9	8.4	9.0	10.4	8.1	4.2

②相談相手

悩みごとなどの相談相手としては、「家族」が最も多くなっており、相談支援事業所や行政機関の相談窓口などを相談先としている人はいずれも１割未満となっています。

障がい種別にみると、知的障がいでは「施設の支援員など」、難病では「家族」「友人・知人」、発達障がいでは「家族」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が他の障がい種別に比べ多くなっています。

【相談相手（上位 10 項目を抜粋）】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	家族	施設の支援員など	かかりつけの医師や看護師	友人・知人	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	相談支援事業所などの相談窓口	親せき	地区保健福祉センターなどの行政機関の相談窓口	相談先がわからない	無回答
全　体		1,740	1,138	527	263	257	146	137	128	126	113	108	42	77
		100.0	65.4	30.3	15.1	14.8	8.4	7.9	7.4	7.2	6.5	6.2	2.4	4.4
障がい種別	身体障がい	763	487	175	128	135	101	15	77	47	66	50	15	40
		100.0	63.8	22.9	16.8	17.7	13.2	2.0	10.1	6.2	8.7	6.6	2.0	5.2
	知的障がい	757	408	386	66	57	51	60	23	79	25	42	24	35
		100.0	53.9	51.0	8.7	7.5	6.7	7.9	3.0	10.4	3.3	5.5	3.2	4.6
	精神障がい	321	192	89	82	52	43	7	42	28	19	48	11	8
		100.0	59.8	27.7	25.5	16.2	13.4	2.2	13.1	8.7	5.9	15.0	3.4	2.5
	難病（特定疾患）	200	164	10	47	58	19	1	30	9	20	11	1	9
		100.0	82.0	5.0	23.5	29.0	9.5	0.5	15.0	4.5	10.0	5.5	0.5	4.5
	高次脳機能障がい	32	22	9	5	1	3	1	－	1	3	1	－	3
		100.0	68.8	28.1	15.6	3.1	9.4	3.1	－	3.1	9.4	3.1	－	9.4
	発達障がい	347	263	101	50	29	15	104	7	39	13	17	7	12
		100.0	75.8	29.1	14.4	8.4	4.3	30.0	2.0	11.2	3.7	4.9	2.0	3.5

③「いわき障がい者相談支援センター」の認知度

いわき障がい者相談支援センターの《認知度》（「知っており、利用した」および「知っているが利用したことはない」）は 22.7%と低く、約７割が「知らない」と回答しています。

また、実際に利用したことがある人については、全体の 6.3%にとどまっています。

前回調査 (※) と比較しても、わずかに認知度の増加がみられるものの、大幅な改善（認知度の上昇）には至っていないことがわかります。

※前回調査：平成 29 年６月～７月に実施した同調査

【「いわき障がい者相談支援センター」の認知度】

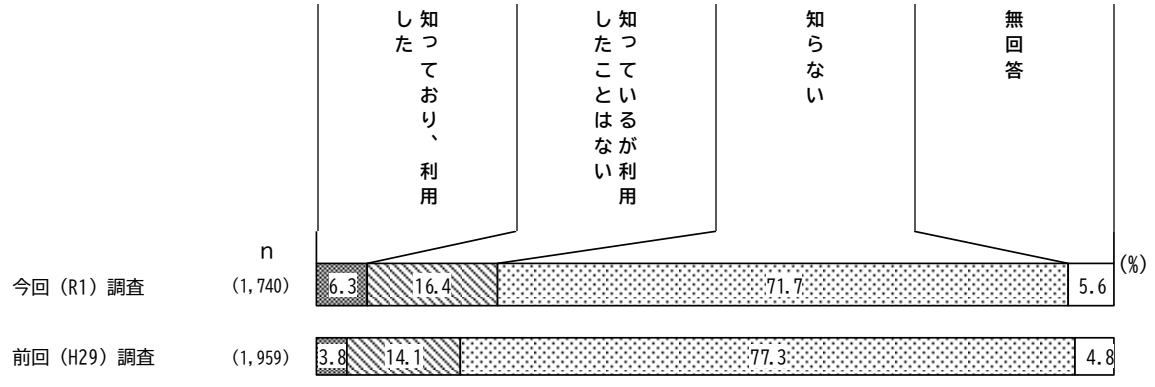

（6）権利擁護について

①差別の経験

全体の約３割の人が、障がいがあることで嫌な思いをした経験が「ある」と回答しています。障がい種別にみると、発達障がいや精神障がいでその傾向が強く、外見からわかりづらい障がいほど差別を受けた経験が多いことがわかります。

【障がいがあることで嫌な思いをした経験】

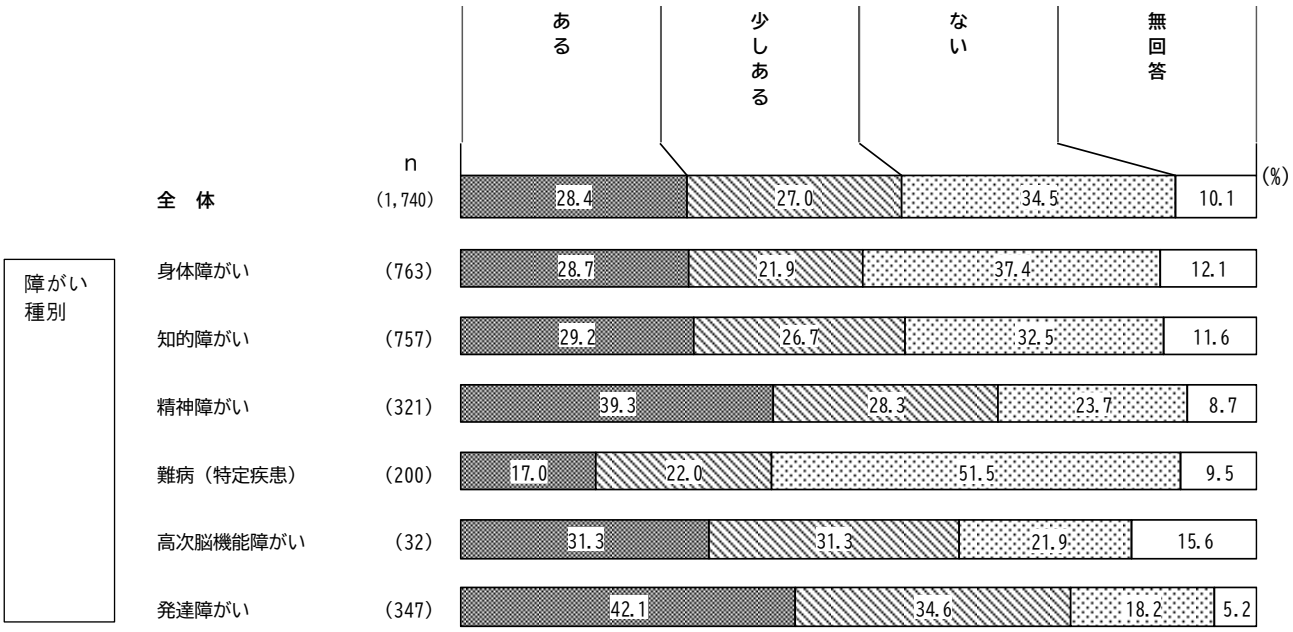

②差別解消にむけて取り組んでほしいこと

差別解消にむけての取り組みとしては、「障がい児と障がいのない児童生徒が共に学べる環境の整備、福祉教育の推進」などへのニーズが 36.6%と高く、特に、発達障がいでは 62.8%と教育環境への取り組みが強く求められています。

【差別解消にむけて取り組んでほしいこと】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	障がいのない児と障がい児童生徒が共に学べる環境の整備、福祉教育の推進	障がいへの理解を深めるためのパンフレット等で周知・啓発をする	地域において障がい者（児）と住民が交流できる機会を増やす	障がい者（児）の文化芸術、レクリエーション、スポーツ活動の推進	障がいのある方を対象とした権利擁護研修会などの開催	その他	無回答
全　体		1,740	636	588	382	270	188	133	297
		100.0	36.6	33.8	22.0	15.5	10.8	7.6	17.1
障がい種別	身体障がい	763	215	252	158	108	77	60	167
		100.0	28.2	33.0	20.7	14.2	10.1	7.9	21.9
	知的障がい	757	309	218	211	119	92	59	119
		100.0	40.8	28.8	27.9	15.7	12.2	7.8	15.7
	精神障がい	321	74	118	73	58	58	24	53
		100.0	23.1	36.8	22.7	18.1	18.1	7.5	16.5
	難病（特定疾患）	200	61	84	25	23	18	10	49
		100.0	30.5	42.0	12.5	11.5	9.0	5.0	24.5
	高次脳機能障がい	32	13	9	8	4	4	－	9
		100.0	40.6	28.1	25.0	12.5	12.5	－	28.1
	発達障がい	347	218	131	74	68	14	26	19
		100.0	62.8	37.8	21.3	19.6	4.0	7.5	5.5

（７）災害時の避難等について

①災害時の自力避難の可否

災害時に一人で避難できるかどうかについては、全体の過半数の人が、「できない」と回答しています。障がい種別では、発達障がい、高次脳機能障がい、知的障がいでその傾向が強く、７割以上を占めています。

【災害時の自力避難の可否】

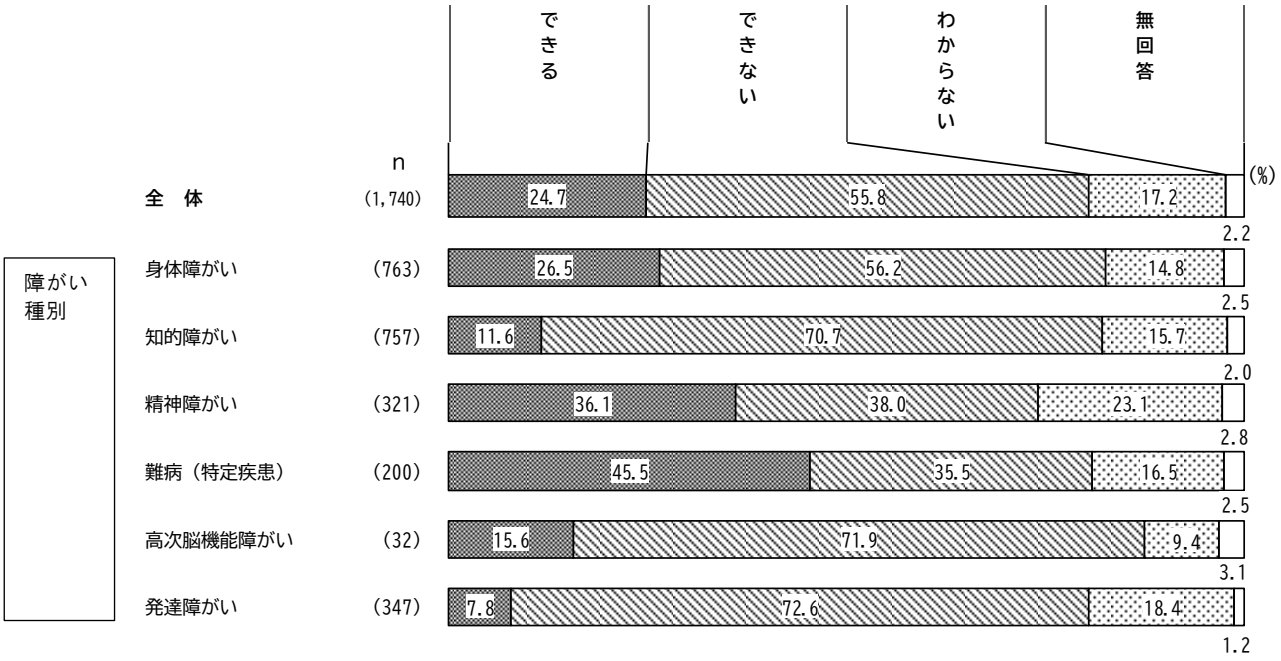

②災害時の困りごと

災害時の困りごとについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「避難所など安全なところまで、迅速に避難することができない」ことへの不安が多く挙げられています。障がい種別にみると、精神障がいや難病では「投薬や治療が受けられない」ことが、発達障がいや知的障がいでは、周囲とのコミュニケーションや救助を求めることなど他者との関わりについての不安が他の障がい種別に比べ強いことがうかがえます。

【災害時の困りごと】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	避難所など安全なところまで、迅速に避難することができない	投薬や治療が受けられない	周囲とのコミュニケーションがとれない	救助を求めることができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	補装具や日常生活用具の入手や使用が困難になる	その他	特にない	無回答
全　体		1,740	766	730	609	479	460	274	160	78	133	87
		100.0	44.0	42.0	35.0	27.5	26.4	15.7	9.2	4.5	7.6	5.0
障がい種別	身体障がい	763	366	362	317	126	173	91	109	35	46	49
		100.0	48.0	47.4	41.5	16.5	22.7	11.9	14.3	4.6	6.0	6.4
	知的障がい	757	291	342	204	295	297	135	51	39	50	32
		100.0	38.4	45.2	26.9	39.0	39.2	17.8	6.7	5.2	6.6	4.2
	精神障がい	321	156	115	161	84	65	46	28	15	18	15
		100.0	48.6	35.8	50.2	26.2	20.2	14.3	8.7	4.7	5.6	4.7
	難病（特定疾患）	200	94	77	115	19	23	19	21	3	22	14
		100.0	47.0	38.5	57.5	9.5	11.5	9.5	10.5	1.5	11.0	7.0
	高次脳機能障がい	32	19	17	9	10	9	4	7	1	1	2
		100.0	59.4	53.1	28.1	31.3	28.1	12.5	21.9	3.1	3.1	6.3
	発達障がい	347	149	141	54	175	129	66	22	26	25	9
		100.0	42.9	40.6	15.6	50.4	37.2	19.0	6.3	7.5	7.2	2.6

（８）障がい福祉施策について

①障がい福祉分野の各施策の評価

障がい福祉分野の各施策について、「現在の満足度」及び「今後の重要度」のそれぞれに得点を付与し分析を行いました。

【満足度・重要度得点表】

施策分野	項目	満足度	重要度
啓発・広報	①障がい者や障がいの特性に対する市民の理解促進	-0.41	1.13
啓発・広報	②障がいを理解するための教育やボランティア活動の推進	-0.34	1.09
啓発・広報	③障害福祉サービス等や障がい者の権利等に関する情報提供	-0.31	1.17
生活支援	④障がいの特性等に応じた相談・生活支援体制の整備	-0.19	1.30
生活支援	⑤地域生活を支えるための支援の充実	-0.28	1.22
生活支援	⑥障害福祉サービス等やコミュニケーション支援の充実	-0.22	1.14
生活支援	⑦障がい者スポーツや文化活動等の充実	-0.11	0.60
保健・医療	⑧障がいの早期発見・早期療育体制の充実	-0.20	1.19
保健・医療	⑨障がいの原因となる疾病の予防と医療・保健体制の充実	-0.28	1.20
保健・医療	⑩精神障がいに対する取り組みの推進	-0.33	1.13
生活環境	⑪地域における暮らしやすさの向上	-0.37	1.27
生活環境	⑫障がい者施設等における安全の確保	-0.03	1.27
生活環境	⑬防災・防犯の推進や災害発生時における支援	-0.43	1.42
教育・育成	⑭切れ目のない療育支援体制の充実	-0.22	1.27
教育・育成	⑮障がい児の保育・教育のための人材育成	-0.42	1.32
教育・育成	⑯障がい児教育や生涯学習活動の推進	-0.26	1.22
雇用・就業	⑰就労に向けた支援体制の充実	-0.34	1.31
雇用・就業	⑱働く場の確保や継続して働くための支援	-0.35	1.36
	平均	-0.28	1.20

※満足度が平均より低く、重要度が平均より高い項目に着色

※満足度及び重要度の算出方法

「現在の満足度」と「今後の重要度」の選択肢ごとに以下の点数を付与し、その合計を回答数で除することで、加重平均にて得点（「満足度」及び「重要度」）を算出した（算出に当たっては、無回答は除外）。

【現在の満足度】

「満足である」：２点　「やや満足である」：１点　「やや不満である」：-１点
「不満である」：-２点　「わからない」：０点　「無回答」：点数の付与はしない

【今後の重要度】

「重要である」：２点　「やや重要である」：１点　「あまり重要でない」：-１点
「重要でない」：-２点　「わからない」：０点　「無回答」：点数の付与はしない

【算出式】

$$\frac{(「\text{満足}\atop\text{である}」\times 2\text{点})+(「\text{やや満足}\atop\text{である}」\times 1\text{点})+(「\text{わから}\atop\text{ない}」\times 0\text{点})+(「\text{やや不満}\atop\text{である}」\times -1\text{点})+(「\text{不満}\atop\text{である}」\times -2\text{点})}{\text{調査数}-(「\text{無回答}」\text{の回答数})} = \text{満足度}$$

※得点は-２点～+２点の間に分布し、０点が中間点
※重要度についても同様の算出式

前述の「満足度」「重要度」をもとに、各施策における項目間の相対的な位置づけを以下のとおり整理しました。

その結果、「満足度」が低く「重要度」が高い要改善項目や「満足度」「重要度」がともに高く重点的に対応すべき維持項目には、主に生活環境分野、教育育成分野、雇用就業分野の施策が該当しており、これらの施策の充実化が求められています。

【満足度・重要度散布図】

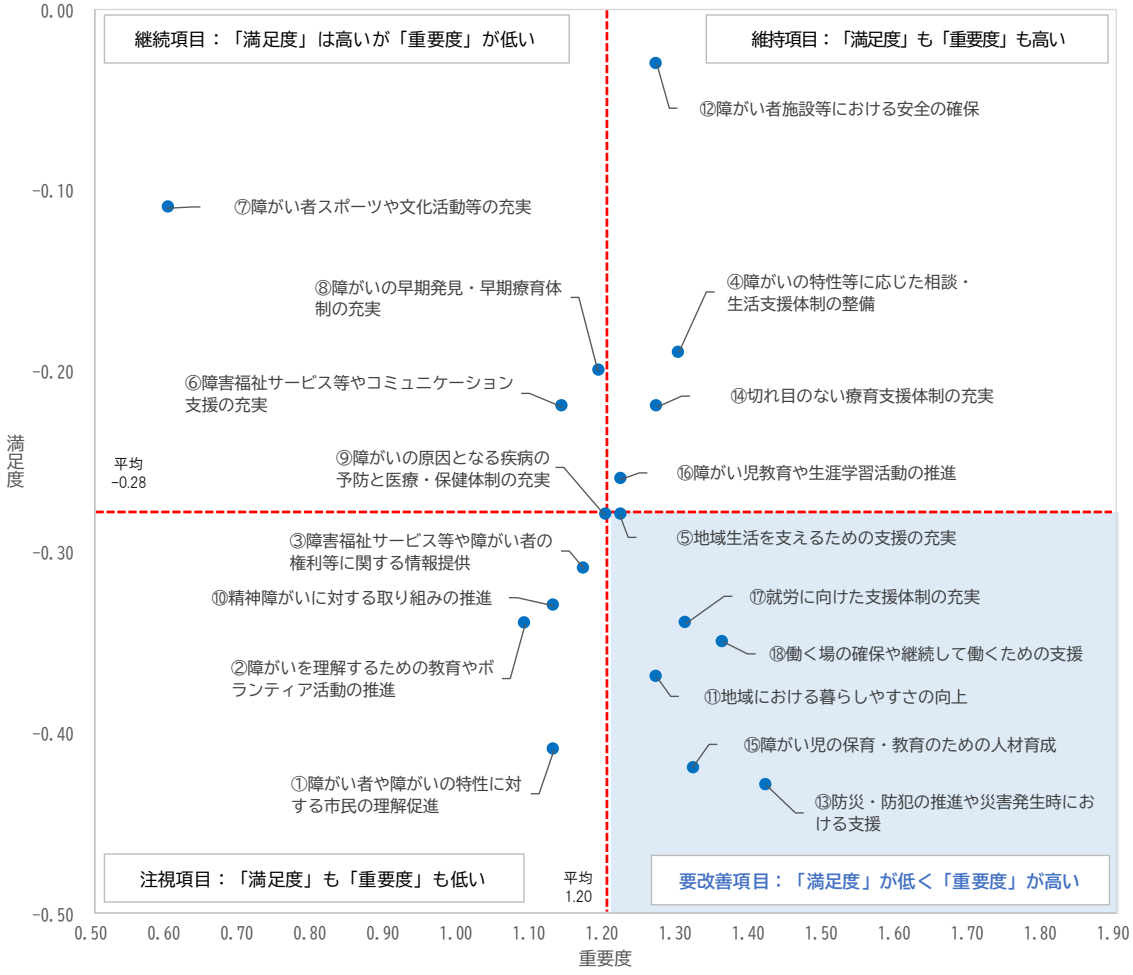

※「満足度」「重要度」の関係を表す領域線は、それぞれの平均値
※得点の高い／低いは、あくまで平均値と比較して相対的に高い／低いということを示したもの

＜要改善項目：優先的な対応の必要性がある施策（重要度が高いが満足度が低い項目）＞

- 防災・防犯の推進や災害発生時における支援【生活環境】
- 地域における暮らしやすさの向上【生活環境】
- 障がい児の保育・教育のための人材育成【教育・育成】
- 働く場の確保や継続して働くための支援【雇用・就業】
- 就労に向けた支援体制の充実【雇用・就業】

＜維持項目：重点的な対応の維持が必要な施策（重要度・満足度がともに高い項目）＞

- 障がいの特性等に応じた相談・生活支援体制の整備【生活支援】
- 障がい者施設等における安全の確保【生活環境】
- 切れ目のない療育支援体制の充実【教育・育成】
- 障がい児教育や生涯学習活動の推進【教育・育成】

②今後必要だと思う障がい福祉施策

今後必要だと思う障がい福祉施策については、「相談窓口や情報提供の充実」「ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実」など、幅広い相談・支援体制が求められています。特にサービス未利用者で「相談窓口や情報提供の充実」へのニーズが高く、サービス利用者では相談・支援体制に加え、入所施設や住宅など住環境の整備も求められています。

障がい種別にみると、知的障がいでは「グループホームや住宅など障がいに配慮した住環境の整備」、精神障がいでは「働く場の確保や雇用環境の整備」、発達障がいでは「学校や地域での障がいへの理解や障がい者（児）との交流の促進」等が他の障がい種別に比べ多くなっています。

【今後必要だと思う障がい福祉施策（上位 10 項目を抜粋）】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	相談窓口や情報提供の充実	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	日常生活に必要な移動支援の充実	働く場の確保や雇用環境の整備	入所施設の整備	グループホームや住宅など障がいに配慮した住環境の整備	ホームヘルプサービスなど障害福祉サービス等の充実	学校や地域での障がいへの理解や障がい者（児）との交流の促進	障がいの早期発見・早期療育体制の充実	店舗などのバリアフリー化の促進	特にない	無回答
全　体		1,740	534	535	352	346	343	339	336	255	215	87	136	114
		100.0	30.7	30.7	20.2	19.9	19.7	19.5	19.3	14.7	12.4	5.0	7.8	6.6
障がい種別	身体障がい	763	246	199	192	90	170	121	183	62	77	52	67	67
		100.0	32.2	26.1	25.2	11.8	22.3	15.9	24.0	8.1	10.1	6.8	8.8	8.8
	知的障がい	757	174	229	152	136	204	227	154	97	64	27	66	38
		100.0	23.0	30.3	20.1	18.0	26.9	30.0	20.3	12.8	8.5	3.6	8.7	5.0
	精神障がい	321	114	74	56	99	41	64	62	39	49	9	28	17
		100.0	35.5	23.1	17.4	30.8	12.8	19.9	19.3	12.1	15.3	2.8	8.7	5.3
	難病（特定疾患）	200	85	63	44	25	25	17	41	26	25	16	12	22
		100.0	42.5	31.5	22.0	12.5	12.5	8.5	20.5	13.0	12.5	8.0	6.0	11.0
	高次脳機能障がい	32	8	13	7	4	7	8	9	4	3	1	5	2
		100.0	25.0	40.6	21.9	12.5	21.9	25.0	28.1	12.5	9.4	3.1	15.6	6.3
	発達障がい	347	104	164	55	122	63	67	42	110	81	5	8	8
		100.0	30.0	47.3	15.9	35.2	18.2	19.3	12.1	31.7	23.3	1.4	2.3	2.3
障害福祉サービス等の利用有無別	利用している	1,242	335	415	251	254	285	296	270	199	164	60	87	53
		100.0	27.0	33.4	20.2	20.5	22.9	23.8	21.7	16.0	13.2	4.8	7.0	4.3
	利用していない	401	171	112	85	79	48	33	60	50	40	24	40	29
		100.0	42.6	27.9	21.2	19.7	12.0	8.2	15.0	12.5	10.0	6.0	10.0	7.2

3　障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果

（1）アンケート調査結果

①回収状況

対象	配布数①	総回収数②	有効回収数	回収率 ②／①
障害福祉サービス提供事業者	211	145	145	68.7%

②事業運営上の問題・課題

事業運営活動上の問題や課題について、「介護人材の不足」が最も多く、約半数の事業者が回答しています。また、「職員の定着」や「サービスの質の向上」についても３割弱が回答しており、人材の確保やサービスの品質確保が大きな課題となっています。

これらの具体的な問題・課題について記述してもらったところ、求人に対する応募者が少ないことや離職などによる職員不足、研修不足などによる職員のスキル低下などが挙げられています。

運営主体別にみると、社会福祉法人では「職員の定着」や「サービスの質の向上」、「経営資金」を、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）では「計画相談支援の不足」を、問題・課題と認識している場合が多くなっています。また、「その他（営利法人等）」では「介護人材の不足」が約６割と多くなっています。

【事業運営上の問題・課題】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	介護人材の不足	職員の定着	サービスの質の向上	経営資金	職員への研修	計画相談支援の不足	他事業所との連携	行政機関との連携	その他	無回答
全　体		145	74	39	39	38	37	32	16	3	12	4
		100.0	51.0	26.9	26.9	26.2	25.5	22.1	11.0	2.1	8.3	2.8
運営主体別	社会福祉法人	51	25	18	22	19	11	7	2	1	3	1
		100.0	49.0	35.3	43.1	37.3	21.6	13.7	3.9	2.0	5.9	2.0
	社団・財団法人	4	2	－	2	2	2	2	1	－	－	－
		100.0	50.0	－	50.0	50.0	50.0	50.0	25.0	－	－	－
	特定非営利活動法人（NPO ）	37	15	11	9	5	8	13	5	1	3	1
		100.0	40.5	29.7	24.3	13.5	21.6	35.1	13.5	2.7	8.1	2.7
	医療法人	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
	市町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他（営利法人等）	51	31	10	6	11	15	10	8	1	6	1
		100.0	60.8	19.6	11.8	21.6	29.4	19.6	15.7	2.0	11.8	2.0

【具体的な問題・課題（記述）】

＜介護人材の不足＞
・定期的に求人情報を掲載しているが、問い合わせが少なく、必要と思われる人材の確保に苦慮している
・依頼があっても、職員不足でサービス提供困難

＜職員の定着＞
・不規則な勤務体制のため、辛さを感じ辞めてしまう
・採用後理想と現実の違いから離職される方が多い

＜サービスの質の向上＞
・職員のサービス提供のレベルに差がみられる
・思うように研修が実施できず、サービスの質の向上が頭打ちになっている

など

③障害者虐待防止についての取り組み

障害者虐待防止の取り組みとして、「苦情相談窓口の設置」が最も多く、約９割の事業者で設置が行われています。一方、責任者の設置や研修会の実施、対応マニュアルの作成の実施率は、約５～６割となっています。

【障害者虐待防止についての取り組み】

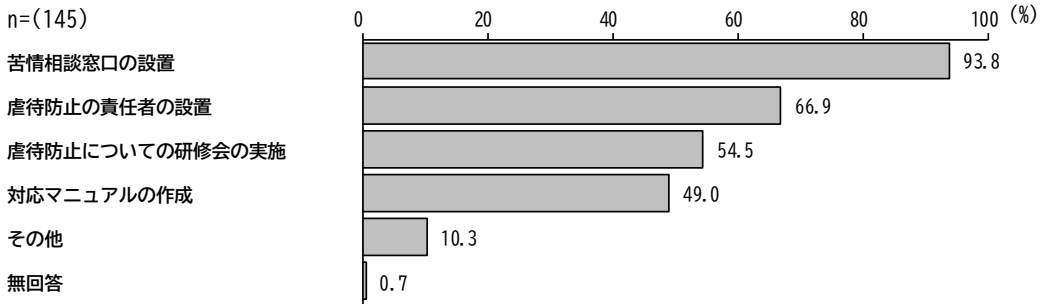

④共生型サービス（介護保険サービス）への参入意向

介護保険サービスに「すでに参入済み」の事業者が約２割、参入意向のある（「参入したい」＋「参入を今後検討する」）事業者が３割弱となっています。一方、「参入しない」と回答している事業者は約４割となっています。

前回調査と比較すると、「すでに参入済み」の事業者が 10 ポイント以上増、また参入意向のある事業者も微増しています。

【共生型サービス（介護保険サービス）への参入意向】

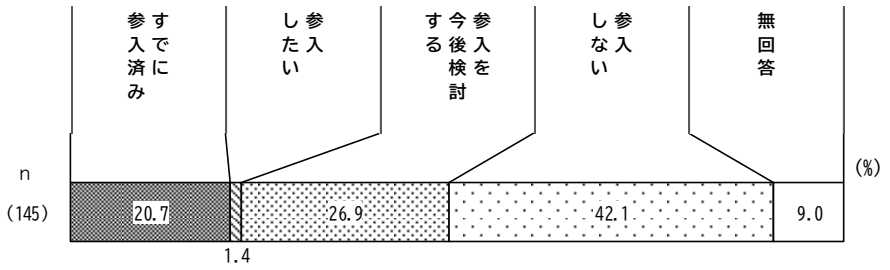

【参考：前回（H29）調査】

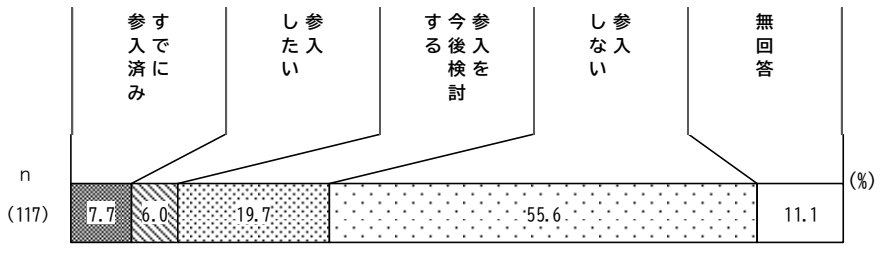

⑤施設の防災対策

防災対策について、防災マニュアルを「整備済み」、避難訓練を「実施している」事業所ともに８割弱となっています。

前回調査と比較すると、避難訓練の実施事業者の割合に大きな変動はないものの、防災マニュアルを「整備済み」の事業者は 10 ポイント以上増加しており、マニュアルの整備が進んでいることがうかがえます。

【防災マニュアル】

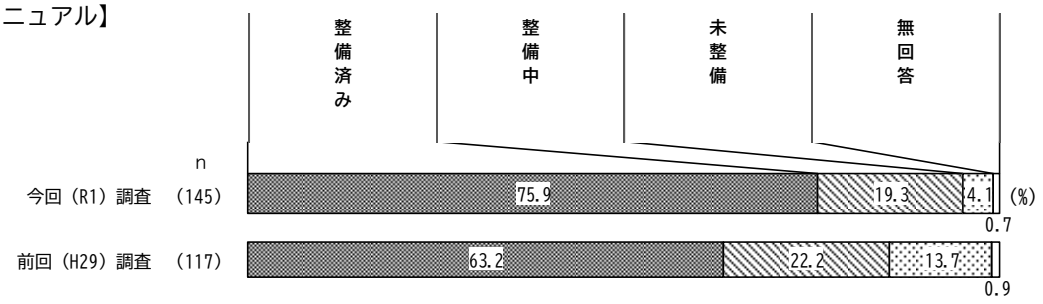

【避難訓練】

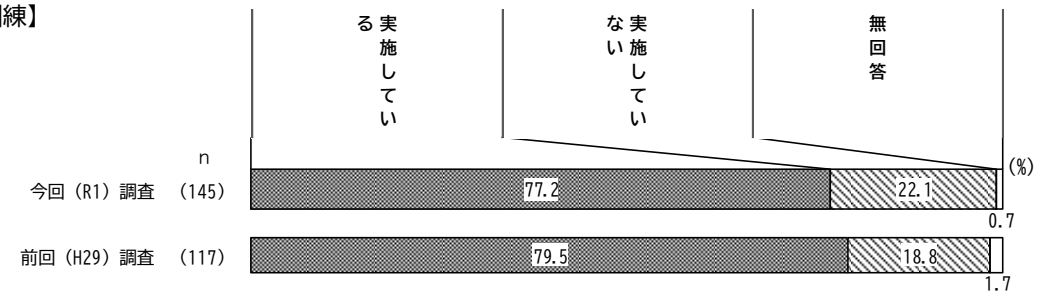

⑥施設の防犯対策

防犯ブザーや防犯カメラ等の防犯対策については、「実施している」事業所と「実施していない」事業所の割合が概ね半々ずつとなっています。

具体的な防犯対策としては、防犯灯、カメラ、ブザー等の設置やセキュリティの導入、防犯用具の設置、施錠強化、防犯訓練の実施などが挙げられています。

【施設の防犯対策】

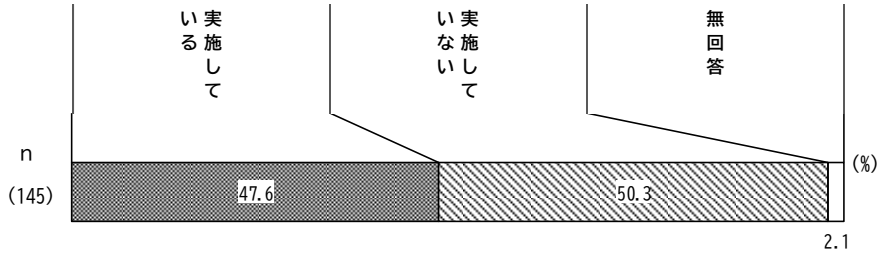

具体的には

・防犯灯、カメラ、ブザー等の設置
・セキュリティの導入（警備会社）
・防犯用具の設置（催涙スプレー、さすまた等）
・施錠の強化（二重ロック等）
・防犯訓練の実施

など

4　障がい者（児）関連団体実態調査結果

（１）アンケート調査結果

①回収状況

対象	配布数①	総回収数②	有効回収数	回収率 ②／①
障がい者（児）団体	28	15	15	53.6%

②活動上の問題・課題

活動上の問題や課題について自由に記述してもらった結果、各団体から共通してあがった意見としては、会員の高齢化と新規加入者の減少、それに伴う会員の減少や活動頻度の低下などが多くなっています。

また、活動資金の確保や、団体活動の認知度向上のための広報等の取り組みなども課題となっています。

【主な意見】

・本来は毎月１回の集まりで行っていましたが、所属されている方の高齢化であったり様々な相談窓口の増加等などにより参加者数が減少傾向となり、２ヶ月に１回へ実施回数を減らしていましたが、それでも参加者が少ないため、昨年度より開催回数を年２～３回と、不定期で実施している。
・会員の減少。実際に活動している人数が少ない。点字プリンタ等、高額なため設備を整えるのが難しい。
・会員が老齢化で減少しており、30 年前の半分になっている。若い世代がなかなか入ってこない課題がある。当協会の広報・普及の体力・能力には限界がある。
・市内には身体障害者手帳保持者が 9.5 万人もいるのですが会員が増えないのが悩みです。
・会員の高齢化。支援施設の利用者さんの高齢化によって、レク支援の内容も複雑化、多様化しているため、会員相互の研修やプチセミナー（県主催）等に参加し、自己研さんに努めている。交通費など実費でボランティア活動を続けているが会の運営費等、レク財の購入など予算があれば助かるのですが…。
・入会を推進し組織の拡大を図ろうと努力しているところです。患者会の活動においては、患者の高齢化が進む一方で、若年層の患者の入会が殆どない状況で苦慮しているところです。
・会員の維持が困難。現会員は高齢者が多く、稼働率が低く、退会者が多い。
・若い人が会に入会しない。車で移動する場所には年配の方は参加しない。活動中に災害が起きた時、情報が入って来ない。
・高齢化が進んで退会する人がいる。
・多様なニーズに対応するための支援体制や専門性の向上。

（２）ヒアリング調査結果

①障害福祉サービス等の利用について

保護者の急病時等に障がいのある方を預けることができる緊急サポート体制の整備について、多くの保護者から要望が挙げられており、短期入所（ショートステイ）の充実が喫緊の課題となっています。家族介護者の負担軽減という視点から見ても、短期入所の不足は切実であり、今後施設の充実が求められています。

このほか、障がいのある方の通院時の医療費の助成や、通学時の送迎サービスの実施など、各種の負担軽減策が求められています。

②施設・拠点の整備について

市内の施設についての要望としては、南部地域の施設不足をはじめとした、地域ごとの施設数のばらつきが指摘されており、医療的ケア児（者）、重症心身障がい児（者）、発達障がい児（者）の受け入れも含めた、各地域における施設の充実が求められています。

また、親亡き後を見据えたグループホームなどの施設の拡充に加え、グループホーム入居前の事前体験の必要性なども指摘されています。

さらに、市の公共施設等において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン導入が不十分であるとの指摘があり、今後更なる整備を進めていくことが求められます。

③障がいのある方を取り巻く環境と障がいのある方への理解について

障がいのある方を取り巻く環境の改善に向けて、地域活動を適切にリードしていくことが求められており、障がいのある方が特別扱いされることなく、積極的に地域活動に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。また、行政だけでなく、障がいのある当事者やその保護者についても、積極的に地域活動に参加し、地域との関わりを持ちながら情報発信することで、障がいに対する地域の理解促進を図っていくことが重要であるとの意見も挙げられています。

④教育について

各ライフステージにおける切れ目のない支援の重要性が指摘されており、県の「切れ目のない支援体制整備事業」等を活用した支援体制の充実や、医療・福祉・教育などの連携等による新たな支援のあり方の検討が必要となっています。

⑤その他

各団体では若い世代の加入減少や高齢化、それに伴う資金不足や後継者の不足が課題となっており、会員増加に向けた取り組みの検討が必要となっています。

また、災害時において避難行動要支援者名簿を積極的に活用していくことが求められており、有効な活用方法について検討していく必要があります。

5　現計画の進捗状況

（１）事業の実施状況

『第４次いわき市障がい者計画』は、平成 26 年度から平成 32 年度（令和２年度）までの７年間であり、平成 26 年度から平成 29 年度までの４年間を前期、平成 30 年度から平成 32 年度（令和２年度）までの３年間を後期とし、国の「市町村障害者計画策定指針」及び第４次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、平成 30 年２月に「第４次いわき市障がい者計画（後期）」として改定しました。

後期計画では、「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援や教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、６つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進しており、令和元年度末時点ではすべての施策分野で一定程度計画を達成しています。

『第４次いわき市障がい者計画（後期）』において位置づけた各事業の実施状況は、次の表のとおりとなっています。

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野	達成度					合計
		A	B	C	D	E	
Ⅰ	啓発・広報	17	18	5	0	0	40
	（下段：割合(%)）	42.5	45.0	12.5	—	—	100.0
Ⅱ	生活支援	36	22	8	0	0	66
	（下段：割合(%)）	54.5	33.4	12.1	—	—	100.0
Ⅲ	保健・医療	25	11	4	0	0	40
	（下段：割合(%)）	62.5	27.5	10.0	—	—	100.0
Ⅳ	生活環境	8	13	3	0	1	25
	（下段：割合(%)）	32.0	52.0	12.0	—	4.0	100.0
Ⅴ	教育・育成	15	10	6	0	0	31
	（下段：割合(%)）	48.4	32.3	19.3	—	—	100.0
Ⅵ	雇用・就業	11	2	0	0	0	13
	（下段：割合(%)）	84.6	15.4	—	—	—	100.0
合計		112	76	26	0	1	215

※　Ａ：達成している　Ｂ：概ね達成している　Ｃ：一定程度達成している　Ｄ：あまり達成できていない　Ｅ：達成できていない

（２）施策分野ごとの実施状況

①啓発・広報

障がいに対する理解を促進する各種事業については、概ね計画どおり実施されているものの、多様な媒体や機会等を活用した啓発・広報に関しては達成度がやや低くなっています。「広報いわき」等の点字版・音声版の作成や市ホームページのウェブアクセシビリティの向上については概ね計画通りに進んでいることから、今後は録音図書などの図書館サービスをはじめ点字プリンタの設置や音声コードの普及などさらなる情報アクセシビリティの向上が必要です。

②生活支援

在宅生活を支えるための障害福祉サービス等の充実については、障がいのある方が住み慣れた地域で生活できるよう、必要なサービスの充実と支援体制に努めてきたことから計画の達成度は高くなっています。一方、地域移行及び自立生活への支援の推進や地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備など、短期的に成果を得ることが困難な施策については達成度が低い結果となっており、引き続き地域支援体制の構築が重要となっています。

③保健・医療

発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育に向けた障がい児・者とその家族に対する相談事業等について、概ね計画どおり実施されています。

今後は、障がいの原因となる疾病等のうち予防・治療が可能なものについて、より適切な保健・医療サービスの提供を行うとともに精神保健福祉のさらなる推進を図っていく必要があります。

④生活環境

建築物等のバリアフリー化や災害時における避難行動要支援者の支援等の施策で達成度が低くなっています。近年増加する自然災害への対策を踏まえ、地域社会において安全・安心に生活ができるよう住環境の整備や災害時の支援体制、防犯対策等に取り組んでいく必要があります。

⑤教育・育成

全体的に概ね計画どおり実施されていますが、スポーツや文化活動など生涯学習活動の達成度がやや低くなっています。そのため、障がいのある方の社会参加や生きがいづくりに向けたスポーツ・文化施設の充実を図るとともに、引き続き、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援の整備や、障がい児保育や学校等における指導の充実、卒業を控えた本人や保護者に対する進路や就労に係る適切な情報提供等が求められています。

⑥雇用・就業

全体的に概ね計画どおり実施されていますが、今後も、継続して、障がいのある方が、就労を通して、地域の中で生きがいや働きがいのある生活が送ることができるよう、障がいの特性や状態に応じた就労支援のほか、一般就労への移行、職場定着への支援など障がい者雇用の促進に向けた取り組みが必要です。

6　第４次いわき市障がい者計画（後期）の総合評価

前述の施策評価（満足度・重要度）と市の事業評価を以下のとおり整理しました。

生活環境分野では市民の評価、市の事業の達成度がともに低く、今後優先的な対応が求められます。また、雇用・就業分野においては、市の事業達成度は高いものの、施策評価が低く、今後はより効果的な事業展開が求められます。

分野	施策評価（アンケート調査結果）				事業の達成度	
	項目	満足度	重要度	評価	達成	概ね達成
啓発・広報	①障がい者や障がいの特性に対する市民の理解促進	-0.41	1.13	注視	42.5%	45.0%
	②障がいを理解するための教育やボランティア活動の推進	-0.34	1.09	注視		
	③障害福祉サービス等や障がい者の権利等に関する情報提供	-0.31	1.17	注視		
生活支援	④障がいの特性等に応じた相談・生活支援体制の整備	-0.19	1.30	維持	54.5%	33.4%
	⑤地域生活を支えるための支援の充実	-0.28	1.22	維持／要改善		
	⑥障害福祉サービス等やコミュニケーション支援の充実	-0.22	1.14	継続		
	⑦障がい者スポーツや文化活動等の充実	-0.11	0.60	継続		
保健・医療	⑧障がいの早期発見・早期療育体制の充実	-0.20	1.19	継続	62.5%	27.5%
	⑨障がいの原因となる疾病の予防と医療・保健体制の充実	-0.28	1.20	―		
	⑩精神障がいに対する取り組みの推進	-0.33	1.13	注視		
生活環境	⑪地域における暮らしやすさの向上	-0.37	1.27	要改善	32.0%	52.0%
	⑫障がい者施設等における安全の確保	-0.03	1.27	維持		
	⑬防災・防犯の推進や災害発生時における支援	-0.43	1.42	要改善		
教育・育成	⑭切れ目のない療育支援体制の充実	-0.22	1.27	維持	48.4%	32.3%
	⑮障がい児の保育・教育のための人材育成	-0.42	1.32	要改善		
	⑯障がい児教育や生涯学習活動の推進	-0.26	1.22	維持		
雇用・就業	⑰就労に向けた支援体制の充実	-0.34	1.31	要改善	84.6%	15.4%
	⑱働く場の確保や継続して働くための支援	-0.35	1.36	要改善		
	全体平均	-0.28	1.20			

次ページ以降では、各種実態調査（アンケート調査、ヒアリング調査）や市の事業評価を踏まえ、分野ごとに評価と課題を整理しています。

※次ページ以降、断り書きがない場合は、アンケート結果からの分析を示す

（１）啓発・広報

評価と課題

障がいに関する理解促進と差別の解消

＜理解促進に関する評価＞

・市の事業は概ね計画どおり実施されているものの、アンケート調査による評価（満足度）では、市民の理解が十分に促進されていないことがうかがえます。

・ヒアリング調査では行政からの周知だけでなく、障がいのある当事者やその保護者の積極的な地域参加により理解促進を図るべきとの声も聞かれたことから、今後は双方からの情報発信を行うなど、市民に対してより効果的な周知・啓発を行うことが求められています。

＜外見からわかりづらい障がいに対する理解促進の強化＞

・発達障がい、精神障がい等で差別を受けた経験が多い傾向にあることから、外見からわかりづらい障がいに対する理解が特に不足していることがうかがえます。

・発達障がいでは、差別解消に向けた教育環境における取り組みのニーズが特に高くなっていることから、パンフレットの配布による周知啓発や福祉教育の推進など障がいへの理解促進が課題となっています。

情報アクセシビリティの向上

・障がいのある方に対する情報提供について、多様な媒体や機会等を活用した啓発・広報事業の達成度がやや低いことから、これまで実施してきた点字版・音声版の広報誌の作成や市ホームページのウェブアクセシビリティに加え、点字プリンタの設置や音声コードの普及など、情報アクセシビリティのさらなる向上が課題です。

本計画の策定にあたって求められる視点

■市民と障がいのある方、双方からの情報発信や手段等の整理
■障がいについての理解の促進（地域生活、就学、就労等の様々な場面での理解が不可欠）
■情報アクセシビリティのさらなる向上

（２）生活支援

評価と課題

地域移行と自立生活の課題

・グループホームや障害者支援施設入所者等の約２～３割が地域への移行を希望していますが、アンケート調査の結果から、地域移行にあたって住宅や就労の確保などを含めた経済的負担が課題となっていることが見て取れます。また、身体障がい者や難病患者については、在宅での適切な医療ケアに対するニーズも高くなっています。

・地域移行や自立支援に関する市の事業については、短期的に成果を得ることが困難であるため達成度が低い結果となっており、引き続き上記を踏まえた支援の推進が必要です。

相談体制の充実

・今後必要だと思う障がい福祉施策として、相談窓口の充実は最もニーズが高く、現在障害福祉サービスを利用していない人で特にその傾向が強くなっています。

・その一方で、相談支援事業所や行政の相談窓口を相談先とする人は依然として少なく、各種相談や情報提供を総合的に行う「いわき障がい者相談支援センター」の相談件数は伸びているものの、認知度は少ないのが現状です。このため、相談施設等の周知・活用促進は重要な課題と言えます。

サービス提供体制の強化

＜利用者の多様なニーズに応えるサービス提供体制の整備＞

・障がい福祉サービス等の提供については、市の事業の達成度が高く、アンケート調査の評価も比較的高くなっていますが、ヒアリング調査では南部地域の施設不足など地域ごとの提供体制の差が指摘されています。

・また、障害福祉サービス提供事業所では、人材不足が大きな問題となっています。求人に対する応募者の減少や離職などにより、職員のスキル低下やサービスの質の低下など、事業運営体制の強化が課題と言えます。

＜家族介護者の負担軽減＞

・ヒアリング調査では短期入所（ショートステイ）のニーズが高く、緊急サポート体制の整備や家族介護者の負担軽減のため、施設の充実は重要な課題です。また、通院時の医療費助成や通学時の送迎サービスの実施など多様な負担軽減策が求められています。

・当事者が抱える悩みとして、将来の援助や介護に関する悩みは最も多く、将来を見据えた対策が必要です。

本計画の策定にあたって求められる視点

■地域生活における総合的な支援の推進（障がい特性に配慮した支援、地域包括ケアシステムの推進）
■いわき障がい者相談支援センター等の相談窓口の周知・活用促進
■サービス提供体制の強化（介護人材の不足の解消、質の向上、地域格差の解消）
■サービスの充実による家族介護者の負担軽減と将来を見据えた支援

（３）保健・医療

評価と課題

医療に対するニーズ

・医療については日常生活における悩みごとの上位項目となっており、特に、難病患者は悩みを抱えている割合が高く、地域生活における在宅医療へのニーズも比較的高くなっています。

・ヒアリング調査では、医療的ケア児（者）や重症心身障がい児（者）の受入れが可能な施設の充実を求める声が挙がっており、通院時の医療費助成など経済的負担軽減に関する要望もみられます。

疾病予防と精神保健福祉の推進

・市の事業は概ね計画どおり実施されていますが、障がいの原因となる疾病等予防や精神保健福祉施策の達成度がやや低くなっていることから、今後は、障がいの原因となる疾病等のうち予防・治療が可能なものについて、より適切な保健・医療サービスの提供を行う必要があります。

・精神障がい者が増加傾向にあることを踏まえ、精神保健福祉のさらなる推進が求められています。

本計画の策定にあたって求められる視点

■地域における医療的ケア体制の充実や精神保健福祉の推進

（４）生活環境

評価と課題

いわき市の暮らしやすさへの評価

・いわき市を（あまり）暮らしやすいまちだと思わない人が過半数を占めており、とりわけ地域で生活している人（家族と暮らしている人）の評価は低くなっています。

・施策評価においても生活環境分野の評価は低く、特に、地域における暮らしやすさや災害発生時における支援などの施策については要改善項目（優先対応が必要な項目）となっています。市の事業においても、バリアフリー化や避難行動要支援者への支援施策等の達成度はやや低く、今後優先的な対応が求められています。

バリアフリーの推進

＜バリアフリー化などに対するニーズ＞

・外出時の困りごとについては、公共交通機関の少なさが最も多く挙げられており、いわき市を暮らしやすいと思っていない人は、道路や駅の段差、建物の設備などハード面での不便さも多く感じています。

・ヒアリング調査でも市の公共施設等におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入の不足について指摘されており、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた各種整備が課題となっています。

防災対策と災害時における支援

＜事業者の防災対策＞

・防災マニュアルを整備している障害福祉サービス提供事業所や障害者支援施設は、前回調査時から増加（63.2%→75.9%）しており、整備中も含めると９割以上が対策を行っています。また、避難訓練については前回調査時と同様に実施率が約８割と高い水準を維持しています。

＜避難行動要支援者への支援の強化と支援制度の周知・活用促進＞

・事業者の防災対策が進む一方、過半数が災害時に単独での避難ができないとしており、避難場所への安全な避難、避難後の生活環境に不安を抱えています。特に知的障がい者や発達障がい者ではコミュニケーションや救助要請など他者とのかかわりに不安を抱えており、災害時の支援の必要性の高さ、避難行動要支援者支援制度の必要性が高いことがわかります。

・その一方で、制度の認知度は依然として低いことから、制度の積極的な活用に向けて、障がいのある方だけでなく地域住民等に対する制度の周知促進が課題と言えます。

本計画の策定にあたって求められる視点

■暮らしやすさの向上（バリアフリー化、災害時における地域での支援体制の整備）

（５）教育・育成

評価と課題

切れ目のない支援体制の確立

・今後必要だと思う障がい福祉施策として、切れ目のない支援体制の充実は相談窓口の充実とともに最もニーズが高い項目です。ヒアリング調査でも、各ライフステージにおける切れ目のない支援の重要性が指摘されており、医療・福祉・教育などの連携による新たな支援体制のあり方の検討が必要となっています。

教育・保育の人材の確保と育成の強化

・スポーツや文化活動など生涯学習に関する施策については、市の事業達成度及びアンケートの施策評価の重要度のいずれも低く、今後の優先度は比較的低くなっています。

・一方、障がい児保育・教育のための人材育成については、重要度が高いものの満足度が低いことから、要改善項目に位置しており、優先的な対応が求められています。

障がい者団体の活性化

・各団体において、会員の高齢化と新規加入者の減少、それに伴う会員の減少などが進行しています。加えて、活動資金の確保や、団体活動の認知度向上のための広報なども活動上の課題となっています。

本計画の策定にあたって求められる視点

■一貫した切れ目のない支援体制の整備（関係機関との連携強化、人材の確保と育成）

（６）雇用・就業

評価と課題

就労支援に関する評価

・雇用・就業に関する市の事業の達成度は他の施策分野に比べ高くなっていますが、施策評価における満足度は低く、就労に向けた支援体制や職場定着に関する施策は要改善項目（優先対応が必要）となっています。

就労に向けた支援体制の強化

・現在、収入を得て就労している人は全体の約１割で、他の職員と同じ勤務条件で就労している人はそのうちの約３割にとどまっています。

・就労支援として、職場における障がい特性などへの理解や通勤手段の確保についてのニーズが高くなっていますが、現在就労している人については給与や勤務時間・勤務日数等の待遇面に関するニーズが高くなっていることから、雇用条件の改善等に関する関係機関への働きかけなどの取り組みが必要となっています。

継続して働くための支援の充実

・過去に会社等の退職経験のある人の退職理由は、体調の悪化に次いで職場での人間関係が多く、精神障がい者で特にその傾向が強くなっています。

・上述のとおり、職場における障がい特性などへの理解についてのニーズが高いことから、職場定着に向けて、障がい者雇用に関する情報提供や障がい特性などの理解に対する働きかけがさらに重要となっています。

本計画の策定にあたって求められる視点

■障がいのある方の希望をかなえるためのきめ細かい就労・就労継続支援
（雇用の確保、障がい者雇用についての意識づけ、職場定着の支援）

第４章　基本理念及び基本目標

１　基本理念

本市ではこれまで、改正障害者基本法で掲げられている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指し、障がい者施策の推進にあたってきました。

本計画では、引き続きこの理念に基づき、障がいがある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援体制の構築を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる「地域共生社会」の実現を目指し、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とし、計画を推進します。

基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、地域で

安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

ノーマライゼーションとリハビリテーションの推進

本市では、昭和 56（1981）年の「国際障害者年」で掲げた障がいのある方の社会参加を促す「完全参加と平等」をスローガンに、その具現化のため、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を理念に、現在の障がい者施策を推進してきました。

今後も、引き続き、２つの理念を尊重していきます。

2　基本目標

改正障害者基本法において、次の内容が目的や基本原則として盛り込まれたことを受け、障害者総合支援法においても、同法の理念として規定されています。

同法の理念に変更がないことから、『第５次いわき市障がい者計画』においても、第４次障がい者計画（後期）と同じく、次の６つを基本目標とします。

1	全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること
2	全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
3	可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること
4	社会参加の機会を確保すること
5	どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
6	社会的障壁を除去すること

３　計画の視点

本計画においては、『第４次いわき市障がい者計画（後期）』で定めた４つの視点を引き継ぎながら、国の「第４次障害者基本計画」や社会情勢を踏まえ、次のとおり整理することとします。

視点１　社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

1　「共生社会」の理念普及
2　コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
3　障がいを理解するための福祉教育の推進
4　住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
5　就業支援及び生活支援施策の推進
6　障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

視点２　本人中心の総合的な支援

1　障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
2　意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
3　障がい者ケアマネジメント体制の確立
4　権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
5　「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
6　多様な就労の場の確保

視点３　障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

1　障がい福祉サービス等の質の向上
2　障がいの早期発見・早期療育の充実
3　障がいの原因となる疾病等の予防
4　リハビリテーションと医療の充実
5　障がい特性に応じた地域保健事業の充実
6　社会的及び職業的自立の促進

視点４　関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

第５次障がい者計画は、『（仮）新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき 21』、『いわき市食育推進計画』、『いわき市自殺対策計画』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

4　計画の体系

【基本理念】　すべての市民が、相互に支え合い

基本目標１

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること

基本目標２

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

基本目標３

可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること

計画における４つの視点

視点１　社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

1　「共生社会」の理念普及
2　コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
3　障がいを理解するための福祉教育の推進
4　住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
5　就業支援及び生活支援施策の推進
6　障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

視点２　本人中心の総合的な支援

1　障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
2　意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
3　障がい者ケアマネジメント体制の確立
4　権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
5　「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
6　多様な就労の場の確保

視点３　障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

1　障がい福祉サービス等の質の向上
2　障がいの早期発見・早期療育の充実
3　障がいの原因となる疾病等の予防
4　リハビリテーションと医療の充実
5　障がい特性に応じた地域保健事業の充実
6　社会的及び職業的自立の促進

視点４　関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

第５次障がい者計画は、『（仮）新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき 21』、『いわき市食育推進計画』、『いわき市自殺対策計画』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

基本目標４
社会参加の機会を確保すること

基本目標５
どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

基本目標６
社会的障壁を除去すること

６つの施策分野	各分野に位置づけられる施策の基本的方向性
啓発・広報	ア　「共生社会」の理念普及 イ　障がい特性に配慮した一層の理解促進 ウ　情報アクセシビリティの向上 エ　障がいを理解するための福祉教育の推進 オ　障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実 カ　ボランティア活動の推進 キ　権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
生活支援	ア　意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備 イ　障がい者ケアマネジメント体制の確立 ウ　障がい福祉サービス等の質の向上 エ　地域移行及び自立生活への支援の推進 オ　障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興 カ　コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実 キ　地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化 ク　共生型サービス提供体制の整備
保健・医療	ア　障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実 イ　障がいの原因となる疾病等の予防 ウ　リハビリテーションと医療の充実 エ　精神保健福祉の推進 オ　障がい特性に応じた地域保健事業の充実
生活環境	ア　住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 イ　地域における暮らしの場の確保 ウ　施設等における安全体制の確保 エ　災害発生時における支援体制の確保 オ　地域における日ごろの防災、防犯体制の推進
教育・育成	ア　一貫した療育支援体制の充実 イ　障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成 ウ　「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進 エ　社会的及び職業的自立の促進 オ　生涯学習活動の充実
雇用・就業	ア　就業支援及び生活支援施策の推進 イ　多様な就労の場の確保 ウ　一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実 エ　福祉的就労の充実

第５章　施策分野と基本的方向性

本計画では、基本理念及び基本目標に沿って、６つの施策分野（施策目標）ごとに、基本的方向性を定めています。

本章では、この基本的方向性ごとに、現在までの取り組みや実態調査（アンケート）の結果、近年の障がいのある方を取り巻く環境の変化、さらには制度改正の動向等を踏まえ、本計画期間において、さらに重点的に展開すべき施策や主要な取り組みについて記載しました。

1　施策分野１　『啓発・広報』

「共生社会」を実現するには、障がい者施策について、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。特に子どもの頃から可能な限り自然なかたちで様々な障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進が求められています。

また、障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がいのある方の虐待の防止等、障がいのある方の権利擁護のための取り組みが必要です。さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方の理解の促進や障がいのある方の社会活動の推進に不可欠なボランティア活動の推進に積極的に取り組んでいくことが大切です。

このようなことから、地域共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がいのある方に対する正しい理解と人権意識の高揚を図り、心のバリアフリーを推進するとともに、差別の解消に努めます。

また、障がい種別や障がいの特性に配慮し、多様な媒体・手段を活用することで、保健・医療・福祉をはじめとする支援・サービスの情報や行政情報といった必要な情報が伝わるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

施策分野１　基本的方向性

啓発・広報

- ア　「共生社会」の理念普及
- イ　障がい特性に配慮した一層の理解促進
- ウ　情報アクセシビリティの向上
- エ　障がいを理解するための福祉教育の推進
- オ　障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- カ　ボランティア活動の推進
- キ　権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

ア　「共生社会」の理念普及

共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深めるため、地域、学校、職場、年齢に応じた啓発・広報活動をより一層推進するとともに、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、障がいのある方が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解促進と、その円滑な利活用に必要な配慮等についての周知のほか、障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等についての情報提供と、その普及及び理解の促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①「心のバリアフリー」の推進

・全ての人々がお互いの心や身体の個性を大切にしてコミュニケーションを図り、支え合う共生社会の実現を目指し、「心のバリアフリー」について市民の理解促進を図ります。

②障がい者福祉に対する市民の理解促進

・障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作製した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行い、障がい者福祉に対する市民の理解促進を図ります。

③障がい者用駐車スペース等に対する市民の意識啓発

・障がいのある方や高齢者、妊産婦などを対象とした「おもいやり駐車場」など、障がい者用駐車スペースの適正利用について市民への意識啓発に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
福祉情報コーナーの設置	市民ロビーへのパネル等の展示により、市民へのＰＲを図るとともに、情報誌等を提供する。	総務部 総務課	継続
障がい者週間記念事業	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
授産製品ガイドの作成	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
身体障害者補助犬制度の周知徹底	身体障害者補助犬制度の円滑な運用を図るため、施設等の管理者に対し広報に努めるとともに市民への理解に対する周知・啓発を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者用駐車場の適正利用の促進	障がい者用駐車スペースの適正利用に係る市民への意識啓発に努める。また、障がい者用駐車スペースの適正利用のため障がいのある方や高齢者、妊産婦などを対象に利用証を発行する「おもいやり駐車場制度」を導入した福島県とも緊密に連携し各地区保健福祉センターで申請の受付を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
つどいの場 創出支援事業	高齢者をはじめとする地域住民の集まる場が円滑に運営できるよう、つどいの場コーディネーターを各地区に配置し、運営に関わる相談や事務支援などの人的支援を行う。また、要件に該当する団体に対して、運営費等を補助するために補助金を交付する。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
いきいきシニア ボランティアポイント事業	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
多様な働き方推進事業	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的に、障がいのある方を積極的に雇用している事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会等を行う。また、障がい者雇用に関心のある市内事業所等に対し、障がい者及び雇用制度に係るセミナー等を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続
農福連携推進事業	農業と福祉が連携して、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現することを目的に、関係課で作成した農福連携アクションプランに基づき、協議体の組織化や需要の掘り起こし等を行う。	農林水産部 農業振興課	新規

イ　障がい特性に配慮した一層の理解促進

外見からわかりにくいことから、より一層の理解が必要な内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。

また、地域社会における障がいのある方への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

主要な取組（重点施策）

①広報紙等による啓発・理解促進

・広報紙等を通じて、知的障がいや発達障がい等の理解の促進、相談窓口等の周知を図るとともに、特別支援教育に係る児童・生徒への対応等についての知識・情報の提供を図ります。

②出前講座等の実施

・市役所出前講座や発達支援講演会、発達学習会などにより、障がいへの理解の促進や制度の周知等を図ります。

③自殺予防対策の実施

・市民精神保健福祉講座等の開催や健康教育を通じ、精神保健福祉の思想普及を図るとともに、自殺予防対策に係る相談支援の充実を図り、関係機関との連携により包括的・効果的に自殺予防対策を展開します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害者差別解消法の普及	「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成 28 年４月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、共生する社会を実現するため、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて、普及啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
出前講座等の実施	市の出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キット・車いす・アイマスクを利用した体験学習等を実施する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
精神保健福祉相談事業及び訪問指導事業	様々な背景から心の問題に悩みをもつ方や家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内３か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。家庭への訪問指導を通し、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
「総合教育センターだより街路樹」に特別支援教育に関する記事の掲載	特別支援教育だより「いきいき」は、平成 23 年度から「総合教育センターだより街路樹」（年 10 回発行）に統合。発達障がいなど、特別な支援を必要とする子どもたちへの留意事項等を、紙及びホームページで周知する。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

ウ　情報アクセシビリティの向上

障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、福祉サービスや行政情報等について、障がいに配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討を行います。

また、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取り組みの検討や、災害発生時に要支援者や関係事業所等に対して適切に情報を伝達できる体制の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①視覚障がい者等に対する情報支援

・点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図ります。

・市の広報紙「広報いわき」や市議会だより「ほうれんそう」について、視覚に障がいのある方に、点字化・音声化した媒体を配布します。

・電子書籍等の普及を促進するとともに、量的拡充や質の向上などにより視覚障がい者等の読書環境の整備等を図ります。

②ウェブアクセシビリティと情報伝達体制の向上

・公的機関でのウェブアクセシビリティの向上や、災害時における情報伝達体制を推進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
市政に関する情報提供の充実	「広報いわき」の点字版・音声版を作成し、希望者へ配布する。また、市ホームページにおいては、音声読み上げソフトを標準採用するとともに、障がいのある方に配慮したウェブアクセシビリティ（JISX8341-3:2010)に準拠したシステムにより市政情報を発信する。	総合政策部 ふるさと発信課	継続
障がい者の防災意識の高揚	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	総合政策部 危機管理課	継続
ユニバーサルデザインひとづくり推進事業	①ユニバーサルデザイン「やさしさ」写真コンクールの実施 ②ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催 ③外国人との共生社会実現に向けた人権啓発活動	市民協働部 市民生活課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
「いわき市の保健福祉・子育て支援」の配布	複雑化する保健・医療・福祉制度について、最新の内容を分野ごとに体系的かつ分かりやすくまとめたものであり、関係施設に配布することで、障がいのある方に関する状況や制度について周知・広報する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
視覚障がい者に対する情報支援	点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
精神障害者保健福祉関連組織の育成	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
障がい者雇用の促進	障がい者雇用促進に関するリーフレットを作成・配布するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続
河川洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域総括図作成事業	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第 15 条第３項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。	土木部 河川課	継続
市議会の活動状況に関する情報提供の充実	いわき市議会だより「ほうれんそう」の点字版・音声版を作成し、市議会活動状況を理解してもらうとともに、視覚障がい者の社会参加と日常生活の促進を図る。	議会事務局 総務議事課	継続
図書館サービスの充実	障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。 FM いわきの番組内で、新たに製作した録音図書などの定期的な案内を行う。	いわき 総合図書館	継続

エ　障がいを理解するための福祉教育の推進

障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を実現するには、子どもの頃から、可能な限り自然なかたちで障がいについての理解と認識を深めることが重要であることから、様々な取り組みを通した福祉教育を推進します。

主要な取組（重点施策）

①障がい福祉に関する学習資料の作成及び配布

・市内の小学生を対象に、障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行います。

②小中学生との交流の推進

・市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げるとともに、地域との連携を図り、特別支援学校、障がい者施設、介護施設、地域の高齢者との交流などを進めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
「いわき・ふれあい・ふくし塾」の開催	福祉に関する様々な分野の講座を年間６回に分けて開催する他、任意参加の課外活動として、福祉施設や保育所などでのボランティア体験を通じて、福祉のまちづくりのために様々な角度からの福祉について理解を深め、地域福祉を担う人材の発掘と育成を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
学習資料「みんなで考えよう障がい者の福祉」の配布	小学校４年生を対象とした障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
奉仕員養成講習会の開催	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	継続
精神保健福祉思想の普及啓発事業	講座等の開催や健康教育、広報資料の活用を通し精神保健福祉思想の普及啓発を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
福祉教育の推進	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児が制作した作品展のＰＲ	市内展示施設において障がいのある児童の絵画や造形物の作品展を開催し、障がいのある児童に対する市民の理解を促進する。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

オ　障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実

障がいのある方が望む自分らしい暮らしを実現するため、必要となる制度や社会資源などに関する情報を集約し、提供するよう努めます。
また、広く情報を発信することで、多くの方に障がいのある方に対する理解が深まるよう努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がい福祉に関する情報誌の作成・配布

・障がいのある方に関する各種制度及び相談事業、施設等の概要を記載した冊子「くらしのおてつだい」を作成し、各種手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布します。また、虐待防止や成年後見制度について、市民や事業者向けのパンフレットを作成・配布するなど、情報提供の充実を図ります。

②市公式ホームページ等による情報発信の充実

・市公式ホームページや多様な媒体を利用して各種制度等の情報発信の充実を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害福祉制度情報冊子「くらしのおてつだい」の発行	障がいのある方に関する各種制度、相談事業及び施設等の概要を記載した「くらしのおてつだい」を作成し、各種障害者手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口に配布する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
市公式ホームページによる情報発信	市公式ホームページにおいて、各種制度や障害福祉サービス提供事業者、イベントや注意喚起に関するお知らせなど、障がいのある方に役立つ情報の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

カ　ボランティア活動の推進

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力の促進を図ります。

主要な取組（重点施策）

①手話通訳者等養成講習会の実施

・障がいのある方等の意思疎通を支援する手話奉仕員や点訳者、音訳者、要約筆記奉仕員等の養成のため、市民向けの講習会を実施します。

②障がいのある方の社会活動の推進

・スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深めながら、障がいのある方の地域における社会活動を推進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
ボランティア保険制度等の補償制度のＰＲ	市が掛け金を負担し、ボランティア活動中の事故等に対して補償する保険に加入することで、市民によるボランティア活動を側面から支援する。	市民協働部 地域振興課	継続
わいわい塾の開催	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者スポーツの推進	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
奉仕員養成講習会の開催（再掲）	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	継続
いきいきシニアボランティアポイント事業（再掲）	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

キ　権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援や、障がいのある方の意思決定支援の在り方と、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを推進します。

また、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進し、差別の解消に努めるとともに、日常生活のみならず、雇用における障がいに対する差別の解消と雇用者の合理的配慮の提供促進に向けて、事業者への啓発活動を推進します。

さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方の理解の促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①成年後見制度の利用支援

・知的障がいや精神障がいにより、常に判断能力を欠いている状態にある方は、成年後見制度に関する相談や制度を利用する必要があることから、後見開始の審判の申し立てを行う親類がいない場合の利用支援を行います。

②広報紙等による市民への啓発

・広報紙や市ホームページ、市民啓発事業等において、障がいのある方の差別解消に向けた市民の啓発に努めます。

③行政職員に対する啓発・理解促進

・新規採用研修や庁内研修等を実施し、市職員への周知・啓発を行います。

④行政機関における合理的配慮の提供

・障害者差別解消法の考え方に基づき、市民が利用する窓口等における各種配慮や取り組みを進めます。

⑤事業者に対する合理的配慮の提供促進のための啓発

・障害者差別解消法の考え方に基づき、事業者への啓発活動を行います。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
権利擁護講演会	市民等を対象とした講演会を実施し、成年後見制度の普及・啓発を図る。 特に、障がいを有する子を持つ親を対象とし、親亡き後に備える。	保健福祉部 保健福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
当事者スキルアップセミナー	本人を対象としたセミナーを実施し、次の講義等を行うことでスキルアップを図る。 また、支援者の参加も促し、支援者の理解の促進を図る。 ・障がい者虐待の理解、権利侵害にあった場合の対応方法 ・障がい者の権利の理解、適切な権利行使	保健福祉部 保健福祉課	継続
いわき市 地域自立支援協議会	いわき市地域自立支援協議会を障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関と連携し地域の実情に応じた差別解消のための取組を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
権利擁護支援活動に係る機能強化事業	福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の法人後見受託など、権利擁護支援に関する活動を行う民間団体の機能を強化し、財産の管理または日常生活等に支障がある障がいのある方等の権利擁護支援体制の強化を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
障害者差別解消法の普及（再掲）	「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成 28 年４月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、共生する社会を実現するためには、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて、普及啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

２　施策分野２　『生活支援』

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会や、「我が事・丸ごと」の地域支援体制の実現に向けて、また、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的な支援を行う必要があります。

これらの実現に向け、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が身近な地域で受けられるよう、福祉サービス事業者との連携のもと、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、支援を要する方に適切なサービスが提供されるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある方の社会参加等を促進するため、障がい者スポーツや文化芸術活動への支援を推進するほか、障がいのある方が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援体制の充実に努めます。

施策分野２　基本的方向性

生活支援

- ア　意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ　障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ウ　障がい福祉サービス等の質の向上
- エ　地域移行及び自立生活への支援の推進
- オ　障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- カ　コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- キ　地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化
- ク　共生型サービス提供体制の整備

ア　意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備

地域での生活を支援するため、意思決定支援の考え方に立ち、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立及び従事者の質の担保に努めます。

また、障害者虐待防止法に基づく、障がいのある方の養護者に対する相談等の支援を行うとともに、知的障がい者又は精神障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費についての助成、人材の育成及び活用に努めます。

発達障がい児・者やその家族に対する支援を強化するため、県の発達障害者支援センターや地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携した相談支援体制の確立に努めます。

また、地域で生活する難病患者、若年性認知症の方及び高次脳機能障がい者について、相談支援や関係機関との連携について取り組みの充実を図ります。

さらには、障がいのある方の地域生活の充実やその家族の負担軽減のため、地域住民の支え合いなど、多様な人材の活用を図りながら福祉サービス等の提供に努めます。

主要な取組（重点施策）

①相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化

・いわき市地域自立支援協議会において、ライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図ります。

②いわき障がい者相談支援センター等の周知・活用促進

・生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自立相談支援事業（生活・就労支援センター）	生活困窮者（生活保護を除く経済的に困窮している方）からの相談を受け、相談・就労支援員が ①課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズを把握 ②ニーズに応じた自立支援計画（プラン）を策定 ③計画に基づき、支援を行う各種関係機関との連絡調整を実施 以上の取り組みにより、生活困窮者の自立を促進し、第２のセーフティネットの充実・強化を図るもの。	保健福祉部 保健福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
権利擁護支援事業 （権利擁護・成年後見センター）	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方や、虐待等権利侵害を受けた方への権利擁護を推進するため、市権利擁護・成年後見センターが専門的な支援を行うとともに、関係機関等による支援体制の構築を図るもの。 ※センター設置に伴い、権利擁護に関する附属機関（障がい者虐待防止ネットワーク協議会含む）を統合、権利擁護支援に関する附属機関を設置している。	保健福祉部 保健福祉課	継続
重度心身障害者医療費給付事業	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分の入院費・外来費）を給付する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
相談支援体制の充実・強化	①いわき市地域自立支援協議会においてライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図ります。 ②生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センターや基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図ります。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者虐待防止センター機能の強化	障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助等を担う「市障がい者虐待防止センター」の周知及び機能の強化、関係機関との連携体制の整備並びに虐待に対する気づき・通報の啓発を図ることにより、障がいのある方の権利利益の擁護に資する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい児(者) 地域療育等支援事業	障がい児施設が有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 　家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 　施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 　養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障害児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続
児童発達支援センターの機能強化	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設の整備を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
相談支援の充実 （計画相談支援、障害児相談支援）	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がいのある方や障がいのある児童の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
発達障がい者支援事業	保健、福祉、教育など関係機関等の連携による支援体制の構築を図るとともに、効果的な支援を可能とする組織体制を整備する。福島県発達障がい者支援センターをはじめ各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、早期発見、早期支援、療育、教育、就業支援などの各施策を推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
特別障害者手当等の支給	日常生活において特別の介護を必要とする状態にある最重度の障がいのある方に対し、経済的負担を軽減するため手当を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
人工透析患者通院交通費助成事業	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析のための通院に要する交通費に対し、１ヶ月の通院交通費の総額から 4,000 円を差し引いた額について、月 25,000 円を限度に助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	福島県心身障害者扶養共済制度加入者のうち、低所得世帯に属するものに対し、掛金相当額を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度心身障害者福祉金、重度心身障害児童福祉金	①重度心身障害者福祉金： 在宅の 20 歳以上の方で、身体障害者手帳１級を所持し日常生活に介護を要する方、又は療育手帳Ａを所持している方に対し、年額 48,000 円を支給 ②重度心身障害児童福祉金： 在宅の３歳以上 20 歳未満で、心身の障がいのために常に介護を必要とする児童、又は身体障害者手帳２級以上か療育手帳Ａを所持している児童を、養育している方に対し年額 48,000 円を支給	保健福祉部 障がい福祉課	継続
在宅重度障害者医療器材等給付事業	在宅の重度身体障がい者に対して治療・予防のため日常生活に必要な医療器材等を給付する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
福祉機器の展示	いわきサン・アビリティーズにおいて福祉用具の展示を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度身体障害者福祉電話料の助成	電話を保有しない低所得世帯に属する重度身体障がい者に対し電話等を貸与し、基本料金及び通話料の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自動車改造・操作訓練費補助	自動車改造費： 重度の身体障がい者のうち、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方が、仕事などのために自動車を取得し、その自動車を改造した場合、改造に要した経費の一部について 100,000 円を上限として補助する。 自動車操作訓練費： 身体障がい者のうち下肢機能、体幹機能又は聴覚機能に障がいのある方が自動車運転免許を取得した場合、その取得のために要した経費の一部について 100,000 円を上限として補助する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度心身障害者交通費助成事業	在宅の低所得者の重度障がい者が外出する際の交通費として年額 12,000 円の交通費を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
身体障害者奨学資金支給事業	身体障がい者に対し奨学資金を支給することにより、その修学を助成し、自立更生の助長を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
認知症初期集中支援チーム	40 歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、医療サービス、介護サービスを利用していない者又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね６ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
オレンジカフェ以和貴	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
いわき市住民支え合い活動づくり事業	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
緊急通報システムの導入促進	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成 26 年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する方に対し、電話加入権の貸与を行うものである。	保健福祉部 介護保険課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
寝具乾燥消毒サービス事業	在宅の高齢者及び身体障がい者などで寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の丸洗い乾燥消毒を実施する。	保健福祉部 介護保険課	継続
福島県特定医療費支給認定事業	難病法で定める 333 の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
特定疾患患者支援	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療育支援体制の整備を図ることで、難病患者等の不安の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
小児慢性特定疾病医療費事業	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
図書館サービスの充実（再掲）	障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。ＦＭいわきの番組内で、新たに製作した録音図書などの定期的な案内を行う。	いわき 総合図書館	継続

イ　障がい者ケアマネジメント体制の確立

日常生活や社会生活等において、障がいのある方の意思が適切に反映された生活が送れるよう、意思決定支援に基づいたケアマネジメント体制の確立に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立

・障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合において作成が必要となる「サービス等利用計画（児童の場合は障害児支援利用計画）」について、すべての利用者について作成が可能となるよう、指定特定相談支援事業所の設置・指定や、相談支援専門員の養成等の働きかけを行うなど、障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立を図ります。

・障がいのある方の心身の状況や本人や家族のニーズを踏まえたきめ細かい支援の実現のため、ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みを促進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
相談支援体制の充実・強化（再掲）	①いわき市地域自立支援協議会においてライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図ります。 ②生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センターや基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図ります。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
相談支援の充実（計画相談支援、障害児相談支援）（再掲）	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がいのある方や障がいのある児童の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

ウ　障がい福祉サービス等の質の向上

地域において障がいのある方が生活するにあたり、必要となるサービスを提供できるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、各種サービス等の質の向上や地域格差の解消に努めます。

また、障がい福祉を支える人材の確保と質の向上に努め、サービスの提供体制の確保を図ります。

主要な取組（重点施策）

①障害福祉サービスの充実及び質の向上

・障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、各種サービスへのニーズ等を踏まえながら、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、サービス基盤の量の充実や質の向上を計画的に推進します。

②人材育成によるサービスの質の向上

・障がい福祉に従事する人材不足の解消に向け、研修等を充実させるとともに、職員の待遇改善等により人材を確保し、サービス提供体制の強化を図ります。

③人材不足を補うための環境整備

・ロボット介護機器の介護現場への導入を支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害福祉サービス等の整備促進	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
補装具給付事業	身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替する補装具の購入、貸与及び修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則１割）を控除した額を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある方の日常生活を容易にするため、特殊寝台、便器等の日常生活用具を給付する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がい者等の在宅生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し外出のための支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域活動支援センター事業の実施	障がいのある方等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
配食サービス事業	重度の身体障がいにより食事の調理が困難な方に対し、栄養のバランスに考慮した食事を訪問により提供する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
小規模作業所の運営費補助	就労困難な在宅心身障がい者等に対し、社会的自立を促すための授産活動や、集団生活への適応力の向上を図るための生活訓練を行っている小規模作業所を運営する団体等へ運営費を補助する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
介護保険サービスの充実	介護保険対象となる高齢の障がいのある方に対し、高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを含め、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	保健福祉部 介護保険課	継続
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	他の施策の対象とならない小児慢性特定疾病児等に対し、日常生活用具を給付する。	こどもみらい部 こども家庭課	継続

エ　地域移行及び自立生活への支援の推進

障がいのある方が地域において生活するため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業者等の関係機関・団体との連携を強化し、地域生活を支えるためのサービス提供体制の整備に努めます。

また、グループホームや、障がいのある方が住みやすい公営住宅等の整備を行うとともに、一人暮らしを希望する方も、安心して地域で生活することができるよう、自立生活への支援を行います。

精神障がい者においても、地域で生活できるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の開拓のほか、入院中の精神障がい者の地域移行支援を促進し、地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

主要な取組（重点施策）

①グループホーム等の整備

・障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の整備を進めます。

②自立生活への支援の推進

・一人暮らしを希望する方も安心して地域で生活することができるよう、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、地域で自立した生活を送ることができるような支援体制を強化します。

③賃貸住宅の供給の促進

・入居を拒まない賃貸住宅の登録を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
グループホーム家賃補助事業	グループホーム入居者の経済的負担を軽減し、地域生活移行を推進するため、家賃の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会（地域移行関係）の充実	地域移行に向けた検討、保証人制度の検討、その他、障がいのある方の地域移行に関することの検討に取り組む。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会（地域生活関係）の充実	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理、障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討、その他、障がいのある方の地域生活に関することの検討に取り組む。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
精神障がい者の 地域移行・地域定着支援事業	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもとで医療・福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、並びに地域生活を継続するための支援を推進する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
口腔・栄養ケア推進事業	歯科衛生士や栄養士が、療養上保健指導が必要であると認められている者及びその家族等を対象に訪問等を行い、口腔内・栄養状態を調査し、本人及びその家族等へ適切な指導・助言を行うことで、咀嚼機能の維持・向上及び栄養改善を図る。また、市民を対象として生活習慣病を予防（重症化予防を含む）し、健康寿命を延伸するため、口腔機能及び栄養状態の維持・向上を図ることを目的に、健康教育等による普及啓発を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
放課後児童クラブの 充実	放課後、特別支援学級等から帰宅する児童を保育する。	こどもみらい部 こども支援課	継続
住宅セーフティネット 推進事業	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和２年５月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行う。	都市建設部 住まい政策課	新規

オ　障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

障がいへの理解をすすめるうえで、地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を通じた人と人との交流は重要です。そのため、スポーツ、文化芸術活動の振興を図り、障がいのある方の社会参加の促進、健康増進、相互理解等を促進するとともに、活動への支援と指導員の養成等の充実に努めるとともに、障がいのある方の受け入れ体制の確立と環境の整備を進める必要があります。

また、身体障がい者に比べて普及が遅れている知的障がい者や精神障がい者のスポーツの振興への取り組みの推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境の整備

・障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げるとともに、心身の健康維持や体力増進に寄与し、積極的な社会参加の推進及び生活の質の向上を図ります。

②文化芸術活動や鑑賞機会の拡大

・障がいのある方が、障がいのない方とともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善（バリアフリー化）や、公共施設の使用料減免制度の活用により、障がいのある方の利用を促進します。

・文化芸術の鑑賞にあたり、字幕、音声ガイドの提供等、ユニバーサルデザインの理念に立った工夫・配慮が提供されるよう努めます。

・創造活動の場の創出・確保をに努めるとともに、作品等の発表機会の確保等、文化芸術活動の活性化を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
スポーツ推進委員の活用促進	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	文化スポーツ室 スポーツ振興課	継続
障がい者スポーツの推進（再掲）	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
わいわい塾の開催（再掲）	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者サークル活動の支援	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	教育委員会 生涯学習課	継続
パラスポーツ体験教室の開催	各障がい者手帳の保持者または各障がい者スポーツに興味のある市民が、パラスポーツを体験出来る教室を開催する。	保健福祉部 障がい福祉課	新規
障がい者週間記念事業（再掲）	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

カ　コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

手話通訳者設置の充実とともに、手話通訳者、点訳奉仕員、要約筆記者等の養成研修事業等の充実を行うなど意思疎通支援を担う人材の育成・確保、サービスの円滑な利用促進などコミュニケーション支援体制の構築に努めます。

また、意思疎通を図ることに支障がある方への支援体制の構築に努めます。

主要な取組（重点施策）

①コミュニケーション支援体制の充実

・地域における聴覚に障がいのある方のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の積極的な運用を促進します。

・手話通訳や点訳、朗読及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施にあたっては、行政機関の職員の受講を勧奨するなど、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。

・電子媒体を活用した支援体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
奉仕員養成講習会の開催（再掲）	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	継続
手話通訳者等の派遣の促進	地域における聴覚に障がいのある方のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う意思疎通支援事業の適正な運用を促進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
点字指導員の派遣事業	点字学習を希望する中途失明者に対して点字指導員を派遣する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度障がい者等の入院時におけるコミュニケーション支援	日頃から本人を介護し、本人の意思を病院スタッフに伝えることができる居宅介護、重度訪問介護従事職員をコミュニケーション支援員として病院に派遣し、病室等で医師や看護師等の医療従事者との意思疎通が図れるようにすることで、円滑な医療行為が可能となるよう支援する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
聴覚障害者緊急連絡事業	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のＦＡＸを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
Net119 緊急通報システム	スマートフォンなどから通報用Ｗｅｂサイトにアクセスすることで、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるよう緊急時の通報体制を確保する。	消防本部 指令課	新規

キ　地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

高齢者だけでなく、障がいのある方や子どもなど全ての人々が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築と推進に努めるとともに、地域社会の課題を自分たちの課題としてとらえ、その解決に積極的に参加する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方やその家族が地域で安全・安心に生活出来るよう、緊急時における迅速な対応や将来に向けた積極的な働きかけが図られる体制を強化し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を強化します。

主要な取組（重点施策）

①地域包括ケアシステムの推進

・福祉サービスだけでなく、声かけや見守りなどのインフォーマルな支援も含めた地域生活の支援体制や各分野の連携体制を整備します。

②地域生活支援体制の強化

・障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化します。

・地域生活支援コーディネーターの配置により、相談支援体制の強化を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
いわき見守り あんしんネット	市内の事業者等に「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加してもらい、加盟する事業者等の日常業務を通じての見守り・声かけ活動と、高齢者等の異変を発見した場合には地区保健福祉センターまたは地域包括支援センターへ連絡してもらい、速やかな情報共有を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
地域自立支援協議会（地域生活関係）の充実（再掲）	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理、障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討、その他、障がいのある方の地域生活に関することの検討に取り組む。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
相談支援体制の充実・強化（再掲）	①いわき市地域自立支援協議会においてライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図ります。 ②生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センターや基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図ります。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域生活支援体制の強化	地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化します。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
いわき市住民支え合い活動づくり事業（再掲）	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
オレンジカフェ以和貴（再掲）	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

ク　共生型サービス提供体制の整備

障がいのある方が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう、また、福祉を支える人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行えるよう、高齢者と障がいのある方が同一の事業所でサービスを受けることのできる共生型サービスの提供体制の構築に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障害福祉サービス提供事業者のサービス提供体制の強化

・障害福祉サービスの提供事業所において、介護サービスが適切に提供できるよう、事業者の支援に努めます。

②介護保険サービス提供事業者のサービス提供体制の強化

・介護保険サービス提供事業者が障がい特性の理解に努め、積極的に受け入れ対応するよう、必要な支援に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
介護保険サービスの充実（再掲）	介護保険対象となる高齢の障がいのある方に対し、高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを含め、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	保健福祉部 介護保険課	継続

３　施策分野３　『保健・医療』

障がいのある方が、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるような提供体制の構築や乳幼児期からの療育支援の一層の推進が求められています。

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供についても重要となっており、障がいのある児童や発達に不安のある児童については、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できます。このようなことから、障がいの早期発見・早期療育のための体制の整備を進めるとともに、身近な地域において療育や疾病の予防・治療に関する相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

また、精神面・心の問題で悩み、社会生活への適応に困難を生じている方について、適切な相談対応を行うとともに、心の健康が保てるよう専門的な支援を行うほか、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

さらには、発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がい特性に応じた地域保健事業の充実と併せて、特性に配慮した理解の促進に努めます。

施策分野３　基本的方向性

- 保健・医療
  - ア　障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
  - イ　障がいの原因となる疾病等の予防
  - ウ　リハビリテーションと医療の充実
  - エ　精神保健福祉の推進
  - オ　障がい特性に応じた地域保健事業の充実

ア　障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実

早期のうちに障がいに気付き、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や児童に対する健康診断の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものであることから、これら機関の連携強化が必要不可欠です。

今後は、障がいの重度化、重複化又は多様化を踏まえ、医療的ケアが必要な障がいのある方等への支援体制の強化や発達障がいのある児童を早期に発見できる体制の確立など地域や障がいのある児童の多様なニーズに対応する関係機関等との連携体制の強化を図ります。

主要な取組（重点施策）

①障がいの早期発見・早期療育の充実

・保健師による未熟児訪問指導や乳幼児健康診査による発育発達の評価、疾病・異常の早期発見・早期対応等の各事業を実施するとともに、子育てサポートセンター、市総合教育センター、特別支援学校、障害児通所支援事業所等との連携を強化するとともに、療育支援の中核的機能の整備のあり方について検討するなどして障がいの早期発見・早期療育の充実に努めます。

②発達障がい児等への支援の充実

・発達障がい児等について、従来の保健事業に加え、発達障がい又は疑いのある児童を養育する保護者が具体的な対応方法を身につけ、親子関係の改善、健全な発達を促すことを目的にペアレントトレーニング事業を実施するなど、さらなる支援の充実を図ります。

③「サポートブック」の普及・活用

・障がいのある児童の支援の経過や支援にあたっての留意点等を記載し、支援者が個々の障がいの特性を理解し円滑な支援を行うための「サポートブック」の普及・活用を図ります。

④相談体制の充実

・相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターと関係機関の連携強化により、必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児(者)地域療育等支援事業（再掲）	障がい児施設が有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障害児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会（児童・療育関係）の充実	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がいのある方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るため、地域自立支援協議会（児童・療育関係）の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
サポートブック促進事業	障がいのある児童と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
児童発達支援センターの機能強化（再掲）	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設の整備を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
いわきっ子健やか訪問事業・乳幼児訪問指導事業	①いわきっ子健やか訪問事業：保健師・助産師が家庭訪問を行い、妊娠・産後の経過に応じた保健指導を実施するとともに育児が円滑に行えるよう、産後うつや子どもの虐待防止も視野に入れた保健指導を実施する ②乳幼児健康診査等の結果、訪問による支援が必要となった者を対象に、家庭訪問により育児支援を行う	こどもみらい部 こども家庭課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
乳幼児健康診査事業	発達の節目の時期に、発育発達の評価、疾病の早期発見・早期対応、育児や生活習慣等への保健指導を行い、健康の保持増進を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
先天性代謝異常等 検査事業	新生児に対し、先天性代謝異常及び内分泌疾患の早期発見のために採血検査を行い、その結果陽性者等が出た場合、精密検査の勧奨及び保健指導を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
母子健康相談事業	総合保健福祉センター、市民会館・公民館等を会場に、個々の乳幼児の状況に応じ、発育発達を確認するとともに、育児に関する個別相談（保健師、栄養士、歯科衛生士、心理士）に応じる。また、健診の事後フォローの必要な児に対する経過観察の場として、ケースに応じた相談や育児指導を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
未熟児養育医療 給付事業	指定養育医療機関での入院養育に係る医療費について、一部公費負担する。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
新生児聴覚検査 支援事業	聴覚障がいを早期に発見し、早い段階で適切な療育を受けられるようにする。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
発達障がい児等 ペアレントトレーニング 事業	行動療法の考え方に基づき、保護者が子どもへの対応技術を学ぶ。1 グループ 5～9 人、全 10 回+フォローアップセッション 2 回+次年度同窓会 1 回。 ①講義「子どもの特性と対応方法についての具体的な助言」 ②ワーク（ロールプレイ等） ③保護者間での意見交換 ④関係機関との連携に関する助言	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発音とことばの相談会	構音検査・発達検査を実施し、発達の確認と今後の関わりについて助言。必要な児については、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発達支援おやこ教室	乳幼児健康診査等から経過観察が必要と判断された児を対象に、遊びや活動を提供することで、児の発達を促すとともに、保護者が児の発達を理解し適切な関わりができるよう支援する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
園児のためのこども 発達相談会	保健・医療・教育等の専門相談員により、発達、発育が気になる児の発達発育相談、就学相談等を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発達支援あそびの広場	交流スペースの開放により児の発達面に不安のある保護者同士が交流し、情報交換や日頃の不安等を話し合う場の提供、及び育児相談を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
発達学習会	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
乳幼児発達医療相談会	心身の発育・発達に問題があり、将来、運動・精神発達面等において、障がいをきたす恐れのある児を対象に、児童精神科医・小児科医・理学療法士・心理士等による専門相談を行い、発達の確認や今後の関わり方について支援し、健全な発達を促す。必要なケースについては、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
ピアベビークラス	低出生体重児の発育や発達、養育上の悩みを抱えている親の不安軽減と子どもの健全な育成のため「親同士の情報交換や交流」、「身体計測、育児講話」、「音楽を使ったおやこ遊び」、「ベビーマッサージ」等を実施。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
子育て応援プログラム「子育てスキル講座」	1 グループ 10 名程度、年 6 回実施。次年度フォローアップセッションを行う。 ①講義：保護者の行動と子どもの行動を客観的に捉えるための具体的助言、成長・発達を促すための具体的助言 ②グループワーク ③保護者間の意見交換・学びの振り返り	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	新規
養育支援訪問事業	妊娠届出、出産通知書、ハイリスク妊産婦連絡票、いわきっ子健やか訪問事業、乳幼児健診結果等から養育支援が必要と認められる家庭において、訪問による相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	新規

イ　障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、それらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図っていく必要があります。

疾病等の早期発見及び治療、早期療養、障がいの原因となる生活習慣病等の予防のための取り組み、成人期、高齢期における健康づくり、発生予防の推進、疾患、外傷等に対する適切な治療を行うための保健サービス等の提供体制及び関係機関の連携の一層の充実に努めます。

主要な取組（重点施策）

①生活習慣病の予防と介護予防に関する正しい理解と知識の普及

・介護予防に関する正しい理解と知識の普及を推進し、生活機能の維持・向上を図り、状態の重度化を予防します。

・特定健診の受診勧奨や保健指導を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の予防に努めます。

②各種支援者の養成と介護予防に関する各種講演会の開催

・いわき市シルバーリハビリ体操指導士養成や各種団体への体操指導士派遣、認知症サポーター養成講座の開催、介護予防（運動器機能向上、栄養改善、口腔器機能向上、認知症、権利擁護）に関する各種講演会を開催します。

・地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
高齢者に対する介護予防事業	①いわき市シルバーリハビリ体操指導士の養成や実践組織、既存事業等への指導士派遣 ②認知症サポーターの養成 ③介護予防（運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症・権利擁護等）に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布 ④地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
いきいきシニアボランティアポイント事業（再掲）	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元するもの。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
認知症初期集中 支援チーム（再掲）	40 歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、医療サービス、介護サービスを利用していない者又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね６ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
国保重症化予防事業	国保特定健診結果の血糖・腎機能・血圧値や治療状況により、医療機関と連携し、未受診者・治療中断者への受診勧奨及び重症化予防のための保健指導を実施する。	保健福祉部 健康づくり推進課	新規
健康増進法に基づく 保健事業	①健康診査や医療の記録のために健康手帳を交付する ②健康に関する知識の普及のために健康教育を実施する ③心身の健康に関する健康相談を実施する ④生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診等を実施する ⑤訪問指導事業を実施する	保健福祉部 健康づくり推進課	継続

ウ　リハビリテーションと医療の充実

心身の機能回復と障がいの軽減を図るリハビリテーションの推進及び医療費給付等は、障がいのある方の地域生活及び社会参加の促進において大きな役割を果たすことから、地域医療体制の一層の充実を図ります。

また、障がいのある方の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図るとともに、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防に向けた取り組みを推進します。

さらには、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション従事者など、保健・医療を支える人材の確保に努めます。

主要な取組（重点施策）

①「自立支援医療（更生医療・育成医療）」の周知

・身体に障がいのある方がその障がいを除去（又は軽減）するための医療制度である「自立支援医療（更生医療・育成医療）」について、制度を必要とする方にその趣旨が行き渡るよう、患者や医療機関への周知に努めます。

②歯科診療体制の充実

・市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において、一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がいのある方を対象に歯科診療を行います。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
重度心身障害者医療費給付事業（再掲）	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分の入院費・外来費）を給付する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
自立支援医療給付事業（更生医療）	障がいのある方に対し、自立支援医療受給者証（更生医療）を交付する。指定医療機関において原則１割の自己負担で医療の提供を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者歯科診療事業	市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において毎月第１・第３水曜日及び毎週木曜日に一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がいのある方を対象に歯科診療を行う。	保健福祉部 保健所 総務課	継続
福島県特定医療費支給認定事業（再掲）	難病法で定める 333 の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
小児慢性特定疾病 医療費事業 （再掲）	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
特定疾患患者支援 （再掲）	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療育支援体制の整備を図ることで、難病患者等の不安の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
自立支援医療給付事業 （育成医療）	身体に障がいがある児童に対し、現在の状態をそのままにすると身体に障がいを残すと認められる場合に、当該障がいを除去又は機能改善するために必要な医療費の一部を公費負担し、医療費の負担軽減を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続

エ　精神保健福祉の推進

精神障がいの方が地域で生活できるよう、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備のほか、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の整備に努めます。

また、精神疾患の早期発見・治療の促進、心の健康づくり対策を推進するとともに、入院中の精神障がい者の地域移行の推進にあたって、障がいのある方自身が地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

主要な取組（重点施策）

①精神障がい者の早期治療の促進

・精神面・心の問題で悩みを持つ方及び家族に対し、定期相談の開催や訪問指導等により、心の健康の保持増進及び心の健康づくりの支援をするとともに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰を支援します。

②関係機関の連携強化

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉などの関係機関と協議を進め、連携強化を図ります。

③若年性認知症施策の強化

・65 歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、普及・啓発に努めます。また、福島県の設置する、若年性認知症コーディネーターとも連携し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等を推進していきます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
若年性認知症の啓発	65 歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、症状や相談窓口などについてリーフレット等による普及・啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
認知症初期集中支援チーム（再掲）	40 歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、医療サービス、介護サービスを利用していない者又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね６ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
精神障害者保健福祉関連組織の育成（再掲）	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神保健福祉相談事業及び訪問指導事業（再掲）	様々な背景から心の問題に悩みをもつ方や家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内３か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。家庭への訪問指導を通し、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神保健従事者研修の充実	精神障がい者の退院促進や地域定着・移行に向けた取り組みを推進していくに当たり、精神保健に従事する職員等の更なる資質の向上のため、精神障がい者の理解と対応に係る研修会を開催する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
発達障がい者グループワーク事業	ＳＳＴ・レクリエーション・医師との語らい等を行い、参加者のコミュニケーションスキル向上や、孤立感の低下・自尊心の向上を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	新規

オ　障がい特性に応じた地域保健事業の充実

難病患者に係る保健福祉施策については、障害者総合支援法等に基づき、保健、福祉と連携を図り実施していく必要があります。

地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動を促進するとともに、難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応と理解促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①療養支援体制の整備

・難病患者等の療養上の不安の軽減、生活の質（ＱＯＬ）の向上を図るため、地域の医療機関・福祉関係機関等との連携のもとに、カンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療養支援体制の整備を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
訪問支援	保健師・心理士・保育士が、家庭・就園先・医療機関等を訪問し、個々に応じた生活支援、発達支援等を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
長期療養児支援事業	小児慢性特定疾患や養育医療申請窓口、地区保健福祉センター等で対象児を把握し、講師による講話及び交流会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続

４　施策分野４　『生活環境』

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、様々な災害の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害発生時の支援体制を構築するとともに、地域における日ごろの防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組むことが求められています。

このようなことから、障がいのある方が安全に安心して生活できるよう、地域における暮らしの場の確保や建築物等のバリアフリー化を進めるなど、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進するとともに、災害時における適切な情報伝達や安否確認、避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築や、消費トラブルなどの防犯対策等についての取り組みを進めます。

施策分野４　基本的方向性

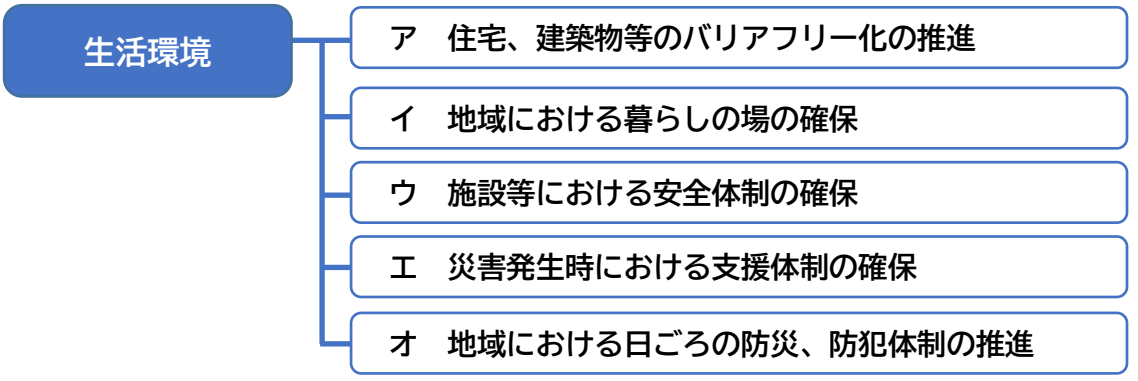

ア　住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが快適で生活しやすい社会を目指すため、住宅、建築物、公共施設、公共交通機関、公園等といった生活環境のバリアフリー化の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①安全性や快適性の高いまちづくりの推進

・「いわき市福祉のまちづくり整備指針」に基づき、障がいのある方や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。

②公共施設整備の推進

・市役所本庁舎をはじめとする市の施設においても、オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がいのある方のニーズを踏まえた整備に努めます。

・公園等においても、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等を図ります。

・道路の安全対策として段差解消や点字ブロックの設置等の環境整備を図ります。

③住宅改修に関する支援

・障がいのある方の在宅生活を支援するため、専門家であるリフォームヘルパーによる住宅改修に関する相談・助言や、改修の際の費用の給付を行います。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
庁舎等の公共施設の整備	オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がいのある方のニーズを踏まえた整備に努める。	総務部 総務課	継続
「いわき市福祉のまちづくり整備指針」の推進	まちの現状や市民の要望を的確に把握。その設置・管理する施設が整備指針に適合するよう整備・改善に努める。民間施設が整備指針に沿って整備促進されるよう、関係機関・団体・業界等に対し周知を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
聴覚障害者緊急連絡事業（再掲）	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のＦＡＸを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者・高齢者等住宅改修相談支援等事業	高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改造に関する相談を受ける。	保健福祉部 障がい福祉課 介護保険課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者・高齢者等 住宅リフォーム給付事業	リフォームヘルパーによる現地調査のうえ、住宅の改良工事が必要と認められる場合に、住宅改造費用の給付を行うもの。	保健福祉部 障がい福祉課 介護保険課	継続
道路の安全対策	歩車道分離を図り、交通事故を防止し、障がいのある方にとっても安全かつ快適な状態で通行できるよう道路環境の整備を図る。	土木部 道路管理課	継続
公園等の整備	公衆トイレの建設の際には、障がいの有無、年齢、性別等に係らず、多様な人々が利用することができる多目的トイレを設置する。	観光交流室 観光事業課	継続
	都市公園における、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等。	都市建設部 公園緑地課	継続

イ　地域における暮らしの場の確保

障がいのある方が地域において、より良い環境で生活するため、生活の場であるグループホーム等や障がいのある方の公営住宅への優先入居を推進するとともに、障がいの特性にあった住宅の改修、改善のため適切な指導助言ができるよう、専門機関との連携強化に努めます。

さらに、障がいのある方が住まいを確保するうえで、障がいのある方に対する民間賃貸住宅所有者や地域住民の理解が得にくいことなど様々な問題があることから、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用を検討し、一般住宅への入居が困難な障がいのある方の支援に努めます。

主要な取組（重点施策）

①グループホーム等の整備

・障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人や病院等と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行います。

②住宅確保要配慮者への支援

・障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用について推進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
グループホーム等の整備拡充	社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
住宅セーフティネット推進事業（再掲）	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和２年５月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行う。	都市建設部 住まい政策課	新規

ウ　施設等における安全体制の確保

施設における災害や緊急時における安全体制を確保するため、施設の耐震改修等を促進するとともに、情報伝達体制の整備や地域住民とも連携した自主防災体制を確立するなど避難対策を推進します。

また、防犯設備の整備や施設職員の防犯訓練等の取り組みを促進するとともに、関係機関と連携を図り防犯対策を強化します。

さらには、感染症拡大等の対面での相談・情報提供が困難な状況においても、継続して適切な情報や福祉サービスを提供できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。

主要な取組（重点施策）

①災害や緊急時における安全体制の確保

・障がい者施設等における耐震改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等を促進します。

・災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項や備えを記載した市民向けの「河川洪水ハザードマップ」や「防災マップ」、「津波ハザードマップ」等について、関係地区住民や公共施設及び事業所などに配布し、自分の住む地域の災害危険度を知らせるとともに、自主的な防災活動及び災害時の避難行動での活用を図ります。

・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を促進します。

②災害時における事業所間の連携構築

・災害発生時に向けた事業所間の情報共有を図ることで、被災事業所への支援等、非常時における相互支援体制の構築を推進します。

③防犯対策の強化

・障がい者施設等における防犯設備を整備するとともに、防犯訓練や警察・自治会等と連携した防犯活動などの取り組みを強化します。

④感染防止対策の推進

・感染症を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備など、障がい福祉サービス事業所に対する感染症対策への支援を行います。

・感染拡大の影響により、対面での交流が困難な状況に対して、直接対面しなくても交流を図れる方法（ＩＣＴ活用）などの普及啓発・支援に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者の防災意識の高揚（再掲）	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	総合政策部 危機管理課	継続
河川洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域総括図作成事業（再掲）	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第 15 条第３項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。	土木部 河川課	継続

エ　災害発生時における支援体制の確保

防災対策については、一人暮らし高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者が、災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、避難行動要支援者避難支援制度の充実を図ります。

また、火災、水害等の災害時に情報弱者となり、単独での行動ができないため安全な避難に支援を要する障がいのある方等に対して、障がいの特性に応じた緊急時における情報伝達体制の充実に努めるとともに、地域住民を含めた支援体制等の構築と障がいのある方の防災意識の高揚を図ります。

災害発生後についても、継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の確保や、社会福祉施設・医療機関等との連携を図ります。

主要な取組（重点施策）

①避難行動要支援者の登録の拡大

・避難行動要支援者避難支援制度の周知を強化するとともに、避難行動要支援者の登録の拡大を図り、効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織、消防団及び民生委員等と避難行動要支援者名簿を共有し、地域全体で避難行動要支援者を支援する仕組みを構築します。

②「福祉避難所」の設置

・災害時における避難所のうち、要支援者のための特別な配慮がなされた「福祉避難所」の設置については、一部の公共施設の指定ほか、福祉施設運営法人や関係団体と指定や福祉機器等の供給協力、人材派遣に係る協定を結んでおりますが、災害発生の状況に応じた柔軟な対応ができるよう、体制整備を進めるなど要支援者に対する適切な支援を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
避難行動要支援者 避難支援事業の充実	避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織及び消防団等に避難行動要支援者（同意取得者）名簿を提供し、地域全体で要援護者を支援する仕組みを構築する。安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	総合政策部 危機管理課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
避難行動要支援者 避難支援事業	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域のなかで受けられ、安全安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者の名簿及び個人プランの作成を行い、同意を得られた方については、名簿情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した際に、要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築するもの。	保健福祉部 保健福祉課	継続
自主防災組織との 連携強化	避難行動要支援者の避難誘導及び通報体制の整備に努める。安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	総合政策部 危機管理課	継続
防災行政無線整備事業 （防災ラジオ整備）	緊急時に防災情報等を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、自主防災組織や民生児童委員等に防災ラジオを無償で貸与し、防災の一助として活用するもの。	総合政策部 危機管理課	継続
聴覚障害者緊急連絡 事業（再掲）	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のＦＡＸを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
緊急通報システムの 導入促進 （再掲）	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成26 年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する方に対し、電話加入権の貸与を行うものである。	保健福祉部 介護保険課	継続
救急医療情報キットの 配布事業	重度障がい者、要介護状態の高齢者等の避難行動要支援者を対象に、かかりつけ医や持病、服薬の状況、緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を保管するための「救急医療情報キット」を配布し、情報をキットに封入し冷蔵庫に保管することで、救急隊が迅速に本人の医療情報等を取得できるようにする。	保健福祉部 介護保険課	継続
Net119 緊急通報システム（再掲）	スマートフォンなどから通報用Ｗｅｂサイトにアクセスすることで、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるよう緊急時の通報体制を確保する。	消防本部 指令課	新規

オ　地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

日ごろ、障がいのある方が、安全に安心して地域生活が送ることができるよう、防災意識の高揚や防犯、見守り対策の構築が必要です。

そのため、各地域での防災訓練を通した障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立に努めるとともに、障がいのある方はもとより、障がい者団体や地域の多様な連携を促進し、犯罪や消費トラブルの防止、早期発見及び防犯教育等の取り組みを促進します。

また、消費生活センター等における障がいのある方の特性に配慮した消費生活相談体制の整備に努めます。

主要な取組（重点施策）

①パンフレットの作成や防災訓練による防災意識の高揚

・防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立します。

・各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立を図ります。

・●●

②情報提供体制の充実

・防災・気象情報、火災情報などをメールで配信する「防災メール配信サービス」の登録拡大を進めるとともに、災害時に避難支援が必要となる避難行動要支援者に対し、災害情報を適正に周知するため、自動起動機能付防災ラジオの給付を行います。

③地域と連携した防犯体制の整備

・障がいのある方を消費者トラブルから守るための取り組みとして、家族や地域住民、障がい者施設等による支援ネットワークの構築について検討します。

④見守り体制の整備

・いわき見守りあんしんネット連絡会など、地域住民、事業者、関係団体と連携し、きめ細やかな重層的な地域の見守り体制を構築します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者の防災意識の高揚（再掲）	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	総合政策部 危機管理課	継続
消費者教育推進事業	平成 27 年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	市民協働部 消費生活センター	継続
いわき見守り あんしんネット （再掲）	市内にお住まいの高齢者・障がいのある方・子ども・女性など、誰もが地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民だけでなく、住民の方々の日常生活に密接に関わる市内団体や事業者等と協力し、日常業務の中でさりげない見守り活動等を行うことにより、地域の中にきめ細やかで重層的な見守り体制の構築を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
河川洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域総括図作成事業 （再掲）	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第 15 条第３項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。	土木部 河川課	継続

５　施策分野５　『教育・育成』

障がいのある児童の健やかな発育を促し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共に生きる社会の実現が求められています。そのため、障がいのある児童が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童とともに受けることができる仕組みを構築し、各種支援を実施していく必要があります。

就学前教育の充実を図ることは、障がいのある児童の発育を促進、その家族の保育軽減、障がいに関するすべての人の理解を図るうえで重要です。

また、福祉、労働等との連携のもと、障がいのある児童の就労に向けた取り組みについて、支援の充実を図る必要があり、義務教育終了後、生きがいや社会参加の促進のため、生涯学習活動の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、障がいのある児童について、乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、療育・教育環境の整備を進めます。教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」を推進しながら、個別の教育的ニーズのある児童に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制の整備を図ります。

また、障がいのある方の生涯学習活動への参加を支援するため、スポーツや文化活動の機会の提供などの支援を行います。

施策分野５　基本的方向性

教育・育成

- ア　一貫した療育支援体制の充実
- イ　障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ　「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ　社会的及び職業的自立の促進
- オ　生涯学習活動の充実

ア　一貫した療育支援体制の充実

乳幼児期を含め早期からの一貫した療育支援を一層推進するとともに、障がいのある児童の健やかな発育を促し、適正な教育を受けることができるように、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、地域の身近な場所で相談支援を提供できる体制の整備を図ります。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものです。特に医療的ケア児や重症心身障がい児等医療的なニーズのある児童については、より各分野の連携が必要となることから、これら関係機関のより一層の連携と支援体制の強化を図ります。

主要な取組（重点施策）

①必要な療育の確保

・障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係るシステムの整備、また、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めるとともに、保育所、幼稚園の巡回相談の充実に努めます。また、社会資源不足による保護者の送迎負担等、地域毎の課題解決に取り組みます。

②療育支援体制の充実

・児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の充実や、児童発達支援センターと関係機関との連携強化により、療育支援体制の充実に努めます。

③医療的ケア体制の充実

・医療的ケアを必要とする児童・生徒については、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）を中心に、関係機関が連携を行い、サービスの提供体制など課題の把握と解決に努めるなど、支援体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児(者)地域療育等支援事業（再掲）	障がい児施設が有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障害児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
地域自立支援協議会（児童・療育関係）の充実（再掲）	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がいのある方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るため、地域自立支援協議会（児童・療育関係）の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
サポートブック促進事業（再掲）	障がいのある児童と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
幼稚園や保育所における障がい児の受入体制の整備	老朽化した施設や設備の維持補修をはじめ、出入口等のスロープ化や段差解消、トイレの洋式化等を実施する。	こどもみらい部 こどもみらい課	継続
保育士や幼稚園教諭の一層の充実	適切な保育指導を行うため、担当職員の配置等の充実を図る。「いわき市立保育所における保育士配置基準」に基づき、障がい児保育に従事する保育士の加配を実施する。	こどもみらい部 こども支援課	継続
発達学習会（再掲）	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
障害児保育判定事業	介護度判定、障がい児保育に関する指導助言、障がいのある児童の保護者に対する育児相談を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
いわきっ子入学支援（保幼小連携）システム運用事業	就学前後の一貫した支援のため、療育・相談等の情報を切れ目なく就学先に伝達する「いわきっ子入学支援シート」「いわきっ子入学支援会議」、支援情報を受け取る側への支援「子どもの理解と対応を促進するためのサポートプログラム」について関係機関と連携しながらとりくむ。また、関係機関と本システムの運用が充実したものになるよう、こども発達支援連絡会議の中でシステムのモニタリングや課題の検討を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
こども発達支援連絡会議の開催	こども発達支援及び相談に係るネットワークの構築及び運営、中核的機関等を検討し、切れ目ない一貫した発達支援体制の構築を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続

イ　障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

障がいのある児童の健やかな発育を促し、また、適正な教育を受けることができるよう、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して計画的に、ニーズに応じたきめ細かな支援、教育、保育、療育を提供できる体制の構築や各種支援の充実を図ります。

そのため、障がい児保育事業の充実及び障がいのある児童の保育について適切な保育指導を行うための担当職員の確保や特別支援教育に携わる教員に対して研修を行い、資質の向上に努めます。

主要な取組（重点施策）

①職員の資質の向上

・障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し職員の資質の向上に努めます。

・小・中学校の教職員についても、特別支援教育についての理解を深めるための研修や適切な学習指導を行うための指導法に関する研修を一層充実し、職員の資質向上を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児保育事業の充実	障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し、当該職員だけでなく園全体の資質の向上を図る。	こどもみらい部 こども支援課	継続
介護体験研修	教員としての資質向上を図るべく、様々な障がい者施設において体験的な研修を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

ウ　「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

通常学級、特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒が、早期から相互に交流し、お互いに理解を深め、好ましい人間関係を育てることは、障がい者施策の円滑な推進において重要な事項となっています。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図るとともに、障がいの状況・発達段階に応じた適切な教育の実施や、障がいの有無に関わらず可能な限り個々の児童・生徒の教育的ニーズに沿った指導を一緒に受けることのできる「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の整備に努めます。

また、学校施設のバリアフリー化や障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材の活用など、教育環境の整備を推進します。

主要な取組（重点施策）

①「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実

・教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めるとともに、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。

②「サポートブック」等の活用による情報の共有

・「サポートブック」等の活用により、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、児童・保護者・関係支援機関相互の円滑な情報の共有を図ります。

③インクルーシブ教育システムの推進

・個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、障害のある幼児、児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられるよう、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる体制の整備を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
サポートブック促進事業（再掲）	障がいのある児童と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
「保育所児童保育要録」の作成	保育所児童の就学に際し、保育所において子どもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」を作成し、その写しを小学校へ提出することにより、切れ目のない支援を行う。	こどもみらい部 こども支援課	継続
保育士や幼稚園教諭の一層の充実	支援を必要とする児童を、健常児と一緒に保育することにより、その発達を助長し、社会への適応性を高めることを目的として、市立幼稚園において統合保育を実施するため、担当職員の配置等の充実を図る。	こどもみらい部 こども支援課	継続
福祉教育の推進 （再掲）	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。	教育委員会 学校教育課	継続
教職員の一層の充実	適切な学習指導を行うための教職員の配置等の充実を図る。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
教育支援審議会・校内委員会の充実	障がいのある児童・生徒に必要な支援について、教育長の諮問機関として各幼児・児童・生徒に対する協議・判断を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育支援体制の確立	小中学校の多人数在籍の特別支援学級、発達障がいのある児童・生徒が在籍している通常学級に支援員を配置し、担任を補助しながら、障がいのある児童・生徒への支援を行い、他の児童・生徒の円滑な学習活動を支援する。また、通常の学級に在籍している肢体不自由児童・生徒を支援するため、支援員（介助員）を配置し、教室移動時の階段昇降補助や着替え、食事等の補助をはじめとした身体的介助を行う。 医療的ケアが必要な児童・生徒に看護師資格を持つ支援員を配置する。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進	教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた切れ目のない一貫した支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において、「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努める。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
子ども健康教育相談	発達障がいなど、特別な支援を要する子ども（幼児を含む）とその親を対象として、専門相談員、医師及び臨床心理士が相談に応じ、早期対応を図る。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

エ　社会的及び職業的自立の促進

障がいのある生徒及びその保護者に対し、障がいのある方の一般就労や就労支援施策に関する理解の促進を図るとともに、義務教育修了後の進路に関する必要な情報提供や支援が求められていることから、これら支援体制の整備が重要となっています。

そのため、サポートブック等の活用を通して、必要に応じて関係機関間で情報を共有・活用するとともに、障害のある児童・生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障がいのある生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

主要な取組（重点施策）

①卒業後の進路相談の充実

・学校においては、特別支援学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、生徒・保護者に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行います。

②就労支援の充実

・関係機関等の緊密な連携により、障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を行うため、いわき市地域自立支援協議会（就労関係）の充実を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
消費者教育推進事業（再掲）	平成 27 年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	市民協働部 消費生活センター	継続
地域自立支援協議会（就労関係）の充実	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の情報の共有を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
進路相談体制の充実	学級担任、進路指導主事を中心に、特別支援学校・ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

オ　生涯学習活動の充実

障がいのある方にとっても、社会参加、生きがいづくりとしての生涯学習活動の充実は重要です。特に義務教育年齢を過ぎた外出困難な在宅の重度身体障がい者の学習意欲に応じるための、学習・文化活動の機会の創出が必要となっています。

そのため、各ライフステージにおける学びを支援するとともに、生涯学習活動の充実や文化・スポーツ施設の環境整備に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興

・障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行います。

②図書館における読書支援サービスの実施

・総合図書館においては、障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読サービスなどを実施します。

③文化施設やスポーツ施設におけるバリアフリー化の推進

・文化施設やスポーツ施設について、誰もが安全に利用できるよう、さらにバリアフリー化を進めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
文化施設の バリアフリー化の推進	障がいのある方が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善により、障がいのある方の利用を促進する。	文化スポーツ室 文化振興課	継続
スポーツ施設の改善	障がいのある方も、障がいのない方とともに、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存スポーツ施設の改善により、障がいのある方の利用を促進する。	文化スポーツ室 スポーツ振興課	継続
スポーツ推進委員の 活用促進（再掲）	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	文化スポーツ室 スポーツ振興課	継続
出前講座の実施			継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
わいわい塾の開催（再掲）	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者スポーツの推進（再掲）	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
パラスポーツ体験教室の開催（再掲）	各障がい者手帳の保持者または各障がい者スポーツに興味のある市民が、パラスポーツを体験出来る教室を開催する。	保健福祉部 障がい福祉課	新規
障がい者サークル活動の育成（再掲）	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	教育委員会 生涯学習課	継続
図書館サービスの充実（再掲）	障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。FMいわきの番組内で、新たに製作した録音図書などの定期的な案内を行う。	いわき 総合図書館	継続

６　施策分野６　『雇用・就業』

障がいのある方が自立した生活を営み社会参加をするうえで、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。地域の一員としてともに生きる「共生社会」の実現に向けて、一定規模以上の民間企業等が守るべき障がいのある方の法定雇用率が令和３年３月から 2.3%に引き上げられるとともに、対象企業の範囲も従業員 45.5 人以上から 43.5 人以上へと引き下げられるなど、障がいのある方の雇用は更に拡大される予定となっています。

公共職業安定所、市等では、これまでも、公共職業安定所における紹介促進、市における職員雇用枠の拡大、企業に対する雇用環境の整備支援等を行っており、今後も、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、一般就労を希望する者には、できる限り一般就労ができるよう、一般就労が困難な者には就労や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の確保など、障がいのある方の就業に向けての必要な支援や、職場への定着の支援など、サポート体制の充実を図ります。

施策分野６　基本的方向性

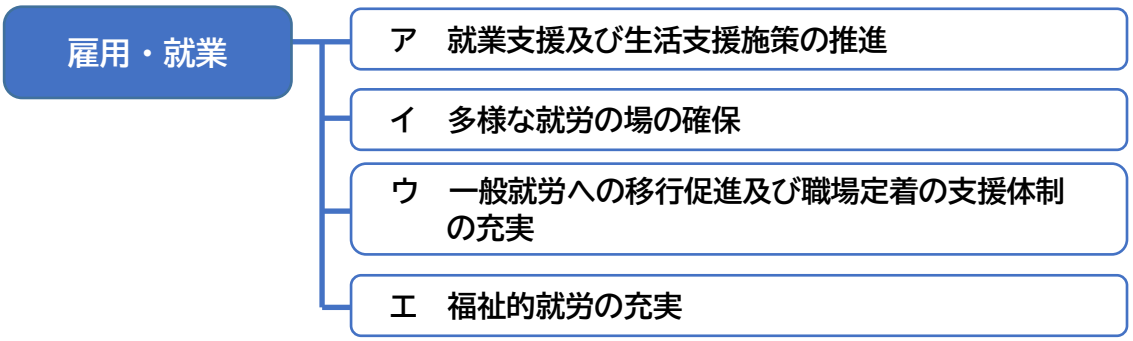

ア　就業支援及び生活支援施策の推進

障がいのある方の就業支援及び生活支援を行ううえで、市、就労支援事業所、公共職業安定所等の各機関が連携をとり、総合的支援を行うことが重要であることから、今後も、サポートする人材の育成や職員のスキルアップによるサービスの質の向上等も含めた、支援体制の一層の充実が求められています。

また、精神疾患、難病、発達障がい等の特性に応じた専門的支援のあり方や、障がい者雇用のノウハウ提供方法、障がいのある方への職業教育の充実等について、関係機関と協力し検討を進めます。

さらには、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せなどにより経済的な自立を支援します。

主要な取組（重点施策）

①「障害者就業・生活支援センター」との連携による支援体制の強化

・雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援体制の充実に努めます。

②アセスメント実施体制の整備

・特別支援学校卒業者等の就労系障害福祉サービスの利用にあたってのアセスメントの実施について体制整備を図ります。

③就労サポートに係る人材の育成

・支援を必要とする人に対し、適切な支援を行うことができるよう、人材の育成に努めるとともに、研修等職員のスキルアップに向けた取り組みの実施によりサービスの質の向上を目指します。

④若年性認知症の方への就労支援

・事業主に対する若年性認知症の方の就労についての理解や、ハローワークによる支援等が利用可能であることの周知等を図ります。

⑤民間企業等への周知啓発

・●●●

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
市職員の障がい者雇用の充実	市職員の障がい者雇用拡充のため、一般の採用候補者試験とは別に、年齢要件を緩和した身体障がい者等を対象とした特別枠試験の実施等に取り組む。また、正規職員のみでなく、会計年度任用職員についても積極的な雇用に努める。	総務部 職員課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
地域自立支援協議会（就労関係）の充実（再掲）	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の情報の共有を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害者就労施設や障がいのある方を多数雇用している企業で就労する障がいのある方、及び在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

イ　多様な就労の場の確保

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。

今後も、障がいのある方がその特性に応じた就業の場を選択できるよう、短時間労働や在宅就業など障がいのある方が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、社会体験の場の創出や障がい者雇用の促進、農業分野での障がいのある方の就労支援の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①就業の機会の拡充と雇用の促進

・障がいのある方の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、社会体験の場の創出や就業の機会の拡充に努めるとともに、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取り組みを進めます。

・障がい者雇用に関する各種制度の周知や、短時間勤務や在宅就業など多様な働き方の普及に向けての広報・啓発活動を行います。

②市職員の障がい者雇用の拡充

・市職員の障がい者雇用拡充のため、一般の職員採用試験における身体障がい者等の年齢要件の緩和や身体障がい者等を対象とした特別枠採用試験の実施等に取り組むとともに、正規職員のみでなく会計年度任用職員についても積極的な雇用に努めます。

③「チャレンジ雇用」の実施

・知的障がい者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を引き続き実施します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
公共施設内での 福祉の店の設置支援	本庁舎における福祉の店の設置を許可する。	総務部 総務課	継続
チャレンジ雇用 推進事業の実施	市が知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者を雇用し、事務作業や職場実習などの経験を踏まえ、一般雇用を目指すもの。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者雇用の促進 （再掲）	障害者雇用促進に関するリーフレットを作成・配布するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
多様な働き方推進事業（再掲）	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的に、障がいのある方を積極的に雇用している事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会等を行う。また、障がい者雇用に関心のある市内事業所等に対し、障がい者及び雇用制度に係るセミナー等を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続
農福連携推進事業（再掲）	農業と福祉が連携して、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現することを目的に、関係課で作成した農福連携アクションプランに基づき、協議体の組織化や需要の掘り起こし等を行う。	農林水産部 農業振興課	新規

ウ　一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実

福祉的就労から一般就労への移行にあたっては、教育や福祉など関係機関が障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所などの労働関係機関と緊密な連携をとり、就業支援に取り組むことが重要です。

また、障がいのある方の就労後の職場定着に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

主要な取組（重点施策）

①一般就労への移行の推進

・就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保（充実）を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、一般就労への移行を促進するなど、就労移行の推進に取り組みます。

②職場定着に向けた支援の充実

・障がいのある方が安心して働き続けることができるように、企業や就労継続支援事業所等の連携により、就労後の環境変化による生活面の課題の把握に努めるとともに、相談体制づくりやフォローアップ研修の実施、ジョブコーチの活用など、受け入れ時から就労後まで継続した関係機関との連携による支援を行い、就労者の職場定着に努めます。また、就労定着に向け、企業の障がいのある方への理解促進に向けた啓発や企業からの相談体制の整備に努めます。

・職場への定着に向け就労定着支援事業への参入促進に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
福祉施設から 一般就労への移行促進	就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の施設整備を行い、一般就労への移行を促進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
職場定着への支援促進	就労定着支援事業所の参入促進を行うなど、職場への定着を支援する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

エ　福祉的就労の充実

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方が、特性や能力に応じて就労の機会や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の整備や経営基盤の安定が図れるよう努めます。

また、工賃の向上に向けて、施設製品拡充の周知方法の検討や障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①福祉的就労の場の確保

・一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めます。

②障がい者優先調達方針の推進

・障害者優先調達推進法の趣旨に沿い、本市における物品や役務の調達についても、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進に努めます。

③工賃の向上への支援

・就労系事業所における工賃向上に向け、事業所間連携に努めます。

・事業者の製品開発・販路拡大等の相談に応じる団体の周知・活用に努めるとともに、公共施設内での「福祉の店」の開設など、販売機会の拡大について支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
授産製品ガイドの作成（再掲）	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会（就労関係）の充実（再掲）	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の価値観と情報の共有を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進（再掲）	障害者就労施設や障がいのある方を多数雇用している企業で就労する障がいのある方、及び在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

第６章　計画の推進

１　各主体の役割

『第５次いわき市障がい者計画』の推進にあたっては、各主体の連携のもと、共創のまちづくりを推進しながら、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で生活できるための支援体制の構築を進め、社会全体で障がいのある方を支え、自立と社会参加を支援する必要があります。

障がい者施策については、障がいのある方の自己決定を尊重しながら、多様なニーズに対応できるようなサービスが必要であり、障がいのある方が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、生活基盤の整備や相談体制の充実などが求められます。また、この社会を実現していくためには、行政のみならず、市民の理解と協力が必要であり、さらに市内の企業や団体等、すべての社会構成員が一体となって取り組んでいくことが必要です。

（１）行政の役割

市は、国や福島県、関係機関と協力し、行政機関だけではなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

（２）障がい者団体等の役割

各団体等と地域との連携を進め、障がいのある方の活動や生活支援の促進を図り、障がいのある方の社会参加と自立を推進していくことが期待されます。

（３）企業等の役割

障がいのある方の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

（４）地域の役割

市民、団体、企業等の様々な主体で構成される地域については、震災を契機に地域内での繋がりの重要性が再認識されたことから、誰もが互いにつながりながら、障がいがあっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

（５）市民の役割

障がいのある方やその家族が、地域のなかで孤立することのないよう、市民一人ひとりが、障がいのある方に対する正しい理解と意識をもって、誰もが互いにつながり、支え合いながら、安心して生活できる社会づくりに向けて努力していくことが期待されます。

2　計画の進行管理

『第５次いわき市障がい者計画（前期）』、『第６期いわき市障害福祉計画』、『第２期いわき市障害児福祉計画』は、具体的な事業を計画する期間は令和３年度から令和５年度までの３か年の計画ですが、計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、『第５次いわき市障がい者計画』に位置づける事業や『第６期いわき市障害福祉計画』及び『第２期いわき市障害児福祉計画』において定める障害福祉サービス等の見込量について見直しの必要があると認めるときは、計画の変更を行い、その後の取り組みの改善につなげていきます。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、ＰＤＣＡサイクルを導入し、毎年１回、計画期間における事業の実施状況やサービスの利用実績等具体的な指標をできる限り活用した評価を実施し、地域自立支援協議会の意見を踏まえながら、計画を推進していきます。

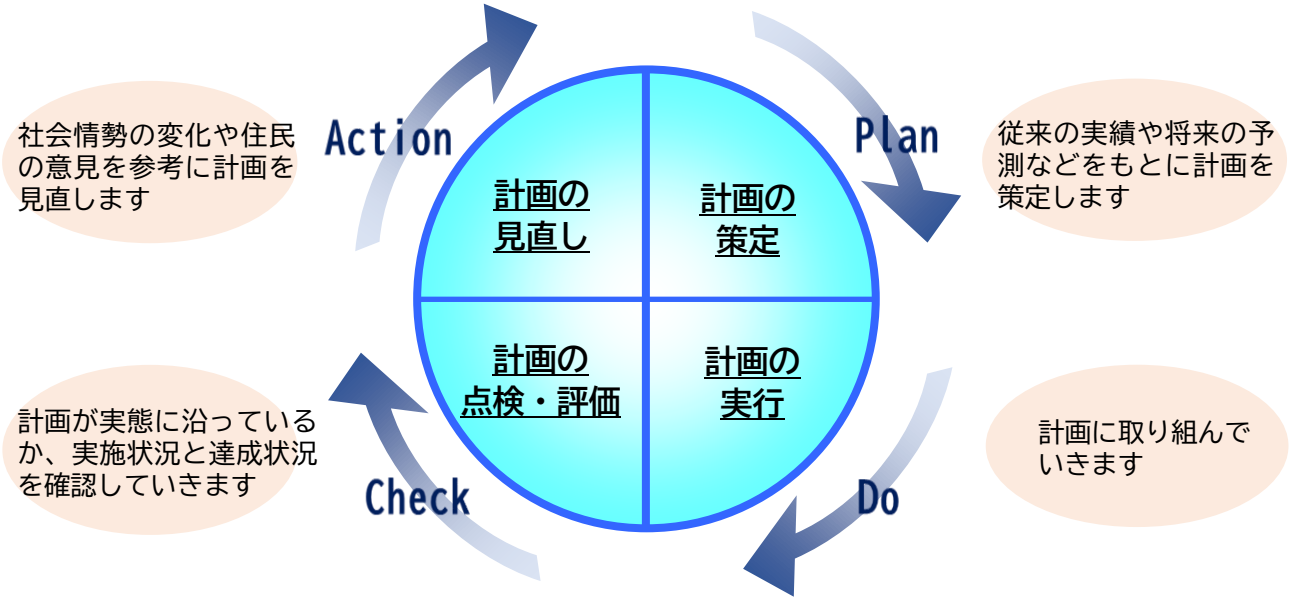

第２編　第６期いわき市障害福祉計画

第１章　成果目標と目標達成のための方策

１　令和５年度までの目標値（成果目標）の設定

令和２年５月 19 日に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、国の基本指針）に基づき、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行、相談支援体制の充実・強化等、障害児福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、令和５年度の目標値を設定します。

【第６期計画における成果目標（概要）】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	・施設入所者の地域生活への移行 ・施設入所者数の削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数（都道府県） ・精神病床における１年以上長期入院患者数（都道府県） ・精神病床における早期退院率（都道府県）
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ年１回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行	・一般就労移行者の増加 うち、 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者の増加 就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者の増加 就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者の増加 ・職場定着率の増加 就労定着支援事業利用者の増加 就労定着支援事業の就労定着率の増加
⑤相談支援体制の充実・強化	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

※下線部：第６期計画における新規目標。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針（考え方）】

①施設入所者の地域生活への移行
　⇒令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減
　⇒令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

【市の考え方】

国の考え方に基づき、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和５年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

●第５期計画実績及び第６期計画目標値

項目	第５期計画				第６期計画	
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値
施設入所者数	320 人 （平成28年度末）	313 人	307 人 （令和元年度末）	－	307 人 （令和元年度末）	302 人 （令和５年度末）
地域生活 移行者数①	－	29人	1人 （令和元年度末）	3.4% （令和元年度末）	－	19 人
削減見込②	－	7人	6人 （令和元年度末）	85.7% （令和元年度末）	－	5 人

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。

また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用について推進します。

さらには、いわき市地域自立支援協議会（地域移行関係）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針（考え方）】※都道府県のみ設定

①精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数
⇒令和５年度における精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする
②精神病床における１年以上長期入院患者数
⇒令和５年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上／65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する
③精神病床における早期退院率
⇒精神病床における早期退院率に関して、入院後３ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後６ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後１年時点の退院率については92%以上とする

【市の考え方】

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、上記の目標を設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

本市では、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、別途活動指標を設定し、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

●第５期計画実績及び第６期計画（活動指標）

項目	第５期計画			第６期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	設置	設置	－	３回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	－	－	－	12 人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	－	－	－	１回

※第５期計画においては、設置の有無が目標となっていたため、開催回数及び参加者数等の設定はなし。

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者も含めた障がいのある方の地域移行を推進しているところです。引き続き、関係機関等との連携を強化し、協議の場において取り組みを進めていきます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針（考え方）】

①令和５年度末までに、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する

【市の考え方】

国の考え方に基づき、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保や地域で安全・安心に生活出来るよう緊急時における迅速な対応や将来に向けた積極的な働きかけを図る地域生活支援体制を強化します。また、その機能充実のため、年１回以上の運用状況の検証や検討について目標値を定めます。

●第５期計画実績及び第６期計画目標値

項目	第５期計画			第６期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
整備箇所数	１箇所以上	１箇所	100.0%	１箇所
検証・検討回数	－	－	－	１回以上／年

※第５期計画においては、検証・検討回数の設定はなし。

●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の整備については、広域性及び利用者の利便性を考慮し、地域の事業者が分担して機能を担う「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として整備しました。

今後は、事業者等の関係機関の連携を図りながら強化に努めていくとともに、運用状況の検証や検討を行います。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針（考え方）】

①福祉施設から一般就労への移行
⇒令和５年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、令和元年度実績の1.27倍以上へ
うち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援Ａ型を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業利用者の増加
⇒令和５年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用する

③就労定着支援事業の就労定着率の増加
⇒就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とする

【市の考え方】

国の考え方に基づき、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和５年度中に一般就労へ移行する者の人数及び就労定着支援事業利用者等について目標値を定めます。

●第５期計画実績及び第６期計画目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第５期計画			第６期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
一般就労移行者	71人	30人 （令和元年度末）	42.3% （令和元年度末）	41 人
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者	－	24人 （令和元年度末）	－	32 人
就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者	－	4人 （令和元年度末）	－	6 人
就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者	－	2人 （令和元年度末）	－	3 人

※第５期計画においては、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）を通じた一般就労移行者の目標設定はなし。

●第５期計画実績及び第６期計画目標値（就労定着支援事業利用者）

項目	第５期計画			第６期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
就労定着支援事業利用者	－	－	－	29 人

※第５期計画においては、目標設定なし。

●第５期計画実績及び第６期計画目標値（就労定着支援事業の就労定着率）

項目	第５期計画			第６期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
就労定着支援事業所	－	1箇所 （令和元年度末）	－	3 箇所
就労定着率８割以上の事業所	－	1箇所 （令和元年度末）	－	3 箇所

※第５期計画においては、目標設定なし。

●目標達成のための方策

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

（５）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針（考え方）】

①令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

【市の考え方】

日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制等について目標値を定めます。

●第５期計画実績及び第６期計画目標値（活動指標）

項目	第５期計画			第６期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	－	実施	－	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	－	69 回 （令和元年度）	－	104 回 （令和５年度）
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	－	12 回 （令和元年度）	－	18 回 （令和５年度）
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	－	143 回 （令和元年度）	－	72 回 （令和５年度）

※第５期計画においては、目標設定はなし。

●目標達成のための方策

基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、相談支援体制の充実と更なる周知を図ります。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針（考え方）】

①令和５年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

【市の考え方】

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制等について目標値を定めます。

●第５期計画実績及び第６期計画目標値（活動指標）

項目	第５期計画			第６期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	－	０人 （令和元年度）	－	１人 （令和５年度）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	－	有 （令和元年度）	－	有 （令和５年度）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	－	１回 （令和元年度）	－	１回 （令和５年度）
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無	－	無 （令和元年度）	－	有 （令和５年度）
指導監査結果の共有回数	－	０回 （令和元年度）	－	１回 （令和５年度）

※第５期計画においては、目標設定はなし。

●目標達成のための方策

利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

そのため、県や市が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員や市内サービス提供事業所職員の参加を促すとともに、障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発に努めます。

第２章　障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策

１　障害福祉サービス等の体系図

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項等を設定します。サービス体系は下記のとおりです。

障害福祉サービス

介護給付費

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

訓練等給付費

- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援Ａ型
- 就労継続支援Ｂ型
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

地域生活支援事業

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業
- 障害児等療育支援事業
- 手話通訳者養成研修事業

任意事業

- 知的障害者福祉ホーム
- 訪問入浴サービス事業
- 点字指導員派遣事業
- 日中一時支援事業
- 障害児支援体制整備
- ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ教室開催等事業
- 点字広報・議会だより発行事業
- 登録手話通訳者等養成研修事業
- 身体障害者自動車改造・操作訓練費補助事業
- 更生訓練費給付事業

障害児通所支援等

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援

- 障害児相談支援

※障害児支援の詳細については P173
「第３編 第２期いわき市障害児福祉計画」を参照

2　障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、個々の障がいのある方々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

（1）事業内容

①訪問系サービス

居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅又はこれに相当する場所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方に、外出時において、当該障がいのある方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある方等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がいのある方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

②日中活動系サービス

生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練 （機能訓練）	障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
宿泊型 自立訓練	居住の場を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 Ａ型	企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 Ｂ型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある方であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある方で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある方であって常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある方に、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

③居住系サービス

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で一人暮らしを希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

（２）「課題と現状」及び「見込量確保のための方策」

①訪問系サービス

現状と課題

現状	・訪問系サービスの利用者数は年々増加傾向にある一方、各サービスの充足率（支給決定者に対する支給実績の割合）は低く、特に同行援護、行動援護などの移動系サービスにおいてサービスの不足がうかがえます。 ・アンケート調査等の結果や障害者支援施設や病院に入院中の障がいのある方の地域生活への移行を推進する観点から、今後も在宅で居宅介護を利用する方の数は増加するものと見込まれます。 ・障がいのある方の高齢化が進んでいる状況から、介護保険サービスのみでは対応が困難な介護量について、障害福祉サービスによるサービス提供が増加することが見込まれます。
課題	・サービス不足の解消に向けて、障害福祉サービス事業所の増や人材の確保が重要となっていますが、事業所からのアンケート調査等の結果からは、「介護人材の不足」、「職員の定着」、「職員のスキルの低下」などの課題が挙げられており、サービス提供体制の整備が課題となっています。

見込量の確保のための方策

・居宅介護事業所における介護従事者等を確保し、サービス提供体制を整備するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。
・重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に今後も努めます。

②日中活動系サービス

現状と課題

現状	・宿泊型自立訓練、療養介護、短期入所を除く全ての日中活動系サービスについて、利用者数及び利用量は年々増加傾向にあり、今後も増加するものと見込まれます。 ・アンケート調査等の結果からは、特に生活介護や就労継続支援、短期入所のニーズが高くなっていますが、短期入所では利用したいが利用できなかったという意見が他のサービスに比べ多くみられます。
課題	・短期入所については、利用者の固定化により新規利用枠が不足していることで、ニーズが高いものの利用実績は増加せず横ばいとなっています。ヒアリング結果からも、保護者等の急病時における緊急サポート体制として短期入所への要望が多く挙がっており、家族介護者の負担軽減という視点から見ても施設の充実が求められています。 ・関係団体からのヒアリング調査において、発達障がい児（者）や重症心身障がい児（者）、医療的ケア児（者）等の受入れも含めた各地域の施設の充実が求められており、サービス提供体制の整備が必要となっています。 ・南部地域や中山間地域は障害福祉サービス事業所が少ないなど、地区間において社会資源等に偏りが生じています。

見込量の確保のための方策

・共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。また、既存の障害福祉サービス事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促すことなどにより、見込量が確保できるよう努めます。
・医療的ケア児（者）、重症心身障がい児（者）などは、特に配慮が必要になることから、一人ひとりの状況の把握に努め、日中の適切な活動場所の確保について検討を進めます。

③居住系サービス

現状と課題

現状	・施設入所支援については、地域生活への移行の推進により、利用者の減少・削減が見込まれます。 ・共同生活援助については、アンケート調査等の結果や障害者支援施設や病院に入院中の障がいのある方の地域生活への移行を推進する観点から、今後も利用者数が増加するものと見込まれます。
課題	・施設入所支援や共同生活援助利用者の高齢化・重度化に伴う支援の困難化が生じています。 ・アンケート調査等の結果からは、将来を見据えたグループホームの拡充などが挙げられています。

見込量の確保のための方策

・施設入所者の地域生活への移行を進めていくとともに、必要な方が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
・共同生活援助については、障害者支援施設や精神科病院等からの地域生活への移行の実績を踏まえ、障がいのある方の数やニーズを的確にとらえ、障がいのある方が地域で生活する居住の場を確保するため、今後も事業所の参入促進に努めます。
　また、重度の障がいのある方が利用できるよう必要な支援に努めます。

（３）実績及び見込量

①訪問系サービス

【居宅介護等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人）※ 下段：計画比（%）	730 (99.1)	747 (99.3)	782 (12.0)	812	845	882
利用量（時間／月） 下段：計画比（%）	12,038 (104.7)	12,503 (107.6)	12,505 (106.6)	13,420	14,059	14,738
アンケート調査結果等	・アンケート結果から、各サービスの中で居宅介護等のニーズが最も高いことがうかがえます。 ・利用者数は年々増加傾向にあり、市全体でサービスの提供不足がみられます。特に不足が大きい同行援護、行動援護については、平地区・小名浜地区でニーズが高いことがうかがえます。					

※利用者数（人）は、年間のサービス利用者実人数。

②日中活動系サービス

【生活介護】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	826 (99.4)	835 (98.5)	838 (96.8)	853	870	887
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	14,616 (96.9)	14,844 (96.5)	14,742 (93.9)	14,787	14,836	14,888
定員数（人）	767	801	782	798	816	834
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズは居宅介護等に次いで高く、年々利用者が増加していることからみても、今後利用者の増加が見込まれます。 ・市全体としてのサービスは充足していますが、地区別にみると平地区を除くすべての地区でサービスが不足しており、小川・川前地区についてはサービス事業所がない状況となっています。					

【自立訓練（機能訓練）】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	3 (100.0)	2 (66.7)	4 (133.3)	4	4	4
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	23 (164.3)	10 (71.4)	27 (192.9)	21	21	21
アンケート調査結果等	・平地区、小名浜地区で自立訓練のニーズが高いことがうかがえます。					

【自立訓練（生活訓練）】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	38 (97.4)	49 (104.3)	53 (94.6)	54	56	58
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	253 (101.2)	323 (112.2)	476 (143.4)	430	466	510
定員数（人）	12	32	22	38	40	43
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズは現在よりも高く、利用者の増加が見込まれます。 ・サービス事業所は平地区及び内郷・好間・三和地区のみとなっており、市全体としてもサービスが不足している状況がうかがえます。					

【宿泊型自立訓練】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	15 (88.2)	18 (105.9)	14 (82.4)	17	3	3
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	303 (98.1)	388 (125.6)	341 (110.4)	443	78	80
定員数（人）	20	20	20	20	0	0
アンケート調査結果等	・令和４年度以降は、事業者の事業廃止により市内でのサービス提供はありません。					

【就労移行支援】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	140 (81.4)	140 (68.3)	145 (59.4)	147	151	156
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	1,027 (83.0)	908 (69.9)	1,202 (88.1)	998	975	957
定員数（人）	68	110	112	162	160	160
アンケート調査結果等	・年々利用者が増加しており、アンケート結果における今後の利用ニーズも現在に比べ高くなっています。 ・サービスのニーズは高まっているものの、市全体におけるサービスの提供体制としては、慢性的な定員割れとなっています。					

【就労継続支援Ａ型】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	77 (104.1)	117 (131.5)	118 (110.3)	119	130	142
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	888 (125.4)	1,639 (214.2)	1,819 (220.0)	1,739	1,966	2,247
定員数（人）	100	100	105	107	120	134
アンケート調査結果等	・利用者数・利用者量ともに計画値を上回っており、アンケート結果における今後の利用ニーズも、居宅介護等、生活介護に次いで高くなっています。 ・市全体としてサービスは充足していますが、平地区、小名浜地区ではややサービスが不足している状況がうかがえます。					

【就労継続支援Ｂ型】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	643 (103.4)	649 (102.0)	684 (105.4)	713	744	776
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	10,607 (100.4)	10,599 (97.3)	10,771 (96.0)	11,031	11,288	11,559
定員数（人）	613	641	681	713	747	782
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズは、居宅介護等、生活介護に次いで高くなっています。 ・市全体としてサービスは充足していますが、勿来・田人地区、常磐・遠野地区ではややサービスの不足がうかがえます。					

【就労定着支援】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	0 (0.0)	6 (14.3)	8 (12.7)	15	22	29
アンケート調査結果等	・利用実績は少なく計画値を下回っているものの、アンケート結果における今後の利用ニーズは現在よりも高くなっています。					

【療養介護】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	58 (105.5)	71 (129.1)	68 (123.6)	68	68	68
定員数（人）	164	164	164	164	164	164
アンケート調査結果等	・市外利用者が多いため、定員枠に対する市民の利用割合は低くなっています。 ・アンケート結果における今後の市民の利用ニーズは、現在よりも高くなっています。					

【短期入所】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	180 (90.0)	178 (81.3)	181 (75.6)	181	182	183
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	482 (78.4)	509 (76.3)	314 (43.6)	532	559	594
定員数（人）	30	36	38	38	40	43
アンケート調査結果等	・第５期計画値に対し、定員数の増加が進まなかったことから、利用者数・量ともに計画を下回る実績となっています。 ・アンケート結果における今後の利用ニーズは現在に比べ高く、各サービスの中でも短期入所のニーズは高くなっています。 ・その一方、各地区において、利用者の固定化などによりサービス事業者が不足しており、特に小名浜地区、勿来・田人地区で不足している状況がうかがえます。					

③居住系サービス

【自立生活援助】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	2 (10.0)	5 (15.2)	8 (17.4)	7	7	7
精神障がい 利用者数（人）	2	3	6	5	5	5
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズは現在に比べ高く、特に平地区のニーズが高いことがうかがえます。					

【共同生活援助】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	333 (91.7)	337 (90.1)	355 (91.7)	367	389	397
精神障がい 利用者数（人）	104	104	105	105	105	105
定員数（人）	345	355	345	404	464	524
アンケート調査結果等	・アンケート結果から、平地区の利用ニーズが高いことがうかがえます。 ・市全体でみると、定員に対し利用実績が下回っている状況ですが、市外利用者や長期入所の枠として確保されていることが理由となっているものであり、市民の利用枠としては、平地区を除くすべての地区でサービスが不足しています。 ・精神科病院や施設からの退院者・退所者の受け皿（生活の場）として拡充が必要となっています。					

【施設入所支援】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	335 (96.8)	331 (96.5)	318 (93.5)	314	311	308
アンケート調査結果等	・施設入所者数は減少傾向にあり、今後も地域移行の促進が必要です。					

※市外施設の利用者数を含む。

３　相談支援

（１）事業内容

計画相談支援	障害福祉サービスを申請した障がいのある方について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所施設に入所している障がいのある方、又は精神科病院に入院している精神障がいのある方について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がいのある方であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

（２）「課題と現状」及び「見込量確保のための方策」

現状と課題

現状	・計画相談支援については、新たに計画相談支援利用希望者を受入可能な事業所が不足している状況にあり、計画相談支援の利用を希望しても利用できない方が発生しているため、セルフプランによる支給決定が多くなされている状況にあります。 ・地域移行支援については、利用実績が少なく、地域定着支援についても一定の利用はあるものの、実績の増加には至っていません。
課題	・計画相談支援の利用希望者に対し、事業所が不足していることから、利用希望者全てが障害福祉サービスを適切に利用できるよう計画相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。 ・地域生活への移行を推進するため、地域相談支援（地域定着支援及び地域移行支援）提供事業者の確保及び地域移行支援の普及が必要となっています。

見込量の確保のための方策

・現状多く存在するセルフプランの減少を図り、適切な障害福祉サービスの利用につなげることができるよう、新規事業所の参入を促し相談支援専門員の人員の確保を図ります。また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人当たりのサービス等利用計画の作成件数の向上に努めます。

・障がいのある方の地域移行の一層の促進を図るため、新規事業所の参入を促し、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業所の確保等を図り、支援体制の構築に努めます。

（３）実績及び見込量

【計画相談支援】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	1,638 (87.5)	1,679 (81.0)	1,732 (76.1)	1,805	1,870	1,937
アンケート調査結果等	・各地区において、多数のセルフプランが作成されており計画相談支援事業者が不足していることから、市内全域で計画相談支援のニーズが高い状況にあります。					

【地域移行支援】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4	4	4
精神障がい 利用者数（人）	0	0	0	2	2	2
アンケート調査結果等	・平地区、小名浜地区でニーズが比較的高いことがうかがえます。					

【地域定着支援】

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	39 (76.5)	38 (61.3)	38 (51.4)	42	45	50
精神障がい 利用者数（人）	4	3	2	3	3	3
アンケート調査結果等	・平地区、小名浜地区でニーズが比較的高いことがうかがえます。					

４　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に利用者負担の設定も含めて、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

本市では、障がいのある方の地域での生活を支援するため、相談支援事業や地域活動支援センターなどの 21 事業を実施していきます。

現状と課題

現状	・必須事業 12 事業、任意事業９事業を実施しています。 ・相談支援事業における基幹相談支援センターの設置や実施体制の見直し、日常生活用具給付等事業における品目の追加、タブレット端末を利用した意志疎通支援事業の実施など、事業の充実に努めています。
課題	・障害者差別解消法が平成 28 年４月に施行されていますが、市民、事業者に法の趣旨が十分図られていません。 ・意思疎通支援事業における手話通訳者・要約筆記者等の確保が求められています。 ・アンケート調査等の結果では、相談窓口の充実についてのニーズが高くなっていますが、相談支援事業所をはじめ行政の相談窓口を相談先としている方は多くありません。障がいのある方が地域生活をするにあたり、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立を図るとともに、各種相談窓口の周知・活用促進が求められています。

見込量の確保のための方策

・地域生活支援事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障がいのある方等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスであることから、引き続き実施するとともに、関係機関と連携し、必要なサービスの確保に努めます。
・障がいに対する理解を深め、障がいのある方が安心して地域生活を営むことができるよう市民啓発事業や相談支援事業等の充実に努めます。
・障がいのある方のニーズを把握し、随時必要な見直しを図ります。
・事業の普及啓発に努め、必要な方が適切にサービス等を利用できるよう努めます。

（１）必須事業

①理解促進研修・啓発事業（市民啓発事業）

事業の内容

理解促進研修・啓発事業（市民啓発事業）	障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を実現するため、授産製品ガイドの作成及び障がい者週間記念行事の実施等の市民啓発事業を実施し、障がいについての理解促進を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

事業の内容

自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等が行う自発的な取り組みに対し、補助金を交付することにより、共生社会の実現を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

事業の内容

相談支援事業	障がいの種別に関わらず、障がいのある方等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援、障がいのある方の権利擁護など必要な支援を行います。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害者相談支援事業（箇所）	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

事業の内容

成年後見制度利用支援事業	判断能力を欠いている障がいのある方が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がいない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がいのある方の地域生活を支援します。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	1 (16.7)	6 (100.0)	7 (116.7)	5	5	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

事業の内容

成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

事業の内容

意思疎通支援事業	聴覚等に障がいのある方の日常生活及び社会生活における意思疎通を支援するために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者設置者数	3	3	3	3	3	3
登録手話通訳者派遣数（件/月） 下段：計画比（%）	24 (114.3)	25 (119.0)	20 (95.2)	28	30	32
要約筆記者派遣数（件/月） 下段：計画比（%）	6 (200.0)	2 (66.7)	2 (66.7)	3	3	3

⑦日常生活用具給付等事業

事業の内容

日常生活用具 給付等事業	重度障がいのある方等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や移動などの自立生活を支援する自立生活支援用具、また、ストーマ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具など、日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付を行います。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	32 (152.4)	41 (195.2)	39 (185.7)	38	38	38
自立生活支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	71 (116.4)	66 (106.5)	67 (106.3)	68	68	68
在宅療養等支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	88 (44.0)	65 (27.3)	67 (23.6)	74	74	74
情報・意思疎通支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	104 (46.2)	92 (40.9)	95 (42.2)	97	97	97
排せつ管理支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	8,650 (95.9)	9,109 (98.0)	9,258 (96.7)	9,383	9,665	9,955

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業の内容

手話奉仕員 養成研修事業	聴覚等に障がいのある方のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行います。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話講習会修了者（人） 下段：計画比（%）	24 (80.0)	22 (73.3)	－	23	23	23
手話講習会（ステップアップ）修了者（人） 下段：計画比（%）	11 (55.0)	12 (60.0)	16 (80.0)	13	13	13

※手話講習会は入門講座と基礎講座の両方を受講すると修了となるが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で入門講座のみ開催。そのため修了者はなし。

⑨移動支援事業

事業の内容

移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方が外出する際にヘルパーによる支援を行うことによって、障がいのある方の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人／月） 下段：計画比（%）	290 (103.2)	290 (103.2)	265 (94.3)	308	327	347
利用量（時間／月） 下段：計画比（%）	2,303 (101.0)	2,269 (99.5)	2,105 (92.3)	2,383	2,503	2,629

※利用者数（人／月）は、月間のサービス利用者実人数。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

事業の内容

地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある方へ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行い、障がいのある方の地域生活支援の促進を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人／月） 下段：計画比（%）	88 (88.0)	84 (84.0)	84 (84.0)	86	86	86
設置箇所数（箇所）	4	4	4	4	4	4

⑪障害児等療育支援事業

事業の内容

障がい児（者） 地域療育支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児施設の有する機能を活用し、巡回訪問・訪問健康診査等により療育機能の充実を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1

⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業の内容

手話通訳者 養成研修事業	身体障がい者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修します。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者養成研修修了者（人）	0	4	0	5	5	5

（２）任意事業

①訪問入浴サービス事業

実績及び見込量
事業の内容

訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人／月） 下段：計画比（%）	16 (61.5)	18 (64.3)	18 (60.0)	18	18	18
利用量（回／月） 下段：計画比（%）	68 (78.2)	80 (87.9)	88 (92.6)	79	79	79

②点字指導員派遣事業

事業の内容

点字指導員派遣事業	点字の学習を希望する中途失明者に対し、点字指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
派遣回数（回／年） 下段：計画比（%）	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	1	1	1

③日中一時支援事業

事業の内容

日中一時支援事業	障がいのある方の家族の就労支援及び障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人／月） 下段：計画比（%）	61 (77.2)	61 (77.2)	57 (72.2)	77	77	77

④障害児支援体制整備（児童発達支援センター地域支援機能強化事業）

事業の内容

障害児支援 体制整備	児童発達支援センターにおいて、地域の障がいのある児童やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導等を行い、地域支援の強化を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
箇所数（箇所）	2	3	3	3	3	3

⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

事業の内容

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がいのある方と地域住民が共に楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障がいのある方の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
わいわい塾参加者数（人） 下段：計画比（%）	88 (88.0)	87 (87.0)	－	90	90	90
サンアビスポーツ教室参加者数（人） 下段：計画比（%）	95 (95.0)	78 (78.0)	78 (78.0)	84	84	84

※わいわい塾：令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業中止。

⑥点字広報・議会だより発行事業

事業の内容

点字広報・ 議会だより発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、点訳等により市政情報等を定期的に提供します。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑦登録手話通訳者等養成研修事業

事業の内容

登録手話通訳者等 養成研修事業	聴覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる要約筆記奉仕員及び視覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成研修を行います。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
要約筆記者養成講習会修了者（人／年） 下段：計画比（%）	4 (40.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	10	10	10
点訳者養成講習会（初級）修了者（人／年） 下段：計画比（%）	－	7 (35.0)	－	20	－	20
点訳者養成講習会（中級）修了者（人／年） 下段：計画比（%）	5 (50.0)	－	7 (70.0)	－	10	－
音訳奉仕者養成講習会（初級）修了者（人／年） 下段：計画比（%）	8 (40.0)	－	－	20	－	20
音訳奉仕者養成講習会（中級）修了者（人／年） 下段：計画比（%）	－	5 (25.0)	－	20	－	20

※音訳奉仕者養成講習会（初級）：令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止。

⑧身体障害者自動車改造・操作訓練費補助事業

事業の内容

身体障害者 自動車改造・ 操作訓練費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労や社会参加の促進を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車改造・操作訓練補助件数（件／年） 下段：計画比（％）	4 (44.4)	6 (66.7)	6 (66.7)	5	5	5

⑨更生訓練費給付事業

事業の内容

更生訓練費 給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業にて訓練を受けている身体障がい者に対し、訓練のために必要な費用を支給することで更生意欲を助長し、社会復帰の促進を図ります。

実績及び見込量

区分	第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
給付件数（件／年） 下段：計画比（％）	0 (0.0)	14 (700.0)	14 (700.0)	9	9	9

第３編　第２期いわき市障害児福祉計画

第１章　成果目標と目標達成のための方策

１　令和５年度までの目標値の設定

令和２年５月 19 日に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害児支援の提供体制の整備等について、令和５年度の目標値等を設定します。

【第２期計画における成果目標（概要）】

①障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ・難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築（都道府県） ・重症心身障がい児を支援する事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置

※下線部：第２期計画における新規目標。

※国の基本指針の見直しの主なポイントについては、Ｐ５～９を参照

（１）成果目標１　障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針（考え方）】

①児童発達支援センターの整備
⇒令和５年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1カ所以上設置する

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
⇒令和５年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備
⇒令和５年度末までに各市町村又は各圏域に1カ所以上確保する

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
⇒令和５年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【市の考え方】

国の考え方に基づき、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和５年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

また、発達障がい児等及びその家族等に対する支援体制の確保に向けて、別途活動指標を設定します。

●第１期計画実績及び第２期計画目標値

項目	第１期計画			第２期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
児童発達支援センターの整備	3 箇所	3 箇所 （令和元年度末）	100.0%	3 箇所 （令和５年度末）

●第１期計画実績及び第２期計画目標値

項目	第１期計画			第２期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
保育所等訪問支援事業所	3 箇所	3 箇所 （令和元年度末）	100.0%	3 箇所 （令和５年度末）

●第１期計画実績及び第２期計画目標値（重症心身障がい児を支援する事業所の確保）

項目	第１期計画			第２期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
児童発達支援事業所	2 箇所	2 箇所 （令和元年度末）	100.0%	2 箇所 （令和５年度末）
放課後等デイサービス事業所	2 箇所	2 箇所 （令和元年度末）	100.0%	2 箇所 （令和５年度末）

●第１期計画実績及び第２期計画目標値（医療的ケア児支援のための協議の場の設置）

項目	第１期計画			第２期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
関係機関の協議の場	設置	1 箇所 （令和元年度末）	達成	1 箇所 （令和５年度末）
コーディネーターの配置	3 人	0 人	－	3 人

●第２期計画（活動指標（発達障がい児等に対する支援））

項目	第２期計画		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10 人	10 人	10 人
ピアサポートの活動への参加人数	10 人	10 人	10 人

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置に努めます。

発達障がいの早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施を推進します。また、障がい児等を持つ家族の不安解消を図り、適切な支援を行うため、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の充実に努めます。

第２章　障害児通所支援等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策

１　障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

障害児相談支援とは、障害児支援利用計画の作成により、障がいのある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するためのサービスです。

（１）事業内容

①障害児通所支援

児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への訓練、その他必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童に、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

②障害児相談支援

障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

（２）「課題と現状」及び「見込量確保のための方策」

①障害児通所支援

現状と課題

現状	・児童発達支援については、第１期計画策定時に利用者が年々増加傾向にあったことを受け、事業所の増加などサービスの提供体制を強化してきました。そのため、利用者数は計画の見込みを上回る水準で増加しています。 ・放課後等デイサービスについては、利用者数及び利用量は年々増加傾向にあり、概ね計画通りに実績が推移していますが、施設定員に対する利用実績が多く、ややサービスが不足しています。アンケート調査等の結果からもニーズの高さがうかがわれることから、今後も増加するものと見込まれます。 ・保育所等訪問支援については、利用が少ない状況にあります。 ・居宅訪問型児童発達支援については、需要はあるもののサービス利用につながらず、利用実績がありませんでした。
課題	・放課後等デイサービスについては、他業種から参入する事業所が多く、サービスの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。 ・関係団体からのヒアリング調査において、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所において医療的ケア児が利用できる事業所が不足していることが挙げられており、利用できる事業所の定員数拡大等のサービス提供体制の整備が必要となっています。 ・保育所等訪問支援については、利用者が少ないことから、広く周知・啓発を図り、普及を促進させる必要があります。 ・居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援利用者もサービスの利用が可能となったことから、適切なニーズの把握によりサービス利用につなげる必要があります。

見込量の確保のための方策

・障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
・医療的ケアが必要な障がいのある児童が利用できるサービスについて、事業者に働きかけるなど見込量の確保に努めます。
・居宅訪問型児童発達支援の提供にあたって、サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障害児等の適切な把握に努めます。

②障害児相談支援

現状と課題

現状	・新たに障害児相談支援利用希望者を受入可能な障害児相談支援事業所が不足している状況にあり、障がい者と同様に、セルフプランによる支給決定が多くなされている状況にあります。
課題	・障害児相談支援利用希望者に対し障害児相談支援事業所が不足していることから、障害児相談支援利用希望者全てが障害児通所支援や障害福祉サービスを適切に利用できるよう障害児相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。

見込量の確保のための方策

・セルフプランの減少を図り、障害児通所支援及び障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会において、ニーズに応じた相談支援専門員の確保等について検証・協議し、ＮＰＯ法人等へ同事業の拡大や開始を働きかけるなど、人材の確保・育成に努めます。
・また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人当たりの障害児支援利用計画の作成件数の向上に努めます。

（３）実績及び見込量

①障害児通所支援

【児童発達支援】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	229 (115.7)	283 (134.8)	364 (163.2)	373	460	572
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	772 (113.9)	1,166 (165.2)	1,235 (168.0)	1,557	1,972	2,523
定員数（人）	225	265	325	395	486	606
アンケート調査結果等	・小名浜地区で児童発達支援のニーズが高いことがうかがえます。 ・現状、市全体としてのサービスは充足していますが、今後の利用ニーズの高い小名浜地区ではサービスが不足しており、内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜・大久地区でもサービスの不足がみられます。					

【医療型児童発達支援】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用量（日／月）	0	0	0	1	1	1
アンケート調査結果等	・現在、市内にはサービス提供が可能な事業所がありません。					

【居宅訪問型児童発達支援】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人）	0	0	0	6	6	6
利用量（日／月）	0	0	0	24	24	24
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズはごくわずかですが、児童発達支援の利用者のニーズ等も踏まえ、適切なサービスの提供を見込みます。					

【放課後等デイサービス】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	467 (104.9)	548 (106.2)	668 (111.5)	748	837	935
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	4,761 (127.6)	6,253 (139.8)	7,092 (132.2)	8,355	9,857	11,648
定員数（人）	351	381	476	551	640	746
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズは、居宅介護等、生活介護、就労継続支援に次いで高く、今後も利用者の増加が見込まれます。 ・平地区を除く地域でサービスが不足しており、特に、勿来・田人地区、内郷・好間・三和地区でサービスの不足が多くみられます。					

【保育所等訪問支援】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	10 (500.0)	8 (266.7)	26 (520.0)	15	15	15
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	1 (50.0)	2 (66.7)	6 (120.0)	3	3	3
アンケート調査結果等	・小名浜地区で保育所等訪問支援のニーズがやや高いことががうかがえます。					

②障害児相談支援

実績及び見込量

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	396 (81.8)	443 (77.9)	478 (73.2)	524	571	626
アンケート調査結果等	・各地区において、多数のセルフプランが作成されており障害児相談支援事業者が不足していることから、市内全域で計画相談支援のニーズが高い状況にあります。					

2　子ども・子育ての支援等における体制整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、以下のように設定します。

実績及び見込量

【保育所の利用を必要とする障がいのある児童数】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童数（人）	207	208	203	206	206	206

【認定こども園の利用を必要とする障がいのある児童数】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童数（人）	10	6	11	9	9	9

【放課後児童健全育成事業を必要とする障がいのある児童数】

区分	第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童数（人）	82	106	109	115	121	126

見込量確保のための方策

障がいのある児童に対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

第５次いわき市障がい者計画
第６期いわき市障害福祉計画・第２期いわき市障害児福祉計画

発行年月：令和３年３月
発　　行：いわき市　保健福祉部　障がい福祉課
〒970-8686　福島県いわき市平字梅本 21 番地
電話：0246-22-7485(直通)　FAX ：0246-22-3183
URL：http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html